

令和 6 年 6 月

郡 山 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

議案第 78号	令和6年度郡山市一般会計補正予算（第2号）	4
議案第 79号	令和6年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	36
議案第 80号	令和6年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	49
議案第 81号	令和6年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第1号）	59
議案第 82号	郡山市児童発達支援センター設置条例及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	74
議案第 83号	郡山市農業集落排水施設条例及び郡山市公契約条例の一部を改正する条例	78
議案第 84号	郡山市税条例の一部を改正する条例	80
議案第 85号	郡山市手数料条例の一部を改正する条例	85
議案第 86号	郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	92
議案第 87号	郡山市母子生活支援施設条例を廃止する等の条例	97
議案第 88号	郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	100
議案第 89号	郡山市臨時児童扶養等資金の貸付けに係る償還の免除に関する条例の一部を改正する条例	101
議案第 90号	郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	102
議案第 91号	郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例	105
議案第 92号	工事請負契約について	107
議案第 93号	工事請負契約について	108
議案第 94号	工事請負契約について	109
議案第 95号	工事請負契約について	110
議案第 96号	工事請負契約について	111
議案第 97号	工事請負契約について	112
議案第 98号	工事請負契約について	113
議案第 99号	財産の取得について	114
議案第100号	財産の取得について	115
議案第101号	財産の取得について	116

議案第102号	財産の減額貸付について	117
議案第103号	専決処分の承認を求めることについて	119
報告第 2号	専決処分事項の報告について	366
報告第 3号	令和5年度郡山市一般会計継続費繰越計算書	387
報告第 4号	令和5年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書	388
報告第 5号	令和5年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書	390
報告第 6号	令和5年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	391
報告第 7号	令和5年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	392
報告第 8号	令和5年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	393
報告第 9号	令和5年度郡山市工業団地開発事業特別会計継続費繰越計算書	394
報告第10号	令和5年度郡山市水道事業会計継続費繰越計算書	395
報告第11号	令和5年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書	396
報告第12号	令和5年度郡山市下水道事業会計継続費繰越計算書	397
報告第13号	令和5年度郡山市下水道事業会計予算繰越計算書	398

令和6年度郡山市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度郡山市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ370,659千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,532,159千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 国庫支出金		24,759,732	73,296	24,833,028
	1 国庫負担金	15,907,209	13,746	15,920,955
	2 国庫補助金	8,760,976	59,550	8,820,526
18 県支出金		9,876,883	15,780	9,892,663
	1 県負担金	5,838,681	6,873	5,845,554
	2 県補助金	3,456,642	8,907	3,465,549
20 寄附金		174,349	20,148	194,497
	1 寄附金	174,349	20,148	194,497
21 繰入金		9,617,776	153,676	9,771,452
	2 基金繰入金	9,321,034	153,676	9,474,710
23 諸収入		4,194,075	3,559	4,197,634
	5 雑入	472,024	3,559	475,583
24 市債		11,197,700	104,200	11,301,900
	1 市債	11,197,700	104,200	11,301,900
歳 入	合 計	141,161,500	370,659	141,532,159

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		15,371,210	95,250	15,466,460
	1 総務管理費	10,103,994	68,153	10,172,147
	3 戸籍住民基本台帳費	886,621	27,097	913,718
3 民生費		52,639,729	216,392	52,856,121
	1 社会福祉費	4,570,913	△4,532	4,566,381
	2 心身障害者福祉費	7,574,414	1,925	7,576,339
	3 老人福祉費	10,538,156	927	10,539,083
	4 児童福祉費	24,084,089	216,229	24,300,318
	5 生活保護費	5,832,588	1,843	5,834,431
4 衛生費		10,852,507	1,813	10,854,320
	1 保健衛生費	6,416,578	1,813	6,418,391
6 農林水産業費		5,482,330	6,980	5,489,310
	1 農業費	4,901,987	6,980	4,908,967
7 商工費		7,434,171	21,500	7,455,671
	1 商工費	7,434,171	21,500	7,455,671
8 土木費		17,282,383	23,601	17,305,984
	4 都市計画費	9,521,376	7,615	9,528,991
	5 住宅費	1,162,616	15,986	1,178,602
10 教育費		19,054,647	5,776	19,060,423
	2 小中学校費	9,030,804	1,479	9,032,283
	3 社会教育費	5,356,073	111	5,356,184
	4 保健体育費	3,994,306	4,186	3,998,492
14 予備費		305,720	△653	305,067
	1 予備費	305,720	△653	305,067
歳 出	合 計	141,161,500	370,659	141,532,159

一般会計

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	4 児童福祉費	母子生活支援施設解体工事	千円 108,984

第 3 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
新共通基盤システム構築事業	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 24,640
標準化システム用データセンター使用料	令和 6 年度から 令和12年度まで	253,602
大量出力用高速プリンタ賃借料 (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和11年度まで	105,405
税総合システム再構築事業 (標準化)	令和 6 年度から 令和12年度まで	1,166,340
固定資産評価システム改修業務委託料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	15,906
家屋評価・家屋調査表管理システム再構築事業	令和 6 年度から 令和12年度まで	7,511
滞納管理システム再構築事業 (標準化)	令和 6 年度から 令和12年度まで	117,254
戸籍システム再構築事業 (標準化)	令和 6 年度から 令和12年度まで	282,474
戸籍システムデータ移行業務委託料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	51,144
住民情報システム再構築事業 (標準化)	令和 6 年度から 令和12年度まで	233,244

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
選挙システム再構築事業（標準化）	令和6年度から 令和12年度まで	千円 78,565
保健福祉情報システム再構築事業（標準化）	令和6年度から 令和12年度まで	497,439
国民年金システム再構築事業（標準化）	令和6年度から 令和12年度まで	29,356
障害者自立支援システム再構築事業（標準化）	令和6年度から 令和12年度まで	188,518
生活保護システム再構築事業（標準化）	令和6年度から 令和12年度まで	87,196
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム再構築事業（標準化）	令和6年度から 令和12年度まで	36,570
母子保健情報管理システム再構築事業（標準化）	令和6年度から 令和12年度まで	76,687
就学事務システム再構築事業（標準化）	令和6年度から 令和12年度まで	53,761
開成山屋内水泳場指定管理料	令和6年度から 令和11年度まで	898,941

一般会計

第 4 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等除却事業	千円 442,700		%		千円 540,700		%	
農業農村整備事業	1,847,000				1,853,200			
合 計	11,197,700				11,301,900			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税	51,178,824	0	51,178,824
2 地方譲与税	1,256,733	0	1,256,733
3 利子割交付金	13,646	0	13,646
4 配当割交付金	175,195	0	175,195
5 株式等譲渡所得割交付金	114,253	0	114,253
6 法人事業税交付金	937,969	0	937,969
7 地方消費税交付金	8,355,936	0	8,355,936
8 ゴルフ場利用税交付金	18,209	0	18,209
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	81,969	0	81,969
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,067	0	3,067
12 地方特例交付金	1,839,112	0	1,839,112
13 地方交付税	11,930,000	0	11,930,000
14 交通安全対策特別交付金	45,571	0	45,571
15 分担金及び負担金	416,630	0	416,630
16 使用料及び手数料	2,289,998	0	2,289,998
17 国庫支出金	24,759,732	73,296	24,833,028
18 県支出金	9,876,883	15,780	9,892,663
19 財産収入	83,872	0	83,872
20 寄附金	174,349	20,148	194,497
21 繰入金	9,617,776	153,676	9,771,452
22 繰越金	2,600,000	0	2,600,000
23 諸収入	4,194,075	3,559	4,197,634
24 市債	11,197,700	104,200	11,301,900
歳 入 合 計	141,161,500	370,659	141,532,159

一般会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	669,689	0	669,689				
2 総務費	15,371,210	95,250	15,466,460	29,487		3,331	62,432
3 民生費	52,639,729	216,392	52,856,121	49,258	98,000	11,250	57,884
4 衛生費	10,852,507	1,813	10,854,320	825			988
5 労働費	160,941	0	160,941				
6 農林水産業費	5,482,330	6,980	5,489,310		6,200		780
7 商工費	7,434,171	21,500	7,455,671			20,000	1,500
8 土木費	17,282,383	23,601	17,305,984	3,305		15,986	4,310
9 消防費	3,851,726	0	3,851,726				
10 教育費	19,054,647	5,776	19,060,423	6,201		110	△535
11 災害復旧費	128,129	0	128,129				
12 公債費	7,879,401	0	7,879,401				
13 諸支出金	48,917	0	48,917				
14 予備費	305,720	△653	305,067				△653
歳 出 合 計	141,161,500	370,659	141,532,159	89,076	104,200	50,677	126,706

2 歳入

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	15,856,067	13,746	15,869,813	4 児童福祉費 国庫負担金	13,746	子どものための教育・保育給付交付金 13,746
計	15,907,209	13,746	15,920,955			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	2,511,886	22,437	2,534,323	3 戸籍住民基本 台帳費国庫補助金	22,437	社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 22,437
2 民生費国庫補助金	2,291,712	27,946	2,319,658	4 児童福祉費 国庫補助金	27,946	就学前教育・保育施設整備交付金 27,946
3 衛生費国庫補助金	249,403	△ 339	249,064	1 保健衛生費 国庫補助金	△ 339	消費・安全対策交付金 △ 339
7 土木費国庫補助金	1,714,464	3,305	1,717,769	4 都市計画費 国庫補助金	3,305	デジタル田園都市国家構想交付金 3,305
9 教育費国庫補助金	1,942,102	6,201	1,948,303	1 教育総務費 国庫補助金	2,694	教育支援体制整備事業費国庫補助金 2,694
				3 社会教育費 国庫補助金	3,507	デジタル田園都市国家構想交付金 3,507

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	8,760,976	59,550	8,820,526			

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	5,833,466	6,873	5,840,339	4 児童福祉費 県負担金	6,873	子どものための教育・保育給付費県負担金 6,873
計	5,838,681	6,873	5,845,554			

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	39,525	7,050	46,575	1 総務管理費 県補助金	7,050	ふくしま移住支援金給付費県補助金 7,050
2 民生費県補助金	2,128,930	693	2,129,623	4 児童福祉費 県補助金	693	施設型給付費地方単独費県補助金 693
3 衛生費県補助金	198,958	1,164	200,122	1 保健衛生費 県補助金	1,164	妊婦にやさしい遠方出産支援事業費県補助金 1,164

17款 国庫支出金

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	3,456,642	8,907	3,465,549			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附金	2	38	40	2 児童福祉費寄附金	38	子育て支援推進寄附金 38
6 教育費寄附金	2	110	112	2 社会教育費寄附金	110	文化体育振興寄附金 110
7 商工費寄附金	0	20,000	20,000	1 商工費寄附金	20,000	地方創生応援寄附金 20,000
計	174,349	20,148	194,497			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	7,450,000	130,000	7,580,000	1 財政調整基金繰入金	130,000	財政調整基金繰入金 130,000

18款 県支出金

20款 寄附金

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 公共施設等総合管理基金繰入金	1,395,460	23,676	1,419,136	1 公共施設等総合管理基金繰入金	23,676	公共施設等総合管理基金繰入金 23,676
計	9,321,034	153,676	9,474,710			

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	471,706	3,559	475,265	2 雑入	3,559	雇用保険料個人負担分 228 デジタル基盤改革支援補助金 831 コミュニティ事業助成金 2,500
計	472,024	3,559	475,583			

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生債	215,000	98,000	313,000	8 児童福祉債	98,000	公共施設等除却事業債 98,000
5 農林水産業債	1,868,600	6,200	1,874,800	1 農業債	6,200	農業農村整備事業債 6,200

21款 繰入金

23款 諸収入

24款 市債

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	11,197,700	104,200	11,301,900			

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳	節		説明	
					区分	金額		
6 政策開発費	359,109	24,828	383,937	特定財源	7,050	12 委託料	15,428	◎地方創生費 9,400 ○移住・定住促進事業費★ 9,400 ◎市制施行100周年記念事業費 15,428
				国・県	7,050	18 負担金補助及び交付金	9,400	
				一般財源	17,778			
	特定財源の内訳 (県) ふくしま移住支援金給付費県補助金			7,050				
7 情報政策費	1,590,001	42,301	1,632,302	特定財源	831	11 役務費	4,096	◎情報システム運営事業費 42,301
				その他	831	12 委託料	27,020	
				一般財源	41,470	13 使用料及び賃借料	11,185	
特定財源の内訳 (他) デジタル基盤改革支援補助金			831					
13 市民協働推進費	296,189	1,024	297,213	特定財源	2,500	11 役務費	△1,476	◎市民協働推進事業費 △1,476 ○協働のまちづくり推進事業費★ △1,476 ◎自治振興費 2,500
				その他	2,500	18 負担金補助及び交付金	2,500	
				一般財源	△1,476			
	特定財源の内訳 (他) コミュニティ事業助成金			2,500				
計	10,103,994	68,153	10,172,147	特定財源	10,381			
				国・県	7,050			
				その他	3,331			
				一般財源	57,772			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	884,811	27,097	911,908	特定財源 22,437	12 委託料	27,097	◎戸籍事務費 13,836
				国・県 22,437			◎住民基本台帳費 11,275
				一般財源 4,660			◎窓口業務のオンライン化推進事業費 1,986
	特定財源の内訳						○窓口業務のオンライン化推進事業費★ 1,986
	(国) 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金			22,437			
計	886,621	27,097	913,718	特定財源 22,437			
				国・県 22,437			
				一般財源 4,660			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 国保年金費	3,027,083	△4,532	3,022,551	一般財源 △4,532	27 繰出金	△4,532	◎国民健康保険事業費 △4,532
計	4,570,913	△4,532	4,566,381	一般財源 △4,532			

2款 総務費

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	7,377,325	1,925	7,379,250	一般財源 1,925	12 委託料	1,925	◎自立支援事業費 1,925
計	7,574,414	1,925	7,576,339	一般財源 1,925			

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 介護保険事業費	4,549,999	734	4,550,733	一般財源 734	27 繰出金	734	◎介護保険事業費 734
4 後期高齢者医療費	3,899,796	193	3,899,989	一般財源 193	27 繰出金	193	◎後期高齢者医療事業費 193
計	10,538,156	927	10,539,083	一般財源 927			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 こども総務 企画費	1,610,694	39	1,610,733	特定財源 38	24 積立金	39	◎すこやか子育て基金 費 39
				その他 38			
				一般財源 1			
	特定財源の内訳						
	(他) 子育て支援推進寄附金 38						
2 子育て給付 費	7,971,680	2,338	7,974,018	一般財源 2,338	12 委託料	2,338	◎ひとり親家庭医療助 成事業費 2,338
3 こども家庭 費	193,350	109,555	302,905	特定財源 108,984	11 役務費	15	◎母子生活支援施設費 109,555
				市債 98,000	12 委託料	556	
				その他 10,984	14 工事請負費	108,984	
				一般財源 571			
				特定財源の内訳			
	(市債) 公共施設等除却事業債 98,000						
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金 10,984						
4 保育費	12,028,490	104,297	12,132,787	特定財源 49,486	2 給料	32,268	◎職員給与費 43,977
				国・県 49,258	3 職員手当等	8,514	◎民間認可保育所費 54,900
				その他 228	4 共済費	3,195	○認可保育所等整備
				一般財源 54,811	18 負担金補助 及び交付金	60,320	補助事業費★ 31,439
							◎私立幼稚園費 5,420

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 正源 額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
4 保育費	特定財源の内訳						
	(国) 子どものための教育・保育給付交付金				13,746		
	(国) 就学前教育・保育施設整備交付金				27,946		
	(県) 子どものための教育・保育給付費県負担金				6,873		
	(県) 施設型給付費地方単独費県補助金				693		
	(他) 雇用保険料個人負担分				228		
計	24,084,089	216,229	24,300,318	特定財源	158,508		
				国・県	49,258		
				市債	98,000		
				その他	11,250		
				一般財源	57,721		

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護費	5,832,588	1,843	5,834,431	一般財源	1,843	12 委託料	◎生活保護事務費 1,843
計	5,832,588	1,843	5,834,431	一般財源	1,843		

3款 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源 正源 額内 の訳	節		説明		
					区分	金額			
4 保健所健康づくり費	1,329,163	0	1,329,163	特定財源	△339			◎生活習慣病対策推進事業費 ○生活習慣病対策事業費★	0 0
				国・県	△339				
				一般財源	339				
	特定財源の内訳 (国) 消費・安全対策交付金				△339				
8 母子保健衛生費	837,086	1,813	838,899	特定財源	1,164	19 扶助費	1,813	◎母子保健推進活動費 ○妊娠・出産包括支援事業費★	1,813 1,813
				国・県	1,164				
				一般財源	649				
	特定財源の内訳 (県) 妊婦にやさしい遠方出産支援事業費県補助金				1,164				
計	6,416,578	1,813	6,418,391	特定財源	825				
				国・県	825				
				一般財源	988				

4款 衛生費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 農地費	2,620,418	6,980	2,627,398	特定財源 6,200	18 負担金補助 及び交付金	6,980	◎ほ場整備事業費 6,980
				市債 6,200			○県営ほ場整備事業 費★ 6,980
				一般財源 780			
	特定財源の内訳						
	(市債) 農業農村整備事業債			6,200			
計	4,901,987	6,980	4,908,967	特定財源 6,200			
				市債 6,200			
				一般財源 780			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 観光物産費	1,855,030	1,500	1,856,530	一般財源 1,500	18 負担金補助 及び交付金	1,500	◎観光振興対策事業費 1,500
							○旅行誘客推進事業 費★ 1,500

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
3 産業創出費	1,728,344	20,000	1,748,344	特定財源	20,000	12 委託料	20,000	◎新事業創出促進事業費	20,000
				その他	20,000			○産業イノベーション事業費★	16,500
				特定財源の内訳 （他）地方創生応援寄附金				20,000	○知的財産活用推進事業費★
計	7,434,171	21,500	7,455,671	特定財源	20,000				
				その他	20,000				
				一般財源	1,500				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 史跡公園費	92,366	1,004	93,370	一般財源 1,004	10 需用費	1,004	◎大安場史跡公園費 1,004
8 公共交通対策費	351,173	6,611	357,784	特定財源 3,305 国・県 3,305 一般財源 3,306	12 委託料	6,611	◎総合交通対策費 4,406 ◎公共交通対策整備費 2,205
				特定財源の内訳 (国) デジタル田園都市国家構想交付金 3,305			

7款 商工費

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	9,521,376	7,615	9,528,991	特定財源 3,305 国・県 3,305 一般財源 4,310			

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅費	1,162,616	15,986	1,178,602	特定財源 15,986	10 需用費	3,294	◎市営住宅費 15,986
				その他 15,986	14 工事請負費	12,692	
				特定財源の内訳			
				(他) 市営住宅使用料 3,294			
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金 12,692			
計	1,162,616	15,986	1,178,602	特定財源 15,986 その他 15,986			

8款 土木費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 総合教育支援センター費	468,500	0	468,500	特定財源	2,694		◎職員給与費	0
				国・県	2,694			
				一般財源	△2,694			
特定財源の内訳								
(国) 教育支援体制整備事業費国庫補助金				2,694				
計	673,464	0	673,464	特定財源	2,694			
				国・県	2,694			
				一般財源	△2,694			

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 教育研修センター費	797,895	1,479	799,374	一般財源 1,479	13 使用料及び賃借料	1,479	◎教育のＤＸ推進費 1,479 ○教育のＤＸ推進事業費★ 1,479
計	9,030,804	1,479	9,032,283	一般財源 1,479			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
3 文化振興費	3,171,459	111	3,171,570	特定財源 3,617	24 積立金	111	◎ふれあい科学館費 0
				国・県 3,507			◎歴史資料館費 0
				その他 110			○(仮称)歴史情報・公文書館施設整備事業費★ 0
				一般財源 △3,506			◎文化体育振興基金費 111
	特定財源の内訳						
	(国) デジタル田園都市国家構想交付金			3,507			
	(他) 文化体育振興寄附金			110			
計	5,356,073	111	5,356,184	特定財源 3,617			
				国・県 3,507			
				その他 110			
				一般財源 △3,506			

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 スポーツ振興費	3,994,306	4,186	3,998,492	一般財源 4,186	10 需用費	1,773	◎運動場費 602
					13 使用料及び賃借料	2,413	◎屋内水泳場費 2,413
							◎スケート場費 1,171
計	3,994,306	4,186	3,998,492	一般財源 4,186			

10款 教育費

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	305,720	△653	305,067	一般財源	△653		
計	305,720	△653	305,067	一般財源	△653		

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,292) 1,946	1,863,649	7,884,143	6,345,804	16,093,596	3,114,969	19,208,565	
補 正 前	(1,292) 1,927	1,863,649	7,851,875	6,337,290	16,052,814	3,111,774	19,164,588	
比 較	(0) 19	0	32,268	8,514	40,782	3,195	43,977	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	173,650	170,772	123,232	26,127	705,097	26,092	80
	補 正 前	173,650	169,233	123,232	26,127	704,810	26,092	80
	比 較	0	1,539	0	0	287	0	0
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,067,571	1,677,712		2,287	285,135	8,907	55
	補 正 前	2,063,889	1,674,706		2,287	285,135	8,907	55
	比 較	3,682	3,006		0	0	0	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	8,053				1,071,034		
	補 正 前	8,053				1,071,034		
	比 較	0				0		

一般会計

ア 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,280) 157	1,863,649	604,253	867,942	3,335,844	585,989	3,921,833	
補 正 前	(1,280) 138	1,863,649	571,985	859,428	3,295,062	582,794	3,877,856	
比 較	(0) 19	0	32,268	8,514	40,782	3,195	43,977	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		20,559		504	4,157		
	補 正 前		19,020		504	3,870		
	比 較		1,539		0	287		
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	463,965	378,757					
	補 正 前	460,283	375,751					
	比 較	3,682	3,006					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
新共通基盤システム構築事業	24,640			令和 6年度 令和 7年度	24,640			24,640	
標準化システム用データセン ター使用料	253,602			令和 6年度 令和12年度	253,602				253,602
大量出力用高速プリンタ賃借 料 (令和6年度分)	105,405			令和 6年度 令和11年度	105,405				105,405
税総合システム再構築事業 (標準化)	1,166,340			令和 6年度 令和12年度	1,166,340			402,446	763,894
固定資産評価システム改修業 務委託料	15,906			令和 6年度 令和 7年度	15,906			9,900	6,006
家屋評価・家屋調査表管理シ ステム再構築事業	7,511			令和 6年度 令和12年度	7,511				7,511
滞納管理システム再構築事業 (標準化)	117,254			令和 6年度 令和12年度	117,254			83,154	34,100
戸籍システム再構築事業 (標 準化)	282,474			令和 6年度 令和12年度	282,474			173,433	109,041
戸籍システムデータ移行業務 委託料	51,144			令和 6年度 令和 7年度	51,144				51,144

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	市 債	そ の 他	
住民情報システム再構築事業 (標準化)	233,244			令和 6年度 令和12年度	233,244			60,099	173,145
選挙システム再構築事業(標準化)	78,565			令和 6年度 令和12年度	78,565			15,165	63,400
保健福祉情報システム再構築 事業(標準化)	497,439			令和 6年度 令和12年度	497,439			111,760	385,679
国民年金システム再構築事業 (標準化)	29,356			令和 6年度 令和12年度	29,356			3,022	26,334
障害者自立支援システム再構 築事業(標準化)	188,518			令和 6年度 令和12年度	188,518			33,638	154,880
生活保護システム再構築事業 (標準化)	87,196			令和 6年度 令和12年度	87,196			15,681	71,515
レセプト健診データ分析・保 健情報管理システム再構築事 業(標準化)	36,570			令和 6年度 令和12年度	36,570			13,439	23,131
母子保健情報管理システム再 構築事業(標準化)	76,687			令和 6年度 令和12年度	76,687			18,827	57,860
就学事務システム再構築事業 (標準化)	53,761			令和 6年度 令和12年度	53,761			25,759	28,002
開成山屋内水泳場指定管理料	898,941			令和 6年度 令和11年度	898,941				898,941

一般会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普 通 債	35,727,814	44,793,931	補正前の額	10,202,500	3,373,072
			補 正 額	104,200	
			補正後の額	10,306,700	
(2) 民生	1,004,921	1,018,139	補正前の額	215,000	196,862
			補 正 額	98,000	
			補正後の額	313,000	
(5) 農林水産業	1,313,679	3,016,533	補正前の額	1,868,600	147,020
			補 正 額	6,200	
			補正後の額	1,874,800	
合 計	88,370,421	95,033,873	補正前の額	11,197,700	7,471,828
			補 正 額	104,200	
			補正後の額	11,301,900	

一般会計

令和6年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ248,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,704,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		4,844,177	4,436	4,848,613
	1 国民健康保険税	4,844,177	4,436	4,848,613
3 県支出金		20,043,124	△228	20,042,896
	1 県補助金	20,043,124	△228	20,042,896
5 繰入金		3,227,203	3,880	3,231,083
	1 他会計繰入金	2,977,203	△4,532	2,972,671
	2 基金繰入金	250,000	8,412	258,412
6 繰越金		250,000	240,000	490,000
	1 繰越金	250,000	240,000	490,000
歳 入	合 計	28,456,800	248,088	28,704,888

国民健康保険特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		6,984,655	△2,106	6,982,549
	1 医療給付費分	4,787,702	4,882	4,792,584
	2 後期高齢者支援金等分	1,605,701	5,982	1,611,683
	3 介護納付金分	591,252	△12,970	578,282
5 基金積立金		250,165	240,000	490,165
	1 基金積立金	250,165	240,000	490,165
6 諸支出金		46,443	10,194	56,637
	1 償還金及び還付加算金	46,443	10,194	56,637
歳 出 合 計		28,456,800	248,088	28,704,888

国民健康保険特別会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム再構築事業（標準化）	令和 6 年度から 令和12年度まで	千円 315,955
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム再構築事業（標準化）	令和 6 年度から 令和12年度まで	74,849

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	4,844,177	4,436	4,848,613
2 国庫支出金	5,511	0	5,511
3 県支出金	20,043,124	△228	20,042,896
4 財産収入	164	0	164
5 繰入金	3,227,203	3,880	3,231,083
6 繰越金	250,000	240,000	490,000
7 諸収入	86,621	0	86,621
歳 入 合 計	28,456,800	248,088	28,704,888

国民健康保険特別会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	652,962	0	652,962				
2 保険給付費	19,940,632	0	19,940,632				
3 国民健康保険事業費納付金	6,984,655	△2,106	6,982,549	△228		△4,532	2,654
4 保健事業費	381,943	0	381,943				
5 基金積立金	250,165	240,000	490,165				240,000
6 諸支出金	46,443	10,194	56,637				10,194
7 予備費	200,000	0	200,000				
歳出合計	28,456,800	248,088	28,704,888	△228		△4,532	252,848

2 歳入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険税	4,844,177	4,436	4,848,613	1 医療給付費 分現年課税 分	28,356	医療給付費分現年課税分 28,356
				2 後期高齢者 支援金等分 現年課税分	△ 23,282	後期高齢者支援金等分現年課税分 △ 23,282
				3 介護納付金 分現年課税 分	△ 50,961	介護納付金分現年課税分 △ 50,961
				4 医療給付費 分滞納繰越 分	32,531	医療給付費分滞納繰越分 32,531
				5 後期高齢者 支援金等分 滞納繰越分	12,691	後期高齢者支援金等分滞納繰越分 12,691
				6 介護納付金 分滞納繰越 分	5,101	介護納付金分滞納繰越分 5,101
計	4,844,177	4,436	4,848,613			

国民健康保険特別会計

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険保険給付費等交付金	20,031,474	△ 228	20,031,246	2 特別交付金	△ 228	特別調整県交付金 保険者努力支援県交付金
計	20,043,124	△ 228	20,042,896			△ 42 △ 186

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,977,203	△ 4,532	2,972,671	7 その他一般会計繰入金	△ 4,532	その他一般会計繰入金
計	2,977,203	△ 4,532	2,972,671			△ 4,532

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	250,000	8,412	258,412	1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	8,412	国民健康保険事業財政調整基金繰入金
						8,412

国民健康保険特別会計

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	250,000	8,412	258,412			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	250,000	240,000	490,000	1 前年度繰越金	240,000	前年度繰越金 240,000
計	250,000	240,000	490,000			

3 歳出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 医療給付費分	4,787,702	4,882	4,792,584	特定財源 △4,760 国・県 △228 その他 △4,532 一般財源 9,642	18 負担金補助及び交付金	4,882	◎医療給付費分 4,882
	特定財源の内訳						
	(県) 特別調整県交付金			△42			
	(県) 保険者努力支援県交付金			△186			
	(他) その他一般会計繰入金			△4,532			
計	4,787,702	4,882	4,792,584	特定財源 △4,760 国・県 △228 その他 △4,532 一般財源 9,642			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 後期高齢者支援金等分	1,605,701	5,982	1,611,683	一般財源 5,982	18 負担金補助及び交付金	5,982	◎後期高齢者支援金等分 5,982
計	1,605,701	5,982	1,611,683	一般財源 5,982			

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金分	591,252	△12,970	578,282	一般財源 △12,970	18 負担金補助及び交付金	△12,970	◎介護納付金分 △12,970
計	591,252	△12,970	578,282	一般財源 △12,970			

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	250,165	240,000	490,165	一般財源 240,000	24 積立金	240,000	◎国民健康保険事業財政調整基金費 240,000
計	250,165	240,000	490,165	一般財源 240,000			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	3	10,194	10,197	一般財源 10,194	22 償還金利子及び割引料	10,194	◎県支出金返還金 10,194
計	46,443	10,194	56,637	一般財源 10,194			

国民健康保険特別会計

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
国民健康保険システム再構築事業（標準化）	315,955			令和 6年度 令和12年度	315,955			315,955	
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム再構築事業（標準化）	74,849			令和 6年度 令和12年度	74,849			74,849	

令和6年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,181,173千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		927,034	193	927,227
	1 他会計繰入金	927,034	193	927,227
歳 入	合 計	4,180,980	193	4,181,173

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		117,345	193	117,538
	2 徴収費	16,801	193	16,994
歳 出	合 計	4,180,980	193	4,181,173

後期高齢者医療特別会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料徴収システム再構築事業（標準化）	令和 6 年度から 令和12年度まで	千円 108,698
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム再構築事業（標準化）	令和 6 年度から 令和12年度まで	9,145

後期高齢者医療特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険料	3, 225, 634	0	3, 225, 634
2 繰入金	927, 034	193	927, 227
3 繰越金	1	0	1
4 諸収入	28, 311	0	28, 311
歳 入 合 計	4, 180, 980	193	4, 181, 173

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	117,345	193	117,538			193	
2 広域連合納付金	4,045,080	0	4,045,080				
3 保健事業費	9,015	0	9,015				
4 諸支出金	9,540	0	9,540				
歳出合計	4,180,980	193	4,181,173			193	

2 歳入
(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	927,034	193	927,227	1 事務費繰入金	193	事務費繰入金 193
計	927,034	193	927,227			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 徴収費	16,801	193	16,994	特定財源 193	12 委託料	193	◎徴収事務費 193
				その他 193			
特定財源の内訳 (他) 事務費繰入金				193			
計	16,801	193	16,994	特定財源 193 その他 193			

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
後期高齢者医療保険料徴収システム再構築事業（標準化）	108,698			令和 6年度 令和12年度	108,698			108,698	
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム再構築事業（標準化）	9,145			令和 6年度 令和12年度	9,145			9,145	

令和6年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度郡山市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ734千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,672,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 繰入金		4,357,328	734	4,358,062
	1 一般会計繰入金	4,357,328	734	4,358,062
歳 入	合 計	27,671,992	734	27,672,726

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		754,665	734	755,399
	1 総務管理費	416,968	734	417,702
歳 出	合 計	27,671,992	734	27,672,726

介護保険特別会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム再構築事業（標準化）	令和 6 年度から 令和12年度まで	千円 435, 601
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム再構築事業（標準化）	令和 6 年度から 令和12年度まで	9, 145

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険料	6,430,524	0	6,430,524
2 国庫支出金	5,926,402	0	5,926,402
3 支払基金交付金	7,138,521	0	7,138,521
4 県支出金	3,818,188	0	3,818,188
5 財産収入	425	0	425
6 繰入金	4,357,328	734	4,358,062
7 繰越金	1	0	1
8 諸収入	603	0	603
歳 入 合 計	27,671,992	734	27,672,726

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	754,665	734	755,399			734	
2 保険給付費	25,555,752	0	25,555,752				
3 地域支援事業費	1,112,377	0	1,112,377				
4 基金積立金	95,378	0	95,378				
5 諸支出金	123,820	0	123,820				
6 予備費	30,000	0	30,000				
歳出合計	27,671,992	734	27,672,726			734	

2 歳入
(款) 6 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 その他一般会計繰入金	1,008,183	734	1,008,917	2 事務費繰入金	734	事務費繰入金 734
計	4,357,328	734	4,358,062			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源 内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	416,968	734	417,702	特定財源 734	12 委託料	734	◎一般管理事務費 734
				その他 734			
	特定財源の内訳 (他) 事務費繰入金			734			
計	416,968	734	417,702	特定財源 734 その他 734			

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
介護保険システム再構築事業 (標準化)	435,601			令和 6年度 令和12年度	435,601			435,601	
レセプト健診データ分析・保 健情報管理システム再構築事 業 (標準化)	9,145			令和 6年度 令和12年度	9,145			9,145	

(予 算 資 料)

1 令和6年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		141,161,500	370,659	141,532,159
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,456,800	248,088	28,704,888
	後期高齢者医療特別会計	4,180,980	193	4,181,173
	介護保険特別会計	27,671,992	734	27,672,726
	公共用地先行取得事業特別会計	9,183	0	9,183
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	328	0	328
	富田第二土地区画整理事業特別会計	282,243	0	282,243
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	940,389	0	940,389
	徳定土地区画整理事業特別会計	556,086	0	556,086
	大町土地区画整理事業特別会計	854,229	0	854,229
	駐車場事業特別会計	164,890	0	164,890
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,795	0	22,795
	総合地方卸売市場特別会計	1,015,042	0	1,015,042
	工業団地開発事業特別会計	3,592,556	0	3,592,556
	熱海温泉事業特別会計	548,086	0	548,086
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	11,328	0	11,328
	多田野財産区特別会計	8,006	0	8,006
	河内財産区特別会計	19,408	0	19,408

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	1,023	0	1,023
	舟津財産区特別会計	26,286	0	26,286
	館財産区特別会計	25,401	0	25,401
	浜路財産区特別会計	785	0	785
	横沢財産区特別会計	14,759	0	14,759
	中野財産区特別会計	2,938	0	2,938
	後田財産区特別会計	2,354	0	2,354
	水道事業会計	14,083,889	0	14,083,889
	簡易水道事業会計	338,299	0	338,299
	下水道事業会計	20,550,429	0	20,550,429
	農業集落排水事業会計	1,148,645	0	1,148,645
	計	104,529,149	249,015	104,778,164
	合 計	245,690,649	619,674	246,310,323

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款 名 節 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 報酬															0	2,334,319	2,334,319
2 給料			32,268												32,268	7,902,971	7,935,239
3 職員手当等			8,514												8,514	6,450,034	6,458,548
4 共済費			3,195												3,195	3,199,641	3,202,836
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費															0	652,293	652,293
8 旅費															0	219,496	219,496
9 交際費															0	3,838	3,838
10 需用費								4,298		1,773					6,071	6,458,767	6,464,838
11 役務費		2,620	15												2,635	884,160	886,795
12 委託料		69,545	6,662				20,000	6,611							102,818	19,275,750	19,378,568
13 使用料及び賃借料		11,185								3,892					15,077	2,385,133	2,400,210
14 工事請負費			108,984					12,692							121,676	10,244,261	10,365,937
15 原材料費															0	75,460	75,460
16 公有財産購入費															0	181,379	181,379
17 備品購入費															0	388,388	388,388
18 負担金補助及び交付金		11,900	60,320			6,980	1,500								80,700	29,584,607	29,665,307
19 扶助費				1,813											1,813	26,017,997	26,019,810
20 貸付金															0	3,404,288	3,404,288
21 補償補填及び賠償金															0	398,682	398,682
22 償還金利子及び割引料															0	8,080,741	8,080,741
23 投資及び出資金															0	1,968,431	1,968,431
24 積立金			39							111					150	160,876	161,026
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,617	9,617
27 繰出金			△3,605												△3,605	10,571,613	10,568,008
予備費														△653	△653	305,720	305,067
歳 出 合 計		95,250	216,392	1,813		6,980	21,500	23,601		5,776				△653	370,659	141,161,500	141,532,159

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款 名 性 質 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 人件費			43,977												43,977	19,966,439	20,010,416
うち職員給			32,268												32,268	7,902,971	7,935,239
2 扶助費			28,881	1,813											30,694	33,968,290	33,998,984
3 公債費															0	7,879,401	7,879,401
4 物件費		84,826	115,661				20,000	6,611		3,892					230,990	24,739,246	24,970,236
5 維持補修費								4,298		1,773					6,071	2,160,841	2,166,912
6 補助費等		10,424					1,500								11,924	17,069,083	17,081,007
うち補助交付金		11,900													11,900	5,461,721	5,473,621
7 積立金			39							111					150	160,876	161,026
8 投資及び出資金															0	1,968,431	1,968,431
9 貸付金															0	3,404,288	3,404,288
10 繰出金			△3,605												△3,605	10,571,613	10,568,008
11 普通建設事業費			31,439			6,980		12,692							51,111	18,750,707	18,801,818
(1)補助事業費			31,439												31,439	9,131,775	9,163,214
(2)単独事業費						6,980		12,692							19,672	9,618,932	9,638,604
12 災害復旧事業費															0	216,565	216,565
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														△653	△653	305,720	305,067
歳 出 合 計		95,250	216,392	1,813		6,980	21,500	23,601		5,776				△653	370,659	141,161,500	141,532,159

4 令和6年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	6 政策開発費	UIJターン支援補助金	44,400	9,400	53,800
		13 市民協働推進費	コミュニティ助成事業費補助金	0	2,500	2,500
3 民生費	4 児童福祉費	4 保育費	認可保育所等施設整備費補助金	62,730	31,439	94,169
7 商工費	1 商工費	2 観光物産費	風とロック芋煮会開催地負担金	0	1,500	1,500

郡山市児童発達支援センター設置条例及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市児童発達支援センター設置条例及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(郡山市児童発達支援センター設置条例の一部改正)

第1条 郡山市児童発達支援センター設置条例（平成26年郡山市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、障害のある児童及び障害のおそれがあると思われる児童の福祉の向上及び健やかな育成を図るため、法第43条に規定する<u>児童発達支援センター</u>（以下「支援センター」という。）を設置する。 (支援センターの事業) 第3条 支援センターは、次の事業を行う。 (1) (略) (2) 居宅訪問型児童発達支援（法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。）に関すること。 (3) 保育所等訪問支援（法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）に関すること。 (4) 障害児相談支援（法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）に関すること。 (5)・(6) (略)	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、障害のある児童及び障害のおそれがあると思われる児童の福祉の向上及び健やかな育成を図るため、法第43条第1号に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>（以下「支援センター」という。）を設置する。 (支援センターの事業) 第3条 支援センターは、次の事業を行う。 (1) (略) (2) 居宅訪問型児童発達支援（法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。）に関すること。 (3) 保育所等訪問支援（法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）に関すること。 (4) 障害児相談支援（法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）に関すること。 (5)・(6) (略)

(郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年郡山市条例第81号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第 1（第 4 条関係）	
機関	事務
(略)	
6 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を利用する児童で第一子のものの保護者に対する利用者負担額に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	
15 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し実施する就学に必要な費用の援助（以下「就学援助」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	

別表第 2（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報
(略)		
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
3 市長	地方税法（昭和25年法律	生活保護法による保護の実施若

別表第 1（第 4 条関係）	
機関	事務
(略)	
6 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援及び同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援を利用する児童で第一子のものの保護者に対する利用者負担額に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	
15 教育委員会	学校教育法第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し実施する就学に必要な費用の援助（以下「就学援助」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	

別表第 2（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報
(略)		
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
3 市長	地方税法（昭和25年法律	生活保護法による保護の実施若

	第226号) その他の地方税しくは就労自立給付金若しくは に関する法律及びこれら進学・就職準備給付金の支給に の法律に基づく条例によ る地方税の賦課徴収又は 係情報」という。)、中国残留 地方税に関する調査(犯 邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等 に関する事務であって規 則で定めるもの	に関する法律(平成6年法律第30 号)による支援給付又は配偶者 支援金の支給に関する情報(以 下「中国残留邦人等支援給付等 関係情報」という。)、外国人 保護関係情報又は市税(国民健 康保険税を含む。)、市営住宅 使用料、高齢者の医療の確保に 関する法律(昭和57年法律第80 号)による保険料、介護保険法 による保険料若しくは子ども・ 子育て支援法(平成24年法律第 65号)による支給認定保護者若 しくは扶養義務者が負担すべき 費用の納付の状況若しくは徴収 に関する情報(以下「市税等の 納付等関係情報」という。)で あって規則で定めるもの		第226号) その他の地方税しくは就労自立給付金若しくは に関する法律及びこれら進学準備給付金の支給に関する の法律に基づく条例によ る地方税の賦課徴収又は 係情報」という。)、中国残留邦人等 地方税に関する調査(犯 邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住 帰国した中国残留邦人等及び特 に関する事務であって規 則で定めるもの	に関する法律(平成6年法律第30号)に よる支援給付又は配偶者支援金 の支給に関する情報(以下「中 国残留邦人等支援給付等関係情 報」という。)、外国人保護関 係情報又は市税(国民健康保険 税を含む。)、市営住宅使用料 、高齢者の医療の確保に関する 法律(昭和57年法律第80号)に よる保険料、介護保険法による 保険料若しくは子ども・子育て 支援法(平成24年法律第65号) による支給認定保護者若しくは 扶養義務者が負担すべき費用の 納付の状況若しくは徴収に関す る情報(以下「市税等の納付等 関係情報」という。)であって 規則で定めるもの	
	(略)			(略)		
18 市長	児童福祉法第6条の2の	(略)		18 市長	児童福祉法第6条の2の	(略)

2 第 2 項に規定する児童 発達支援を利用する児童 で第一子のものの保護者 に対する利用者負担額に 係る補助金の支給に関す る事務であって規則で定 めるもの			
(略)			
別表第 3 (第 5 条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の 決定及び実施、就労自立 給付金若しくは進学・就 職準備給付金の支給、保 護に要する費用の返還又 は徴収金の徴収に関する 事務であって規則で定め るもの	(略)	
(略)			

2 第 2 項に規定する児童 発達支援及び同条第 3 項 に規定する医療型児童発 達支援を利用する児童で 第一子のものの保護者に 対する利用者負担額に係 る補助金の支給に関する 事務であって規則で定め るもの			
(略)			
別表第 3 (第 5 条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の 決定及び実施、就労自立 給付金若しくは進学準備 給付金の支給、保護に要 する費用の返還又は徴収 金の徴収に関する事務で あって規則で定めるもの	(略)	
(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市農業集落排水施設条例及び郡山市公契約条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市農業集落排水施設条例及び郡山市公契約条例の一部を改正する条例

(郡山市農業集落排水施設条例の一部改正)

第1条 郡山市農業集落排水施設条例(平成4年郡山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(供用開始の告示等) 第4条 上下水道事業管理者は、排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除すべき区域及び供用を開始しようとする排水施設の位置を告示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。 2 (略)	(供用開始の告示等) 第4条 上下水道事業管理者は、排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除すべき区域及び供用を開始しようとする排水施設の位置を告示し、かつ、これを表示した図面を <u>郡山市役所内において</u> 一般の縦覧に供しなければならない。 2 (略)

(郡山市公契約条例の一部改正)

第2条 郡山市公契約条例(平成28年郡山市条例第64号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(労働者等への周知) 第11条 事業者等は、公契約のうち規則で定める契約に係る業務に従事する労働者等に対し、次に掲げる事項について業務が実施される作業所等の見やすい場所に <u>掲示する等の方法により、周知</u> しなければならない。 (1) (略) (2) 第5条に規定する事業者等の責務及び規則で定める関係法令 (3) (略)	(労働者等への周知) 第11条 事業者等は、公契約のうち規則で定める契約に係る業務に従事する労働者等に対し、次に掲げる事項について業務が実施される作業所等の見やすい場所に <u>掲示し、又は書面を交付</u> しなければならない。 (1) (略) (2) 第5条に規定する事業者等の責務及び規則で定める関係法令 <u>条項</u> (3) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

アナログ規制の見直しに伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市税条例の一部を改正する条例

郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第44条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公	（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第44条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公

益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(地方活力向上地域における固定資産税の課税免除)

第48条の6 地方活力向上地域（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の認定（同法第7条第1項の変更の認定を含む。）を受けた同法第5条第1項に規定する地域再生計画に定められた同条第4項第5号イに規定する地域をいう。以下この項及び第50条の5第1項において同じ。）内において、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下この項において「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下この項及び第50条の5第1項において「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(地方活力向上地域における固定資産税の課税免除)

第48条の6 地方活力向上地域（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の認定（同法第7条第1項の変更の認定を含む。）を受けた同法第5条第1項に規定する地域再生計画に定められた同条第4項第5号イに規定する地域をいう。以下この項及び第50条の5第1項において同じ。）内において、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下この項において「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下この項及び第50条の5第1項において「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

2 (略)

(地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例)

第50条の5 地方活力向上地域内において、公示日から令和8年3月31日までの間に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、第50条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする不均一の課税をするものとする。

(略)

2 (略)

附 則

2 (略)

(地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例)

第50条の5 地方活力向上地域内において、公示日から令和6年3月31日までの間に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、第50条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする不均一の課税をするものとする。

(略)

2 (略)

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～6 (略) <u>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</u> <u>8～14 (略)</u> <u>15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>16～19 (略)</u>	<u>産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～6 (略) <u>7～13 (略)</u> <u>14～17 (略)</u>
---	--

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第44条の改正規定 令和7年4月1日
 - (2) 附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日
 - 2 この条例による改正後の郡山市税条例(次条及び第3条において「新条例」という。)第48条の6、第50条の5並びに附則第10条の2第7項及び第15項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第48条の6及び第50条の5の規定は、令和6年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る課税免除又は不均一課税について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した事業者に係る課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。
 - 3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び次条において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市手数料条例の一部を改正する条例

郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
(略)					(略)				
194	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第12条第1項及び第30条第1項の規定に基づく工事の許可の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 1件	16,000円					
			盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1件	27,000円					
			盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの 1件	39,000円					

一トルを超え、 2,000平方メー トル以内のもの 1件	
盛土又は切土を する土地の面積 が2,000平方メ ートルを超え、 3,000平方メー トル以内のもの 1件	57,000円
盛土又は切土を する土地の面積 が3,000平方メ ートルを超え、 5,000平方メー トル以内のもの 1件	72,000円
盛土又は切土を する土地の面積 が5,000平方メ ートルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの 1件	96,000円
盛土又は切土を する土地の面積	150,000円

が10,000平方メ ートルを超え、 20,000平方メー トル以内のもの 1件	
盛土又は切土を する土地の面積 が20,000平方メ ートルを超え、 40,000平方メー トル以内のもの 1件	230,000円
盛土又は切土を する土地の面積 が40,000平方メ ートルを超え、 70,000平方メー トル以内のもの 1件	370,000円
盛土又は切土を する土地の面積 が70,000平方メ ートルを超え、 100,000平方メ ートル以内のも の 1件	530,000円
盛土又は切土を	690,000円

	する土地の面積 が 100,000 平方 メートルを超え るもの 1 件	
土石の堆積に関 する工事の許可 申請手数料	土石の堆積をす る土地の面積が 500 平方メート ル以内のもの 1 件	11,000円
	土石の堆積をす る土地の面積が 500 平方メート ルを超え、 1,000 平方メー トル以内のもの 1 件	13,000円
	土石の堆積をす る土地の面積が 1,000 平方メー トルを超え、 2,000 平方メー トル以内のもの 1 件	16,000円
	土石の堆積をす る土地の面積が 2,000 平方メー トルを超え、	19,000円

3,000平方メートル以内のもの 1件	
土石の堆積をす る土地の面積が 3,000平方メー トルを超え、 5,000平方メー トル以内のもの 1件	28,000円
土石の堆積をす る土地の面積が 5,000平方メー トルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの 1件	31,000円
土石の堆積をす る土地の面積が 10,000平方メー トルを超え、 20,000平方メー トル以内のもの 1件	38,000円
土石の堆積をす る土地の面積が 20,000平方メー	52,000円

			トルを超え、 40,000平方メー トル以内のもの 1件	
			土石の堆積をす る土地の面積が 40,000平方メー トルを超え、 70,000平方メー トル以内のもの 1件	72,000円
			土石の堆積をす る土地の面積が 70,000平方メー トルを超え、 100,000平方メ ートル以内のも の 1件	100,000円
			土石の堆積をす る土地の面積が 100,000平方メ ートルを超える もの 1件	130,000円
195	盛土規制法第16 条第1項及び第35 条第1項の規定に 基づく工事	宅地造成、特定 盛土等及び土石 の堆積に関する 工事の変更許可	変更許可申請1件につき、工事の 変更に係る部分の面積に応じ前号 に規定する額	

	の計画の変更許可の申請に対する審査	申請手数料		
196	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく、盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく、数料	1件	250円
備考（略）			備考（略）	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提 案 要 旨）

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請手数料等を定める。

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第35条 (略) 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>25人</u>につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下回ることとはできない。 3 (略)	(職員) 第35条 (略) 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>30人</u>につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下回ることとはできない。 3 (略)

(郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第30条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人	(職員) 第30条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人

(職員)

第32条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号について同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定

(職員)

第32条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号について同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定

に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね <u>15人</u> につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人 3 (略)	に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね <u>20人</u> につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人 3 (略)
--	--

(郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
(職員の数等) 第5条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 <table> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table> 4～6 (略)	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人	(略)		(職員の数等) 第5条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 <table> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table> 4～6 (略)	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人	(略)	
園児の区分	員数																
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人																
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人																
(略)																	
園児の区分	員数																
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人																
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人																
(略)																	

(郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年郡山市条例第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員配置) 第4条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の子ども	(職員配置) 第4条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の子ども

もおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。 2・3 (略)	もおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。 2・3 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 当分の間、第1条の規定による改正後の郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 前項に規定する期間内においても、保育所は、第1条の規定による改正後の郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項に定める基準を満たす数の保育士を置くよう努めなければならない。
(郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 当分の間、第2条の規定による改正後の郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 5 前項に規定する期間内においても、第29条に規定する小規模保育事業所A型、第32条第1項に規定する小規模保育事業所B型、第44条に規定する保育所型事業所内保育事業所及び第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業所は、第2条の規定による改正後の郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。
(郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 当分の間、第3条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 7 前項に規定する期間内においても、幼保連携型認定こども園は、第3条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項に定める基準を満たす数の職員を置くよう努めなければならない。
(郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 当分の間、第4条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、適用しな

い。この場合において、第4条の規定による改正前の郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 9 前項に規定する期間内においても、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、第4条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項に定める基準を満たす数の職員を置くよう努めなければならない。

(提 案 要 旨)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市母子生活支援施設条例を廃止する等の条例を次のように制定する。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市母子生活支援施設条例を廃止する等の条例

(郡山市母子生活支援施設条例の廃止)

第1条 郡山市母子生活支援施設条例(昭和40年郡山市条例第54号)は、廃止する。

(郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年郡山市条例第61号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置)	附 則 (経過措置)
	<u>2 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号。以下「平成23年改正省令」という。)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる母子生活支援施設の建物であって、この条例の施行の際現に当該母子生活支援施設の用に供されているものについては、第24条第1号の規定(相談室に係る部分に限る。)は、適用しない。</u>
	<u>3 平成23年改正省令第71号附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる母子生活支援施設の建物であって、この条例の施行の際現に当該母子生活支援施設の用に供されるものについては、第24条第2号(調理設備、浴室に係る部分に限る。)及び第3号の規定は適用しない。</u>
<u>2～5</u> (略)	<u>4～7</u> (略)
(保育所の職員配置に係る特例)	(保育所の職員配置に係る特例)
<u>6・7</u> (略)	<u>8・9</u> (略)
<u>8</u> 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長	<u>10</u> 附則第8項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長

が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第5項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第35条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

（郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

2 郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

11 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第7項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第35条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

改正後	改正前
附 則 （幼保連携型認定こども園の設置に係る特例） 5・6 （略） 7 前項に規定する者が、保育所（この条例の施行の際現に児童福祉施設条例<u>附則第4項</u>の規定の適用を受けているものに限る。）を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第6項第1号の規定の適用については、当該幼保連携型認定こども園が施行日以後に増築され、改築等されるまでの間、同号中「3.3平方メートル」とあるのは、「1.65平方メートル」とする。 8 （略）	附 則 （幼保連携型認定こども園の設置に係る特例） 5・6 （略） 7 前項に規定する者が、保育所（この条例の施行の際現に児童福祉施設条例<u>附則第6項</u>の規定の適用を受けているものに限る。）を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第6項第1号の規定の適用については、当該幼保連携型認定こども園が施行日以後に増築され、改築等されるまでの間、同号中「3.3平方メートル」とあるのは、「1.65平方メートル」とする。 8 （略）

(提 案 要 旨)

郡山市母子生活支援施設を廃止することに伴い、関係条例の廃止等を行う。

郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （東日本大震災に伴う災害援護資金の貸付けに係る償還期間等の特例） 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）<u>第13条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第12条第2項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。 3 （略）	附 則 （東日本大震災に伴う災害援護資金の貸付けに係る償還期間等の特例） 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）<u>第14条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第12条第2項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。 3 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提 案 要 旨）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市臨時児童扶養等資金の貸付けに係る償還の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市臨時児童扶養等資金の貸付けに係る償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

郡山市臨時児童扶養等資金の貸付けに係る償還の免除に関する条例（令和元年郡山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条第2項及び第31条の6第5項の規定により、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）<u>附則第5条第1項</u>に規定する母子臨時児童扶養等資金及び同令附則第6条第1項に規定する父子臨時児童扶養資金（次条において「臨時児童扶養等資金」という。）の貸付けに係る償還の免除について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条第2項及び第31条の6第5項の規定により、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）<u>附則第7条第1項</u>に規定する母子臨時児童扶養等資金及び同令附則第8条第1項に規定する父子臨時児童扶養資金（次条において「臨時児童扶養等資金」という。）の貸付けに係る償還の免除について必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提 案 要 旨）

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

郡山市国民健康保険税条例（昭和40年郡山市条例第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第3条 （略） 2 （略） 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 （略） （保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) （略） (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保	（課税額） 第3条 （略） 2 （略） 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 （略） （保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) （略） (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保

険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

附 則

(福島第一原子力発電所事故に伴う保険税の減免に係る申請の特例)

- 21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、令和5年度分及び令和6年度分の保険税に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。

険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

附 則

(福島第一原子力発電所事故に伴う保険税の減免に係る申請の特例)

- 21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、平成23年度分から令和5年度分までの保険税に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

地方税法施行令等の一部改正等に伴い、国民健康保険税の課税、減額の特例等について所要の改正を行う。

郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

(郡山市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(水道技術管理者の資格) 第41条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 。(1)～(4) (略) (5) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 (6) (略)	(水道技術管理者の資格) 第41条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 。(1)～(4) (略) (5) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 (6) (略)

(郡山市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 郡山市簡易水道事業給水条例(昭和42年郡山市条例第76号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(水道技術管理者の資格) 第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 。(1)～(4) (略) (5) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 (6) (略)	(水道技術管理者の資格) 第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 。(1)～(4) (略) (5) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 (6) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の郡山市水道事業給水条例第41条第5号に規定する講習の課程を修了している者は、第1条の規定による改正後の郡山市水道事業給水条例第41条第5号に規定する講習の課程を修了している者とみなす。

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の郡山市簡易水道事業給水条例第40条第5号に規定する講習の課程を修了している者は、第2条の規定による改正後の郡山市簡易水道事業給水条例第40条第5号に規定する講習の課程を修了している者とみなす。

(提 案 要 旨)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令による水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- 1 契約の目的 旧郡山市立赤津小学校解体工事
- 2 工事場所 郡山市湖南町地内
- 3 工事概要 解体工事
校舎
鉄筋コンクリート造2階建 延べ1,295.0平方メートル
屋内運動場
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 延べ480.0平方メートル
- 4 契約金額 金224,554,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市熱海町安子島字馬場82番地
有限会社若林造園土木
代表取締役 若 林 宏 一
- 7 支出科目 令和6年度（継続費）
一般会計
（款）2 総務費
（項）1 総務管理費
（目）10 財産管理費

（提 案 要 旨）

旧郡山市立赤津小学校解体工事の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- 1 契約の目的 旧郡山市立中野小学校解体工事
- 2 工事場所 郡山市湖南町地内
- 3 工事概要 解体工事
校舎
鉄筋コンクリート造2階建 延べ1,361.0平方メートル
屋内運動場
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 延べ497.0平方メートル
- 4 契約金額 金152,581,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市田村町金屋字孫右エ門平41番地の1
株式会社丸建工業
代表取締役 涌 井 健
- 7 支出科目 令和6年度
一般会計
(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費
(目) 10 財産管理費

(提 案 要 旨)

旧郡山市立中野小学校解体工事の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- 1 契約の目的 河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間））
- 2 工事場所 郡山市田村町徳定字中河原地内
- 3 工事概要 施工延長 160.62メートル
管渠工 一式
工事用道路工 一式
- 4 契約金額 金481,500,800円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市安積三丁目308番地
早川・八光特定建設工事共同企業体
構 成 員 郡山市安積三丁目308番地
（代表者） 早川建設工業株式会社
代表取締役 早 川 敬
構 成 員 郡山市並木二丁目1番地の3
八光建設株式会社
代表取締役 宗 像 剛
- 7 支出科目 令和6年度（繰越明許費）
一般会計
（款）8 土木費
（項）3 河川費
（目）1 河川費

（提 案 要 旨）

河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間））の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 河川改修工事（準用河川愛宕川） |
| 2 工事場所 | 郡山市富久山町久保田字我妻地内 |
| 3 工事概要 | 施工延長 103.9メートル
プレキャストボックスカルバート工 一式
現場打函渠工 一式 |
| 4 契約金額 | 金412,225,000円 |
| 5 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 契約の相手方 | 郡山市安積荒井本町32番地
尚楠・人輝特定建設工事共同企業体
構 成 員 郡山市安積荒井本町32番地
（代表者） 株式会社尚楠
代表取締役 遠 藤 正 泰
構 成 員 郡山市安積荒井一丁目33番地
株式会社人輝
代表取締役 小 沼 輝 雄 |
| 7 支出科目 | 令和6年度（繰越明許費）
一般会計
（款） 8 土木費
（項） 3 河川費
（目） 1 河川費 |

（提 案 要 旨）

河川改修工事（準用河川愛宕川）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 校舎長寿命化改修事業 郡山市立大成小学校校舎内部改修工事（Ⅱ期） |
| 2 工事場所 | 郡山市鳴神二丁目地内 |
| 3 工事概要 | 鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,439.06平方メートル
普通教室
教育相談室
通級指導教室
音楽室
音楽準備室等 |
| 4 契約金額 | 金158,400,000円 |
| 5 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 契約の相手方 | 郡山市田村町金屋字上川原286番地の12
株式会社蔭山工務店
代表取締役 蔭 山 寿 一 |
| 7 支出科目 | 令和6年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）3 学校施設費 |

（提 案 要 旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立大成小学校校舎内部改修工事（Ⅱ期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- 1 契約の目的 校舎長寿命化改修事業 郡山市立芳賀小学校校舎内部改修工事（Ⅱ期）
- 2 工事場所 郡山市芳賀二丁目地内
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,381.67平方メートル
普通教室
職員室
保健室
校長室
事務室等
- 4 契約金額 金152,350,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市並木五丁目5番地38
王子建設株式会社
代表取締役 石 川 直 哉
- 7 支出科目 令和6年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）3 学校施設費

（提 案 要 旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立芳賀小学校校舎内部改修工事（Ⅱ期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 屋内運動場長寿命化改修事業 郡山市立桃見台小学校屋内運動場主体工事 |
| 2 工事場所 | 郡山市桃見台地内 |
| 3 工事概要 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 延べ840.0平方メートル
アリーナ
ステージ
器具庫
更衣室
トイレ等 |
| 4 契約金額 | 金234,025,000円 |
| 5 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 契約の相手方 | 郡山市芳賀二丁目19番6号
株式会社伊藤建設
代表取締役 伊 藤 眞 行 |
| 7 支出科目 | 令和6年度
一般会計
(款) 10 教育費
(項) 2 小中学校費
(目) 3 学校施設費 |

(提 案 要 旨)

屋内運動場長寿命化改修事業 郡山市立桃見台小学校屋内運動場主体工事の請負契約を締結する。

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- 1 取得の目的 クリーンセンターごみ投入・検査装置整備事業備品
- 2 取得する動産 ごみ展開検査装置2基
 - 形式 床板スライド式
 - 床板操作速度 毎分最大1.6メートル以上
 - 搬送部内寸法 幅2.6メートル 長さ3.4メートル 高さ0.85メートル 以内
 - 駆動方式 双方向駆動ユニット式
 - 油圧ユニット 電源 3相 AC200ボルト
 - 電動機容量 ポンプ1基当たり3.7キロワット相当
- 3 取得価格 金86,350,000円
- 4 取得の方法 制限付一般競争入札による買入れ
- 5 取得の相手方 郡山市田村町金屋字下夕川原167番地4
富士機材株式会社郡山支店
支店長 小 林 琢 二
- 6 支出科目 令和6年度（債務負担行為）
一般会計
（款）4 衛生費
（項）2 清掃費
（目）2 資源循環費

（提 案 要 旨）

ごみ展開検査装置を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 取得の目的 | 消防力整備事業備品 |
| 2 | 取得する動産 | 消防ポンプ自動車2台 |
| | | 型式 CD-I型 |
| | | ぎ装 一式 |
| 3 | 取得価格 | 金48,400,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市久留米三丁目27番地 |
| | | 株式会社ホシノ郡山支店 |
| | | 支店長 六角 篤 |
| 6 | 支出科目 | 令和6年度 |
| | | 一般会計 |
| | | (款) 9 消防費 |
| | | (項) 1 消防費 |
| | | (目) 1 消防防災費 |

(提 案 要 旨)

消防ポンプ自動車を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 取得の目的 | 消防力整備事業備品 |
| 2 | 取得する動産 | 小型動力ポンプ積載車4台 |
| | | 型式 ダブルキャブ 4輪駆動 |
| | | ぎ装 一式 |
| 3 | 取得価格 | 金33,352,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市久留米三丁目27番地 |
| | | 株式会社ホシノ郡山支店 |
| | | 支店長 六角 篤 |
| 6 | 支出科目 | 令和6年度 |
| | | 一般会計 |
| | | (款) 9 消防費 |
| | | (項) 1 消防費 |
| | | (目) 1 消防防災費 |

(提 案 要 旨)

小型動力ポンプ積載車を取得する。

財産の減額貸付について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

1 減額貸付をする財産

(1) 土地 所 在 郡山市西田町大田字込内664番1外

地 目 学校用地

地 積 13,279.77平方メートル

(2) 建物 所 在 郡山市西田町大田字込内664番1外

種目、構造及び床面積

種目	構造	床面積（平方メートル）
校舎	鉄筋コンクリート造	1,644.88
学校体育館	鉄筋コンクリート造	825.55
脱衣所・プール付属棟	鉄筋コンクリート造	49.00
学校便所	鉄筋コンクリート造	28.44
倉庫	鉄筋コンクリート造	2.70
燃料庫	鉄筋コンクリート造	2.70

(3) その他 土地に存する工作物（プール、遊具等）を含む。

2 減額貸付の相手方

所在地 郡山市西田町大田字込内664番地

名 称 株式会社ウェブレッジ

代表者 代表取締役 風間 崇一

3 減額貸付とする理由

旧郡山市立大田小学校の活用については、貸付の相手方において、令和元年8月より活用を開始し、学校テストフィールドの整備等を行い、学校向けICT教育機器の動作確認等実証実験、実証データの分析、開発環境の提供等の事業を行っており、新しい教育の発展及び新たな雇用創出が期待できる等、

公共性の高い事業であること等を鑑み、引き続き減額により貸付を行うものである。

4 契約期間及び減額貸付の期間

契約期間 令和元年8月1日から令和11年7月31日まで

減額貸付の期間 令和6年8月1日から令和9年7月31日まで

5 減額貸付の期間の延長

減額貸付の期間について、次のいずれにも該当しない場合は令和11年7月31日まで延長する。

- (1) 固定資産税の評価替えに合わせ、貸付をする財産の不動産価格に著しい変動が認められるとき。
- (2) 社会情勢に著しい変動が認められるとき。
- (3) 旧郡山市立大田小学校活用事業に係る貸付の相手方の収支等から賃貸借料の改定が必要と認められるとき。
- (4) その他正当な理由があると認められるとき。

6 貸付価額（消費税及び地方消費税を除く。）

月額150,000円（適正価額 月額396,000円）

（提 案 要 旨）

財産の減額貸付を行う。

専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- 1 専決第7号 令和5年度郡山市一般会計補正予算（第10号）（別紙）
令和5年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（別紙）
令和5年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（別紙）
令和5年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第4号）（別紙）
令和5年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）
令和5年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）
令和5年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）
令和5年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）（別紙）
令和5年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）
令和5年度郡山市水道事業会計補正予算（第3号）（別紙）
令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算（第4号）（別紙）
令和5年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）（別紙）
- 2 専決第9号 郡山市税条例の一部を改正する条例（別紙）
- 3 専決第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

（提 案 要 旨）

専決処分の承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

1 令和5年度郡山市一般会計補正予算（第10号）（別紙）

理 由

地方譲与税、国庫支出金、市債等の決定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

2 令和5年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

3 令和5年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

4 令和5年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

5 令和5年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

6 令和5年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

7 令和5年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

8 令和5年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

9 令和5年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

10 令和5年度郡山市水道事業会計補正予算（第3号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

11 令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

12 令和5年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和6年3月29日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

令和5年度郡山市一般会計補正予算(第10号)

令和5年度郡山市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,847,871千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,955,034千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 地方譲与税		1,197,247	35,187	1,232,434
	1 地方揮発油譲与税	276,393	12,410	288,803
	2 自動車重量譲与税	849,622	21,041	870,663
	3 地方道路譲与税	1	△1	0
	4 森林環境譲与税	71,231	1,737	72,968
3 利子割交付金		26,785	△12,665	14,120
	1 利子割交付金	26,785	△12,665	14,120
4 配当割交付金		174,376	13,178	187,554
	1 配当割交付金	174,376	13,178	187,554
5 株式等譲渡所得割交付金		74,391	128,760	203,151
	1 株式等譲渡所得割交付金	74,391	128,760	203,151
6 法人事業税交付金		917,351	71,552	988,903
	1 法人事業税交付金	917,351	71,552	988,903
7 地方消費税交付金		9,048,705	△243,416	8,805,289
	1 地方消費税交付金	9,048,705	△243,416	8,805,289
8 ゴルフ場利用税交付金		18,502	865	19,367
	1 ゴルフ場利用税交付金	18,502	865	19,367
9 特別地方消費税交付金		1	△1	0
	1 特別地方消費税交付金	1	△1	0
10 環境性能割交付金		75,552	39,945	115,497
	1 環境性能割交付金	75,552	39,945	115,497
11 国有提供施設等所在市町村助 成交付金		3,036	31	3,067
	1 国有提供施設等所在市町村助 成交付金	3,036	31	3,067
12 地方特例交付金		365,537	10,779	376,316

一般会計

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	5,000	10,779	15,779
13 地方交付税		12,377,140	△179,352	12,197,788
	1 地方交付税	12,377,140	△179,352	12,197,788
14 交通安全対策特別交付金		53,502	△10,665	42,837
	1 交通安全対策特別交付金	53,502	△10,665	42,837
15 分担金及び負担金		409,335	△400	408,935
	1 負担金	409,335	△400	408,935
16 使用料及び手数料		2,481,975	△713	2,481,262
	2 手数料	862,717	△713	862,004
17 国庫支出金		32,349,752	△788,757	31,560,995
	1 国庫負担金	16,919,990	△376,494	16,543,496
	2 国庫補助金	15,340,271	△407,714	14,932,557
	3 委託金	89,491	△4,549	84,942
18 県支出金		9,748,176	△193,668	9,554,508
	1 県負担金	5,677,404	268	5,677,672
	2 県補助金	3,362,617	△191,876	3,170,741
	3 委託金	708,155	△2,060	706,095
19 財産収入		2,220,003	305,196	2,525,199
	1 財産運用収入	57,922	△42	57,880
	2 財産売払収入	2,162,081	305,238	2,467,319
20 寄附金		248,510	△5,387	243,123
	1 寄附金	248,510	△5,387	243,123

一般会計

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
21 繰入金		6,190,332	△132,237	6,058,095
	1 特別会計繰入金	96,112	54,069	150,181
	2 基金繰入金	6,094,220	△186,306	5,907,914
23 諸収入		6,222,983	5,597	6,228,580
	4 受託事業収入	96,301	△43	96,258
	5 雑入	1,975,955	5,640	1,981,595
24 市債		12,847,100	△891,700	11,955,400
	1 市債	12,847,100	△891,700	11,955,400
歳 入 合 計		155,802,905	△1,847,871	153,955,034

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		20,081,610	595,181	20,676,791
	1 総務管理費	16,696,353	625,228	17,321,581
	3 戸籍住民基本台帳費	953,643	△15,062	938,581
	4 選挙費	390,918	△14,665	376,253
	5 統計調査費	58,332	△320	58,012
3 民生費		56,218,978	△442,798	55,776,180
	1 社会福祉費	8,180,180	△302,395	7,877,785
	2 心身障害者福祉費	7,437,335	△5,027	7,432,308
	3 老人福祉費	10,007,021	△258	10,006,763
	4 児童福祉費	24,504,575	△93,625	24,410,950
	5 生活保護費	6,027,427	△140	6,027,287
	6 災害救助費	62,440	△41,353	21,087
4 衛生費		12,936,508	△355,935	12,580,573
	1 保健衛生費	8,864,570	△356,932	8,507,638
	2 清掃費	3,848,579	△4,904	3,843,675
	4 簡易水道費	189,481	5,901	195,382
5 労働費		135,939	△4,027	131,912
	1 労働諸費	135,939	△4,027	131,912
6 農林水産業費		5,419,951	△411,801	5,008,150
	1 農業費	5,023,682	△384,579	4,639,103
	2 林業費	396,269	△27,222	369,047
7 商工費		6,376,730	△63,855	6,312,875
	1 商工費	6,376,730	△63,855	6,312,875
8 土木費		19,289,269	△593,295	18,695,974

一般会計

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 土木管理費	346,507	△23,232	323,275
	2 道路橋りょう費	4,785,465	△103,709	4,681,756
	3 河川費	2,122,957	△64,699	2,058,258
	4 都市計画費	11,080,280	△340,166	10,740,114
	5 住宅費	954,060	△61,489	892,571
10 教育費		22,325,252	△574,736	21,750,516
	1 教育総務費	603,379	△4,372	599,007
	2 小中学校費	9,996,362	△452,104	9,544,258
	3 社会教育費	6,462,474	△36,128	6,426,346
	4 保健体育費	5,263,037	△82,132	5,180,905
11 災害復旧費		31,016	△464	30,552
	3 文教施設災害復旧費	4,171	△464	3,707
14 予備費		394,211	3,859	398,070
	1 予備費	394,211	3,859	398,070
歳 出	合 計	155,802,905	△1,847,871	153,955,034

一般会計

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
6 農林水産業費	1 農業費	ため池防災・減災事業	千円 1,831,358	4	千円 906,014	千円 1,553,096	4	千円 906,014
				5	925,344		5	647,082
		ため池防災・減災事業（その2）	1,793,181	5	806,934	1,774,185	5	787,938
				6	986,247		6	986,247
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業（大黒橋）	1,107,000	元	0	1,100,828	元	0
				2	88,000		2	88,000
				3	412,000		3	412,000
				4	382,000		4	382,000
				5	225,000		5	218,828

一般会計

第 3 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
行政センター施設整備事業	千円 1,700		%		千円 1,500		%	
市民福祉施設整備事業	6,400				4,800			
一般廃棄物処理事業	46,400				42,800			
労働施設整備事業	900				800			
農業農村整備事業	1,820,800				1,520,600			
林道整備事業	43,400				37,600			
観光振興施設整備事業	92,100				86,600			
公共施設等除却事業	49,600				39,100			

一般会計

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 1,330,600		%		千円 1,226,700		%	
河川整備事業	1,382,600				1,315,000			
街路整備事業	508,300				416,800			
公園整備事業	320,400				312,900			
公営住宅建設事業	126,400				112,800			
消防防災設備整備事業	68,000				67,500			
学校教育施設等整備事業	1,909,200				1,705,200			
社会教育施設整備事業	5,400				1,000			
(仮称)歴史情報・公文書館 施設整備事業	1,407,500				1,401,500			

一般会計

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健体育施設整備事業	千円 417,000		%		千円 356,900		%	
文教施設災害復旧事業	900				800			
合 計	12,842,100				11,955,400			

(廃止)

起 債 の 目 的	限度額	備 考
災害援護資金貸付事業	千円 5,000	起債事業の執行がなかったため。
合 計	5,000	

一般会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税	52,055,097	0	52,055,097
2 地方譲与税	1,197,247	35,187	1,232,434
3 利子割交付金	26,785	△12,665	14,120
4 配当割交付金	174,376	13,178	187,554
5 株式等譲渡所得割交付金	74,391	128,760	203,151
6 法人事業税交付金	917,351	71,552	988,903
7 地方消費税交付金	9,048,705	△243,416	8,805,289
8 ゴルフ場利用税交付金	18,502	865	19,367
9 特別地方消費税交付金	1	△1	0
10 環境性能割交付金	75,552	39,945	115,497
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,036	31	3,067
12 地方特例交付金	365,537	10,779	376,316
13 地方交付税	12,377,140	△179,352	12,197,788
14 交通安全対策特別交付金	53,502	△10,665	42,837
15 分担金及び負担金	409,335	△400	408,935
16 使用料及び手数料	2,481,975	△713	2,481,262
17 国庫支出金	32,349,752	△788,757	31,560,995
18 県支出金	9,748,176	△193,668	9,554,508
19 財産収入	2,220,003	305,196	2,525,199
20 寄附金	248,510	△5,387	243,123
21 繰入金	6,190,332	△132,237	6,058,095
22 繰越金	6,697,517	0	6,697,517
23 諸収入	6,222,983	5,597	6,228,580
24 市債	12,847,100	△891,700	11,955,400
歳 入 合 計	155,802,905	△1,847,871	153,955,034

一般会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	757,082	0	757,082				
2 総務費	20,081,610	595,181	20,676,791	44,825	△1,800	302,257	249,899
3 民生費	56,218,978	△442,798	55,776,180	△478,237	△5,000	△35,131	75,570
4 衛生費	12,936,508	△355,935	12,580,573	△470,181	△3,600	17,521	100,325
5 労働費	135,939	△4,027	131,912	△19,694	△100		15,767
6 農林水産業費	5,419,951	△411,801	5,008,150	△80,710	△306,000	△19,794	△5,297
7 商工費	6,376,730	△63,855	6,312,875	△61,285	△8,200	△1,843	7,473
8 土木費	19,289,269	△593,295	18,695,974	△177,993	△291,900	△17,916	△105,486
9 消防費	3,766,533	0	3,766,533	6,676	△500		△6,176
10 教育費	22,325,252	△574,736	21,750,516	254,203	△274,500	△79,180	△475,259
11 災害復旧費	31,016	△464	30,552	△325	△100		△39
12 公債費	7,993,800	0	7,993,800				
13 諸支出金	76,026	0	76,026				
14 予備費	394,211	3,859	398,070				3,859
歳 出 合 計	155,802,905	△1,847,871	153,955,034	△982,721	△891,700	165,914	△139,364

2 歳入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	276,393	12,410	288,803	1 地方揮発油譲与税	12,410	地方揮発油譲与税 12,410
計	276,393	12,410	288,803			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	849,622	21,041	870,663	1 自動車重量譲与税	21,041	自動車重量譲与税 21,041
計	849,622	21,041	870,663			

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 地方道路譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方道路譲与税	1	△ 1	0	1 地方道路譲与税	△ 1	地方道路譲与税 △ 1
計	1	△ 1	0			

2款 地方譲与税

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	71,231	1,737	72,968	1 森林環境譲与税	1,737	森林環境譲与税 1,737
計	71,231	1,737	72,968			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付金	26,785	△ 12,665	14,120	1 利子割交付金	△ 12,665	利子割交付金 △ 12,665
計	26,785	△ 12,665	14,120			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 配当割交付金	174,376	13,178	187,554	1 配当割交付金	13,178	配当割交付金 13,178
計	174,376	13,178	187,554			

2款 地方譲与税

3款 利子割交付金

4款 配当割交付金

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	74,391	128,760	203,151	1 株式等譲渡所得割交付金	128,760	株式等譲渡所得割交付金 128,760
計	74,391	128,760	203,151			

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 法人事業税交付金	917,351	71,552	988,903	1 法人事業税交付金	71,552	法人事業税交付金 71,552
計	917,351	71,552	988,903			

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	9,048,705	△ 243,416	8,805,289	1 地方消費税交付金	△ 243,416	地方消費税交付金 △ 243,416
計	9,048,705	△ 243,416	8,805,289			

5款 株式等譲渡所得割交付金

6款 法人事業税交付金

7款 地方消費税交付金

(款) 8 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税交付金	18,502	865	19,367	1 ゴルフ場利用税交付金	865	ゴルフ場利用税交付金 865
計	18,502	865	19,367			

(款) 9 特別地方消費税交付金

(項) 1 特別地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別地方消費税交付金	1	△ 1	0	1 特別地方消費税交付金	△ 1	特別地方消費税交付金 △ 1
計	1	△ 1	0			

(款) 10 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割交付金	75,552	39,945	115,497	1 環境性能割交付金	39,945	環境性能割交付金 26,123 自動車取得税交付金 13,822
計	75,552	39,945	115,497			

8款 ゴルフ場利用税交付金

9款 特別地方消費税交付金

10款 環境性能割交付金

(款) 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(項) 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,036	31	3,067	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	31	国有提供施設等所在市町村助成交付金 31
計	3,036	31	3,067			

(款) 12 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	5,000	10,779	15,779	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	10,779	固定資産税減収補てん特別交付金 10,779
計	5,000	10,779	15,779			

11款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

12款 地方特例交付金

(款) 13 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	12,377,140	△ 179,352	12,197,788	1 地方交付税	△ 179,352	特別交付税 △ 179,352
計	12,377,140	△ 179,352	12,197,788			

(款) 14 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	53,502	△ 10,665	42,837	1 交通安全対策特別交付金	△ 10,665	交通安全対策特別交付金 △ 10,665
計	53,502	△ 10,665	42,837			

(款) 15 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 土木費負担金	550	△ 400	150	1 土木管理費負担金	△ 400	木造住宅耐震診断事業費自己負担金 △ 400
計	409,335	△ 400	408,935			

13款 地方交付税

14款 交通安全対策特別交付金

15款 分担金及び負担金

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生手数料	715,539	△ 713	714,826	1 保健衛生手数料	△ 713	東山霊園管理手数料 △ 713
計	862,717	△ 713	862,004			

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	15,777,160	△ 56	15,777,104	1 社会福祉費国庫負担金	△ 56	産前産後保険税国庫負担金 △ 56
2 衛生費国庫負担金	1,142,830	△ 376,438	766,392	1 保健衛生費国庫負担金	△ 376,438	感染症予防事業費国庫負担金 △ 158,845 結核医療費国庫負担金 △ 46 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 △ 168,074 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付国庫負担金 △ 49,473
計	16,919,990	△ 376,494	16,543,496			

16款 使用料及び手数料

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	266,450	49,890	316,340	1 総務管理費 国庫補助金	1,525	被災者支援総合交付金 △ 38 デジタル田園都市国家構想交付金 1,178 防災・安全交付金 △ 220 福島再生加速化交付金 △ 132 地域女性活躍推進交付金 737
				2 戸籍住民基 本台帳費国 庫補助金	48,365	マイナンバーカード交付事務費国庫補助金 48,365
2 民生費国庫補助金	6,544,234	△ 459,851	6,084,383	1 社会福祉費 国庫補助金	△ 235,474	児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補 助金 △ 36 地方創生臨時交付金 △ 235,663 デジタル田園都市国家構想交付金 225
				2 心身障害者 福祉費国庫 補助金	1,931	地方創生臨時交付金 1,706 デジタル田園都市国家構想交付金 225
				3 老人福祉費 国庫補助金	754	デジタル田園都市国家構想交付金 754
				4 児童福祉費 国庫補助金	△ 234,221	保育対策総合支援事業費国庫補助金 △ 20,417 地方創生臨時交付金 △ 174,870 地域少子化対策重点推進交付金 △ 14,682 保育所等整備交付金 △ 22,304 地域子供の未来応援交付金 △ 737

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金						児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 218
						住宅セーフティネット促進補助事業費国庫補助金 △ 5,258
						デジタル田園都市国家構想交付金 3,829
				5 生活保護費 国庫補助金	△ 36	地方創生臨時交付金 △ 36
				6 災害救助費 国庫補助金	7,195	地方創生臨時交付金 1,000 デジタル田園都市国家構想交付金 6,195
3 衛生費国庫補助金	1,143,946	△ 18,039	1,125,907	1 保健衛生費 国庫補助金	△ 17,818	福島再生加速化交付金 △ 1,200
						地方創生臨時交付金 1,150
						デジタル田園都市国家構想交付金 225
						エイズ対策促進事業費国庫補助金 10
						特定感染症検査事業費等国庫補助金 △ 13,659
						感染症対策特別促進事業費国庫補助金 △ 195
						新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 △ 325
						感染症予防事業費等国庫補助金 △ 257
						保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 △ 1
						母子保健衛生費国庫補助金 1,127
						循環型社会形成推進交付金 △ 6,463

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫補助金						新型コロナウイルス感染症対応心のケア支援事業費国庫補助金 19 消費・安全対策交付金 570 精神保健費等国庫補助金 94 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 1,087
				2 清掃費国庫補助金	△ 221	廃棄物処理施設モニタリング等事業費国庫補助金 △ 221
4 農林水産業費国庫補助金	90,509	8,396	98,905	1 農業費国庫補助金	10,221	デジタル田園都市国家構想交付金 △ 833 地方創生臨時交付金 10,964 福島再生加速化交付金 90
				2 林業費国庫補助金	△ 1,825	地方創生臨時交付金 △ 1,825
5 商工費国庫補助金	196,937	△ 60,587	136,350	1 商工費国庫補助金	△ 60,587	デジタル田園都市国家構想交付金 △ 79 地方創生臨時交付金 △ 56,015 訪日外国人旅行者周遊促進事業費国庫補助金 △ 1,493 地域経済循環創造事業交付金 △ 3,000
6 土木費国庫補助金	2,574,907	△ 169,644	2,405,263	1 土木管理費国庫補助金	△ 15,486	防災・安全交付金 △ 15,486
				2 道路橋りょう費国庫補助金	△ 4,071	社会資本整備総合交付金 △ 9,027 防災・安全交付金 △ 54,386 道路更新防災等対策事業費国庫補助金 △ 23,158

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 土木費国庫補助金						地方創生臨時交付金 82,500
				4 都市計画費 国庫補助金	△ 138,848	地方創生臨時交付金 △ 7,484
						社会資本整備総合交付金 △ 8,000
						防災・安全交付金 △ 7,605
						デジタル田園都市国家構想交付金 478
						踏切道改良計画事業費国庫補助金 △ 115,237
						官民連携都市再生推進事業費国庫補助金 △ 1,000
7 消防費国庫補助金	3,000	6,676	9,676	5 住宅費国庫 補助金	△ 11,239	社会資本整備総合交付金 △ 7,305
						防災・安全交付金 △ 3,934
7 消防費国庫補助金	3,000	6,676	9,676	1 消防費国庫 補助金	6,676	地方創生臨時交付金 6,676
8 教育費国庫補助金	4,489,396	255,464	4,744,860	1 教育総務費 国庫補助金	△ 1,415	教育支援体制整備事業費国庫補助金 △ 1,415
				2 小中学校費 国庫補助金	276,202	教育支援体制整備事業費国庫補助金 △ 232
						小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金 △ 5,468
						小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 △ 766
						中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金 △ 4,789
						中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 △ 2,896
						地方創生臨時交付金 332,341
						小学校理科教育設備整備費等国庫補助金 △ 75

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育費国庫補助金						へき地児童生徒援助費等国庫補助金△ 3,337
						中学校理科教育設備整備費等国庫補助金△ 74
						小学校学校施設環境改善交付金△ 31,787
						公立学校情報機器整備費国庫補助金△ 6,715
				3 社会教育費 国庫補助金	△ 17,908	学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金△ 1,495
						地方創生臨時交付金△ 423
						文化財発掘調査事業費国庫補助金△ 16,744
						デジタル田園都市国家構想交付金754
				4 保健体育費 国庫補助金	△ 1,415	デジタル田園都市国家構想交付金861
						地方創生臨時交付金△ 2,276
9 労働費国庫補助金	27,298	△ 19,694	7,604	1 労働諸費国 庫補助金	△ 19,694	デジタル田園都市国家構想交付金225
						地方創生臨時交付金△ 16,169
						地域就職氷河期世代支援加速化交付金△ 3,750
10 災害復旧費国庫補助金	3,594	△ 325	3,269	1 文教施設災 害復旧費国 庫補助金	△ 325	指定文化財保存活用事業費国庫補助金△ 325
計	15,340,271	△ 407,714	14,932,557			

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	23,592	457	24,049	2 戸籍住民基本台帳費委託金	457	中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金 457
4 土木費委託金	11,122	△ 5,006	6,116	1 河川費委託金	△ 5,006	排水機場施設管理国庫委託金 △ 5,224 徳定川浄化施設管理国庫委託金 218
計	89,491	△ 4,549	84,942			

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	5,663,801	268	5,664,069	1 社会福祉費県負担金	△ 28	産前産後保険税県負担金 △ 28
				5 災害救助費県負担金	296	災害救助費繰替支弁金 296
計	5,677,404	268	5,677,672			

17款 国庫支出金

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	38,893	△ 2,429	36,464	1 総務管理費 県補助金	△ 2,429	ふくしま移住支援金給付費県補助金 △ 1,050 消費者行政強化県交付金 △ 53 地域女性活躍推進県交付金 △ 1,326
2 民生費県補助金	1,837,531	△ 18,311	1,819,220	1 社会福祉費 県補助金	△ 15,414	物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業費県 補助金 △ 15,414
				3 老人福祉費 県補助金	△ 163	地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △ 163
				4 児童福祉費 県補助金	△ 2,629	住宅セーフティネット促進補助事業費県補助 金 △ 2,629
				5 生活保護費 県補助金	△ 105	新型コロナウイルス感染症セーフティネット 強化県交付金 △ 105
3 衛生費県補助金	414,198	△ 75,574	338,624	1 保健衛生費 県補助金	△ 75,574	自家消費野菜等放射能検査事業費県補助金 △ 80 在宅ターミナルケア支援助成事業費県補助金 △ 972 地域自殺対策強化県交付金 △ 1,007 健康増進事業費県補助金 △ 22 浄化槽設置整備事業費県補助金 △ 3,635 除染対策事業費県補助金 △ 76,292 放射線健康対策事業費県補助金 △ 33 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 費県補助金 541 電源立地地域対策県交付金 4,786

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費県補助金						新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化県補助金 1,038 予防接種再接種費用助成事業費県補助金 102
4 農林水産業費県補助金	757,721	△ 89,271	668,450	1 農業費県補助金	△ 87,415	農業委員会費県交付金 △ 169 農地利用最適化県交付金 367 農地集積・集約化対策事業費県補助金 △ 17,418 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業費県補助金 △ 303 経営所得安定対策等推進事業費県補助金 △ 3,466 中山間地域等直接支払事業費県交付金 △ 2,631 農業次世代人材投資事業費県補助金 149 担い手づくり総合支援事業費県補助金 △ 250 遊休農地等再生対策支援事業費県補助金 △ 742 地域を支える新たな農業者等確保支援事業費県補助金 △ 152 新規就農者育成総合対策事業費県補助金 △ 39,327 環境保全型農業直接支払等県推進交付金 △ 8 福島県営農再開支援事業費県補助金 △ 356 狩猟による地域環境保全対策推進事業費県補助金 △ 403 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金 △ 2,759 産地生産力強化総合対策事業費県補助金 △ 625

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金						地籍調査費県補助金 △ 6,565
						園芸生産拠点育成支援事業費県補助金 △ 4,568
						風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業費県補助金 △ 494
						地域計画策定推進緊急対策事業費県補助金 △ 7,694
						地域創生総合支援事業費県補助金 △ 1
				2 林業費県補助金	△ 1,856	造林事業費県補助金 △ 501
5 商工費県補助金	6,018	△ 754	5,264	1 商工費県補助金	△ 754	ふくしま森林再生事業県補助金 △ 8
						森林環境県交付金 △ 821
6 土木費県補助金	302,834	△ 4,276	298,558	1 土木管理費県補助金	△ 2,666	里山林保全対策事業費県補助金 △ 526
						活力ある商店街支援事業費県補助金 △ 750
7 教育費県補助金	5,272	△ 1,261	4,011	1 小中学校費県補助金	△ 1,261	地域創生総合支援事業費県補助金 △ 4
						木造住宅等耐震化支援事業費県補助金 △ 2,666
計	3,362,617	△ 191,876	3,170,741			ふくしま森林再生事業県補助金 △ 1,610
						森林環境県交付金 △ 235
						放射線健康対策事業費県補助金 △ 732
						公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助金 △ 294

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	649,950	△ 3,093	646,857	1 総務管理費委託金	78	うつくしま権限移譲交付金 235 地域人権啓発活動活性化事業費県委託金 △ 157
				2 徴税費委託金	23,390	個人県民税徴収取扱費県交付金 23,390
				3 選挙費委託金	△ 26,716	県議会議員一般選挙県委託金 △ 26,716
				4 統計調査費委託金	155	国勢調査県委託金 △ 3 経済センサス調査区管理県委託金 △ 50 住宅・土地統計調査県委託金 205 農林業センサス県委託金 △ 2 学校基本調査県委託金 3 現住人口調査県委託金 2
2 民生費委託金	122	9	131	1 心身障害者福祉費委託金	9	うつくしま権限移譲交付金 9
3 衛生費委託金	7,131	△ 130	7,001	1 保健衛生費委託金	△ 130	県民健康調査費県委託金 △ 1 うつくしま権限移譲交付金 △ 129
4 農林水産業費委託金	4,420	165	4,585	1 農業費委託金	165	うつくしま権限移譲交付金 165
5 商工費委託金	50	56	106	1 商工費委託金	56	うつくしま権限移譲交付金 56

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 土木費委託金	10,832	933	11,765	1 土木管理費委託金	171	うつくしま権限移譲交付金 171
				3 河川費委託金	762	河川環境保全事業県委託金 762
計	708,155	△ 2,060	706,095			

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	13,311	△ 42	13,269	1 利子及び配当金	△ 42	財政調整基金利子 △ 155
						減債基金利子 △ 17
						きずな基金利子 △ 5
						地方創生応援基金利子 6
						公共施設等総合管理基金利子 238
						環境基金利子 △ 7
						農業水利施設等保全再生事業基金利子 △ 80
						森林環境譲与税基金利子 △ 10
						市有林基金利子 △ 5
						水と緑のまちづくり基金利子 5
						篤志奨学資金給与基金利子 26

18款 県支出金

19款 財産収入

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金						学校施設整備基金利子 △ 2 音楽堂整備基金利子 △ 30 美術品取得基金利子 △ 6
計	57,922	△ 42	57,880			

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	2,115,612	305,238	2,420,850	1 立木売払収入	66	立木売払収入 66
				2 土地売払収入	305,172	市有地売払収入 305,172
計	2,162,081	305,238	2,467,319			

19款 財産収入

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	160,000	△ 11,741	148,259	1 ふるさと納税寄附金	△ 12,941	こおりやま応援寄附金 △ 12,941
				2 地方創生応援税制寄附金	1,200	地方創生応援寄附金 1,200
3 民生費寄附金	10,588	4,133	14,721	2 児童福祉費寄附金	3,883	子育て支援推進寄附金 3,883
				3 社会福祉費寄附金	250	社会福祉対策寄附金 250
4 衛生費寄附金	127	249	376	1 保健衛生費寄附金	249	環境寄附金 249
5 土木費寄附金	1	499	500	1 都市計画費寄附金	499	水と緑のまちづくり基金寄附金 499
6 教育費寄附金	55,935	1,473	57,408	1 小中学校費寄附金	1,260	奨学資金給与費寄附金 1,260
				2 社会教育費寄附金	213	文化施設整備寄附金 213
計	248,510	△ 5,387	243,123			

20款 寄附金

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 駐車場事業繰入金	47,118	53,092	100,210	1 駐車場事業繰入金	53,092	駐車場事業繰入金 53,092
5 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	18,671	27	18,698	1 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	27	郡山駅西口市街地再開発事業繰入金 27
15 公共用地先行取得事業繰入金	0	950	950	1 公共用地先行取得事業繰入金	950	公共用地先行取得事業繰入金 950
計	96,112	54,069	150,181			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 きずな基金繰入金	59,973	△ 56,629	3,344	1 きずな基金繰入金	△ 56,629	きずな基金繰入金 △ 56,629
4 地方創生応援基金繰入金	27,334	12,457	39,791	1 地方創生応援基金繰入金	12,457	地方創生応援基金繰入金 12,457

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 公共施設等総合管理基金繰入金	913,201	△ 115,492	797,709	1 公共施設等総合管理基金繰入金	△ 115,492	公共施設等総合管理基金繰入金 △ 115,492
7 環境基金繰入金	16,000	△ 7,950	8,050	1 環境基金繰入金	△ 7,950	環境基金繰入金 △ 7,950
8 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	15,006	△ 482	14,524	1 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	△ 482	農業水利施設等保全再生事業基金繰入金 △ 482
9 森林環境譲与税基金繰入金	94,098	△ 17,674	76,424	1 森林環境譲与税基金繰入金	△ 17,674	森林環境譲与税基金繰入金 △ 17,674
10 篤志奨学資金給与基金繰入金	10,941	△ 536	10,405	1 篤志奨学資金給与基金繰入金	△ 536	篤志奨学資金給与基金繰入金 △ 536
計	6,094,220	△ 186,306	5,907,914			

21款 繰入金

(款) 23 諸収入

(項) 4 受託事業収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 農林水産業費受託事業収入	2,614	△ 43	2,571	1 農業費受託事業収入	△ 43	農地中間管理機構管理業務受託事業収入 △ 43
計	96,301	△ 43	96,258			

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1,975,779	5,640	1,981,419	1 実費徴収金	18	共生のつどい参加者保険料実費収入 △ 1 スポーツ教室教材費実費収入 19
				2 雑入	5,622	災害義援金 1,210 経営継承・発展等支援事業費補助金 △ 2,000 クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金 685 農業者年金業務委託手数料 128 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金 5,875 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金 △ 276
計	1,975,955	5,640	1,981,595			

23款 諸収入

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	8,100	△ 1,800	6,300	1 総務管理債	△ 1,800	行政センター施設整備事業債 △ 200 市民福祉施設整備事業債 △ 1,600
2 民生債	6,800	△ 5,000	1,800	3 災害救助債	△ 5,000	災害援護資金貸付事業債 △ 5,000
3 衛生債	46,400	△ 3,600	42,800	1 清掃債	△ 3,600	一般廃棄物処理事業債 △ 3,600
4 労働債	900	△ 100	800	1 労働債	△ 100	労働施設整備事業債 △ 100
5 農林水産業債	1,864,200	△ 306,000	1,558,200	1 農業債	△ 300,200	農業農村整備事業債 △ 300,200
				2 林業債	△ 5,800	林道整備事業債 △ 5,800
6 商工債	98,600	△ 8,200	90,400	1 商工債	△ 8,200	観光振興施設整備事業債 △ 5,500 公共施設等除却事業債 △ 2,700
7 土木債	3,711,400	△ 291,900	3,419,500	1 道路橋りょう債	△ 103,900	道路整備事業債 △ 103,900
				2 河川債	△ 67,600	河川整備事業債 △ 67,600
				3 都市計画債	△ 99,000	街路整備事業債 △ 91,500 公園整備事業債 △ 7,500
				4 住宅債	△ 21,400	公営住宅建設事業債 △ 13,600 公共施設等除却事業債 △ 7,800
8 消防債	68,000	△ 500	67,500	1 消防債	△ 500	消防防災設備整備事業債 △ 500
9 教育債	5,351,400	△ 274,500	5,076,900	1 小中学校債	△ 204,000	小学校教育施設等整備事業債 △ 200,900 中学校教育施設等整備事業債 △ 3,100
				2 社会教育債	△ 10,400	社会教育施設整備事業債 △ 10,400
				3 保健体育債	△ 60,100	保健体育施設整備事業債 △ 60,100

24款 市債

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
10 災害復旧債	3,200	△ 100	3,100	1 文教施設災害復旧債	△ 100	社会教育施設災害復旧事業債 △ 100
計	12,847,100	△ 891,700	11,955,400			

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 総務法務費	996,129	△6,798	989,331	特定財源	10 需用費	△6,798	◎長期避難者等支援事業費
				国・県			0
				その他			○長期避難者等支援事業費★
				一般財源			0
							◎庁舎費
							○庁舎長寿命化事業費★
							△6,798
							△6,798
4 職員厚生費	421,926	197,320	619,246	一般財源	3 職員手当等	158,285	◎退職手当費
					18 負担金補助及び交付金	39,035	◎企業会計退職手当負担金
							39,035
6 政策開発費	348,643	△1,282	347,361	特定財源	12 委託料	△1,089	◎地方創生費
				国・県	18 負担金補助及び交付金	△1,400	○移住・定住促進事業費★
				その他			△1,400
				一般財源	24 積立金	1,207	◎まちづくり基本指針費
							△1,089
							○あすまち郡山推進事業費★
							△1,089
							◎地方創生応援基金費
							1,207

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 広聴広報費	297,203	0	297,203	特定財源 1,727 国・県 1,727 一般財源 △1,727			◎広聴広報費 0 ○こおりやまりサー チ事業費★ 0
				特定財源の内訳 (国) デジタル田園都市国家構想交付金 1,727			
9 財政管理費	5,474,420	132,607	5,607,027	特定財源 2,607 その他 2,607 一般財源 130,000	24 積立金	132,607	◎財政調整基金費 129,845 ◎減債基金費 △17 ◎きずな基金費 2,779
				特定財源の内訳 (他) 財政調整基金利子 △155 (他) 減債基金利子 △17 (他) きずな基金利子 △5 (他) こおりやま応援寄附金 1,574 (他) 災害義援金 1,210			
10 財産管理費	4,209,575	306,544	4,516,119	特定財源 307,399 その他 307,399 一般財源 △855	24 積立金	306,544	◎公共施設等総合管理 基金費 306,544
				特定財源の内訳 (他) 公共施設等総合管理基金利子 238			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳	節		説明	
					区分	金額		
10 財産管理費	(他) 市有地売払収入			305,172				
	(他) こおりやま応援寄附金			1,989				
13 市民協働推進費	285,784	△1,000	284,784	特定財源	18 負担金補助及び交付金	△1,000	◎職員給与費	0
				国・県			◎市民協働推進事業費	△1,000
				一般財源			○協働のまちづくり推進事業費★	△1,000
	特定財源の内訳							
	(国) デジタル田園都市国家構想交付金				△500			
	(県) うつくしま権限移譲交付金				235			
14 男女共同参画費	104,397	△1,188	103,209	特定財源	7 報償費	△109	◎男女共同参画推進費	△970
				国・県	8 旅費	△135	○男女共同参画推進	
				市債	10 需用費	△189	事業費★	△970
				その他	11 役務費	△47	◎男女共同参画センタ	
				一般財源	12 委託料	△707	一費	0
	特定財源の内訳				13 使用料及び賃借料	△1	○男女共同参画セン	
	(国) 地域女性活躍推進交付金						ター長寿命化事業費	
	(県) 地域女性活躍推進県交付金						★	0
	(県) 地域人権啓発活動活性化事業費県委託金						◎人権啓発活動推進費	△218
	(市債) 市民福祉施設整備事業債						○人権啓発活動推進	
	(他) 共生のつどい参加者保険料実費収入						事業費★	△218

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
15 市民安全費	295,626	△495	295,131	特定財源	8 旅費	△27	◎消費生活センター費
				国・県	10 需用費	△86	◎防犯灯費
				一般財源	14 工事請負費	△382	
				特定財源の内訳			
				(国) 防災・安全交付金			
				(県) 消費者行政強化県交付金			
16 国際政策費	148,508	△480	148,028	特定財源	12 委託料	△480	◎シティプロモーション推進事業費
				国・県			△264
				一般財源			○シティプロモーション推進事業費★
				特定財源の内訳			◎国際化推進費
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金			○多文化共生推進事業費★
				(国) 福島再生加速化交付金			
18 行政センター及び連絡所費	1,368,188	0	1,368,188	特定財源			◎行政センター及び連絡所費
				市債			0
				一般財源			
				特定財源の内訳			
				(市債) 行政センター施設整備事業債			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	16,696,353	625,228	17,321,581	特定財源 299,631 国・県 △826 市債 △1,800 その他 302,257 一般財源 325,597			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 徴收費	622,141	0	622,141	特定財源 23,390 国・県 23,390 一般財源 △23,390			◎徴收費 0
	特定財源の内訳 (県) 個人県民税徴収取扱費県交付金			23,390			
計	1,891,047	0	1,891,047	特定財源 23,390 国・県 23,390 一般財源 △23,390			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	953,584	△15,062	938,522	特定財源 48,822	10 需用費	△5,005	◎職員給与費 0 ◎マイナンバーカード 事務費 △15,062 ◎外国人登録費 0
				国・県 48,822	11 役務費	△8,056	
				一般財源 △63,884	12 委託料	△1,799	
					13 使用料及び 賃借料	△202	
				特定財源の内訳 (国) マイナンバーカード交付事務費国庫補助金 48,365 (国) 中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金 457			
計	953,643	△15,062	938,581	特定財源 48,822 国・県 48,822 一般財源 △63,884			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙費	390,918	△14,665	376,253	特定財源 △26,716	1 報酬	△343	◎県議会議員一般選挙 費 △14,665
				国・県 △26,716	7 報償費	△6,559	
				一般財源 12,051	8 旅費	△184	
					10 需用費	△2,762	

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 正源 額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙費	特定財源の内訳 (県) 県議会議員一般選挙県委託金 Δ26,716				11 役務費	Δ2,430	
					13 使用料及び賃借料	Δ1,113	
					17 備品購入費	Δ1,274	
計	390,918	Δ14,665	376,253	特定財源 Δ26,716 国・県 Δ26,716 一般財源 12,051			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 統計調査費	58,332	△320	58,012	特定財源	155	1 報酬	△10	◎職員給与費	0
				国・県	155	7 報償費	△40	◎基幹統計調査費	△320
				一般財源	△475	8 旅費	△69		
						10 需用費	△83		
	特定財源の内訳				11 役務費	△118			
	(県) 国勢調査県委託金				△3				
	(県) 経済センサス調査区管理県委託金				△50				
(県) 住宅・土地統計調査県委託金				205					
(県) 農林業センサス県委託金				△2					

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査費	(県) 学校基本調査県委託金			3			
	(県) 現住人口調査県委託金			2			
計	58,332	△320	58,012	特定財源 155 国・県 155 一般財源 △475			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	5,252,785	△301,983	4,950,802	特定財源 △249,091 国・県 △250,852 その他 1,761 一般財源 △52,892	19 扶助費 24 積立金	△303,744 1,761	◎総合福祉センター費 0 ◎物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業費 △303,744 ◎福祉基金費 1,761
	特定財源の内訳						
	(国) 地方創生臨時交付金			△235,663			
	(国) デジタル田園都市国家構想交付金			225			
	(県) 物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業費県補助金			△15,414			
	(他) こおりやま応援寄附金			1,511			

2款 総務費

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	(他) 社会福祉対策寄附金 250						
2 婦人保護費	166	△71	95	特定財源 △36 国・県 △36 一般財源 △35	8 旅費	△71	◎婦人保護費 △71
	特定財源の内訳 (国) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 △36						
3 国保年金費	2, 927, 229	△341	2, 926, 888	特定財源 △84 国・県 △84 一般財源 △257	27 繰出金	△341	◎国民健康保険事業費 △341
	特定財源の内訳 (国) 産前産後保険税国庫負担金 △56 (県) 産前産後保険税県負担金 △28						
計	8, 180, 180	△302, 395	7, 877, 785	特定財源 △249, 211 国・県 △250, 972 その他 1, 761 一般財源 △53, 184			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	7,235,891	△3,766	7,232,125	特定財源 1,940	18 負担金補助及び交付金	△1,157	◎地域生活支援事業費 △2,609
				国・県 1,940			○障害者相談支援事業費★ △2,444
				一般財源 △5,706	21 補償補填及び賠償金	△2,609	◎障害者福祉センター費 △635
				特定財源の内訳			◎花かつみ豊心園費 △522
				(国) 地方創生臨時交付金 1,706			◎在宅障害者福祉対策事業費 0
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金 225			
				(県) うつくしま権限移譲交付金 9			
2 保健所障害福祉費	201,444	△1,261	200,183	一般財源 △1,261	21 補償補填及び賠償金	△1,261	◎地域生活支援事業費 △1,261
							○精神障害者相談支援事業費★ △1,261
計	7,437,335	△5,027	7,432,308	特定財源 1,940			
				国・県 1,940			
				一般財源 △6,967			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 健康長寿費	1,254,077	3,101	1,257,178	特定財源 5,751	24 積立金	3,101	◎在宅福祉事業費 0
				国・県 754			○高齢者健康長寿サ ポート事業費★ 0
				その他 4,997			◎高齢者文化休養セン ター費 0
				一般財源 △2,650			◎中央老人福祉センタ ー費 0
				特定財源の内訳			◎市民福祉センター費 0
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金 754			◎高齢化社会対策基金 費 3,101
				(他) こおりやま応援寄附金 3,101			
				(他) 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補 助金 1,896			
3 介護保険事 業費	4,620,795	△2,443	4,618,352	特定財源 △163	18 負担金補助 及び交付金	△163	◎介護保険事業費 △2,280
				国・県 △163	27 繰出金	△2,280	◎老人福祉施設等整備 補助事業費 △163
				一般財源 △2,280			
				特定財源の内訳			
				(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △163			
4 後期高齢者 医療費	3,843,855	△916	3,842,939	一般財源 △916	27 繰出金	△916	◎後期高齢者医療事業 費 △916
計	10,007,021	△258	10,006,763	特定財源 5,588			
				国・県 591			
				その他 4,997			
				一般財源 △5,846			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明			
					区分	金額				
1 こども政策費	1,592,916	△47,224	1,545,692	特定財源	△28,474	10 需用費	△156	◎児童福祉総務費	△917	
				国・県	△43,214	14 工事請負費	△11,449	◎子育て環境整備費	△22,180	
				その他	14,740	17 備品購入費	△5,360	○子育て環境整備促進（ベビーファースト）事業費★	△630	
				一般財源	△18,750	18 負担金補助及び交付金	△48,815	○結婚新生活支援事業費★	△21,550	
	特定財源の内訳					24 積立金	18,556	◎すこやか子育て基金費	18,556	
	(国) 地方創生臨時交付金							◎放課後児童クラブ費	△16,965	
	(国) 地域少子化対策重点推進交付金							○放課後児童クラブ維持管理費★	△5,360	
	(国) 保育所等整備交付金							○放課後児童クラブ施設整備費★	△11,605	
	(国) 地域子供の未来応援交付金							◎民間放課後児童クラブ補助事業費	△62	
	(他) こおりやま応援寄附金							○民間放課後児童クラブ補助事業費★	△62	
	(他) 子育て支援推進寄附金							◎民間認可保育所費	△25,656	
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金							○認可保育所等整備補助事業費★	△25,656	

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 財源 額の 内訳	節		説明			
					区分	金額				
2 こども家庭費	9,195,166	38,262	9,233,428	特定財源	△102,472	10 需用費	△1,023	◎職員給与費	0	
				国・県	△102,472	17 備品購入費	△3	◎母子福祉対策費	39,288	
				一般財源	140,734	18 負担金補助及び交付金	△10,516	○母子自立支援事業費★	△10,516	
	特定財源の内訳					22 償還金利子及び割引料	49,804	◎児童手当等支給費	0	
	(国) 地方創生臨時交付金							△94,803	◎こども総合支援センター費	△1,026
	(国) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金							218	○こども総合支援センター事業費★	△3
	(国) 住宅セーフティネット促進補助事業費国庫補助金							△5,258		
	(県) 住宅セーフティネット促進補助事業費県補助金							△2,629		
	3 保育費	11,866,704	△84,663	11,782,041	特定財源	△111,580	10 需用費	△24,851	◎児童福祉総務費	3,844
					国・県	△91,164	12 委託料	△614	○保育士・保育所支援センター事業費★	3,844
その他					△20,416	17 備品購入費	△21,633	◎公立保育所費	△46,484	
一般財源					26,917	18 負担金補助及び交付金	△45,516	◎民間認可保育所費	△27,030	
特定財源の内訳					22 償還金利子及び割引料	7,951	○特定教育・保育施設等補助事業費★	△27,275		
(国) 保育対策総合支援事業費国庫補助金							△20,417	◎認可外保育施設費	△12,181	
(国) 地方創生臨時交付金							△74,576	○認可外保育施設支援事業費★	△12,683	
(国) デジタル田園都市国家構想交付金							3,829	◎私立幼稚園費	△2,812	
(他) きずな基金繰入金							△20,416			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 保育費							○私立幼稚園運営費 補助事業費★ △2,812
計	24,504,575	△93,625	24,410,950	特定財源 △242,526 国・県 △236,850 その他 △5,676 一般財源 148,901			

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護費	6,027,427	△140	6,027,287	特定財源 △141 国・県 △141 一般財源 1	10 需用費	△140	◎生活保護施設費 △140
	特定財源の内訳						
	(国) 地方創生臨時交付金			△36			
	(県) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化 県交付金			△105			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	6,027,427	△140	6,027,287	特定財源 △141 国・県 △141 一般財源 1			

(款) 3 民生費

(項) 6 災害救助費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 災害救助費	62,440	△41,353	21,087	特定財源 △34,018	11 役務費	△1	◎災害救助費 △36,352 ○避難行動要支援者 避難支援体制管理事 業費★ △1,139 ◎災害援護資金費 △5,001
				国・県 7,195	12 委託料	△1,139	
				市債 △5,000	19 扶助費	△35,213	
				その他 △36,213	20 貸付金	△5,000	
				一般財源 △7,335			
				特定財源の内訳			
				(国) 地方創生臨時交付金		1,000	
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金		6,195	
				(市債) 災害援護資金貸付事業債		△5,000	
				(他) きずな基金繰入金		△36,213	

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 6 災害救助費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	62,440	△41,353	21,087	特定財源 △34,018 国・県 7,195 市債 △5,000 その他 △36,213 一般財源 △7,335			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	340,842	△1,364	339,478	特定財源 △1,281	8 旅費	△61	◎職員給与費 0
				国・県 △1,281	10 需用費	△563	◎保健所総務費 △1,364
				一般財源 △83	11 役務費	△11	○内部被ばく検査事業費★ △746
					12 委託料	△729	○自家消費野菜等放射能検査事業費★ △618
				特定財源の内訳 (国) 福島再生加速化交付金 △1,200 (県) 自家消費野菜等放射能検査事業費県補助金 △80 (県) 県民健康調査費県委託金 △1			

3款 民生費

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 保健所健康 政策費	378,392	0	378,392	特定財源 国・県 一般財源			◎医療従事者総合支援 事業費 0 ○新興感染症対策体 制整備事業費★ 0 ◎休日・夜間急病セン ター費 0 ○休日・夜間急病セ ンター運営事業費★ 0
	特定財源の内訳						
	(国) 地方創生臨時交付金			△841			
3 保健所保健 ・感染症費	2,117,221	0	2,117,221	特定財源 国・県 一般財源			◎職員給与費 0 ◎予防接種事業費 0 ○任意予防接種事業 費★ 0 ◎感染症予防対策事業 費 0 ○特定感染症検査等 対策事業費★ 0 ◎精神保健福祉費 0 ○精神保健福祉事業 費★ 0 ○自殺対策推進事業 費★ 0
	特定財源の内訳						
	(国) 感染症予防事業費国庫負担金			△158,845			
	(国) 結核医療費国庫負担金			△46			
	(国) エイズ対策促進事業費国庫補助金			10			
	(国) 特定感染症検査事業費等国庫補助金			△13,659			
	(国) 感染症対策特別促進事業費国庫補助金			△195			
	(国) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 費国庫補助金			15,820			
	(国) 新型コロナウイルス感染症対応心のケア支援事 業費国庫補助金			19			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 保健所保健 ・感染症費	(国) 精神保健費等国庫補助金 (県) 地域自殺対策強化県交付金 (県) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化県補助金 (県) 予防接種再接種費用助成事業費県補助金 (県) うつくしま権限移譲交付金	94 △1,007 1,038 102 △129					
4 保健所健康 づくり費	1,274,335	△4,212	1,270,123	特定財源 3,022 国・県 △681 その他 3,703 一般財源 △7,234	18 負担金補助 及び交付金	△4,212	◎生活習慣病対策推進 事業費 0 ○生活習慣病対策事 業費★ 0 ◎健康増進事業費 △4,212 ○健康増進事業費★ △4,212 ◎後期高齢者健康診査 事業費 0
	特定財源の内訳			(国) 感染症予防事業費等国庫補助金 △257 (国) 消費・安全対策交付金 570 (県) 在宅ターミナルケア支援助成事業費県補助金 △972 (県) 健康増進事業費県補助金 △22 (他) 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金 3,979 (他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ 交付金 △276			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
7 食肉衛生検査費	171,828	0	171,828	特定財源	△1			◎職員給与費	0
				国・県	△1			◎食肉衛生検査費	0
				一般財源	1				
	特定財源の内訳								
	(国) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金				△1				
8 母子保健衛生費	915,921	△20,000	895,921	特定財源	24,268	12 委託料	△20,000	◎母子保健推進活動費	△20,000
				国・県	24,268			○母子保健推進活動事業費★	0
				一般財源	△44,268			○母子健康教育事業費★	0
	特定財源の内訳							○妊娠・出産包括支援事業費★	0
	(国) 地方創生臨時交付金				22,054				
	(国) 母子保健衛生費国庫補助金				1,127				
	(国) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金				1,087				
9 環境政策費	668,096	△4,149	663,947	特定財源	2,268	10 需用費	△61	◎環境政策費	△8,814
				国・県	△11,639	12 委託料	△1,010	○地球温暖化対策事業費★	△8,814
				その他	13,907	14 工事請負費	△15,283		
				一般財源	△6,417	18 負担金補助及び交付金	△8,970	◎新エネルギー普及促進費	△1,020
				特定財源の内訳					24 積立金
	(国) 地方創生臨時交付金				△16,650				

4款 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源の内訳	節		説明	
					区分	金額		
9 環境政策費	(国) デジタル田園都市国家構想交付金 (県) 電源立地地域対策県交付金 (他) 東山霊園管理手数料 (他) 環境基金利子 (他) こおりやま応援寄附金 (他) 環境寄附金 (他) 環境基金繰入金 (他) クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金	225 4,786 △713 △7 21,643 249 △7,950 685					◎環境基金費 21,888 ◎東山霊園費 △16,203	
11 浄化槽対策費	109,304	△17,954	91,350	特定財源 国・県 一般財源 特定財源の内訳 (国) 循環型社会形成推進交付金 (県) 浄化槽設置整備事業費県補助金	△10,098 △10,098 △7,856 △6,463 △3,635	18 負担金補助 及び交付金	△17,954	◎浄化槽対策費 △17,954 ○浄化槽污水处理対策補助事業費★ △17,954
12 医療介護病院費	12,487	0	12,487	特定財源 国・県 一般財源 特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金	△2,872 △2,872 2,872 △3,413			◎医療介護病院費 0

— 179 —

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明		
					区分	金額			
12 医療介護病院費	(県) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費 県補助金			541					
13 原子力災害対策費	302, 155	△76, 326	225, 829	特定財源	△76, 325	11 役務費	△33	◎除染管理費	△76, 293
				国・県一般財源	△76, 325 △1	12 委託料	△76, 293	◎原子力災害対策事業費 ○線量計貸与事業費 ★	△33 △33
	特定財源の内訳 (県) 除染対策事業費県補助金 (県) 放射線健康対策事業費県補助金			△76, 292 △33					
14 ワクチン接種費	2, 113, 850	△232, 927	1, 880, 923	特定財源	△233, 692	11 役務費	△16, 354	◎新型コロナウイルス	
				国・県一般財源	△233, 692 765	12 委託料	△167, 865	ワクチン接種事業費	△232, 927
				特定財源の内訳 (国) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 (国) 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付国庫負担金 (国) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金			△168, 074 △49, 473 △16, 145		

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	8,864,570	△356,932	8,507,638	特定財源 △452,350 国・県 △469,960 その他 17,610 一般財源 95,418			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃費	3,848,579	△4,904	3,843,675	特定財源 △3,910 国・県 △221 市債 △3,600 その他 △89 一般財源 △994	10 需用費	△4,733	◎富久山クリーンセンター費 △2,193 ◎河内クリーンセンター費 △401 ◎衛生処理センター費 △2,310
				特定財源の内訳 (国) 廃棄物処理施設モニタリング等事業費国庫補助金 △221 (市債) 一般廃棄物処理事業債 △3,600 (他) 公共施設等総合管理基金繰入金 △89	12 委託料	△171	

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	3,848,579	△4,904	3,843,675	特定財源 △3,910 国・県 △221 市債 △3,600 その他 △89 一般財源 △994			

(款) 4 衛生費

(項) 4 簡易水道費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 簡易水道費	189,481	5,901	195,382	一般財源 5,901	23 投資及び出資金	5,901	◎簡易水道費 5,901
計	189,481	5,901	195,382	一般財源 5,901			

4款 衛生費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 労働諸費	134,559	△4,027	130,532	特定財源	△19,794	10 需用費	△175	◎雇用対策費	△3,714		
				国・県	△19,694	12 委託料	△416	○多様な働き方支援			
				市債	△100	18 負担金補助及び交付金	△3,436	事業費★	△278		
				一般財源	15,767			◎労働福祉会館費	△313		
				特定財源の内訳					○労働福祉会館長寿		
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金				225	命化事業費★	△175	
				(国) 地方創生臨時交付金				△16,169			
				(国) 地域就職氷河期世代支援加速化交付金				△3,750			
				(市債) 労働施設整備事業債				△100			
				計	135,939			△4,027	131,912	特定財源	△19,794
				国・県	△19,694						
				市債	△100						
				一般財源	15,767						

5款 労働費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 財源 内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 農業委員会費	160,527	△1,155	159,372	特定財源	△7,608	10 需用費	△64	◎職員給与費	0		
				国・県	△7,736	11 役務費	△1,091	◎農業委員費	0		
				その他	128			◎農業経営基盤強化促進事業費	△1,051		
				一般財源	6,453			◎農地利用状況調査事業費	△104		
				特定財源の内訳							
				(県) 農業委員会費県交付金	△169						
				(県) 農地利用最適化県交付金	367						
				(県) 農地集積・集約化対策事業費県補助金	△405						
				(県) 地域計画策定推進緊急対策事業費県補助金	△7,694						
				(県) うつくしま権限移譲交付金	165						
(他) 農業者年金業務委託手数料	128										
2 農業政策費	486,020	△66,879	419,141	特定財源	△66,746	7 報償費	△90	◎職員給与費	0		
				国・県	△64,703	8 旅費	△4	◎中山間地域農業活性化対策事業費	△3,714		
				その他	△2,043	10 需用費	△148	○中山間地域等直接支払事業費★	△3,714		
				一般財源	△133	11 役務費	△50	◎地域計画推進事業費	△21,068		
				特定財源の内訳				12 委託料	△475	○地域計画推進事業費★	△21,068
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金	△833	13 使用料及び賃借料	△72	◎稲作近代化推進費	△329		
				(国) 地方創生臨時交付金	△135	18 負担金補助及び交付金	△66,040				
				(県) 農地集積・集約化対策事業費県補助金	△17,013						

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 財	正 源	額 内	の 訳	節		説明	
								区 分	金 額		
2 農業政策費	(県) 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業費県補助金							△303		◎農業改良事業費 ○豊かな地域農業を担う農家育成事業費 ★	△41,768 △41,768
	(県) 経営所得安定対策等推進事業費県補助金							△3,466			
	(県) 中山間地域等直接支払事業費県交付金							△2,631			
	(県) 農業次世代人材投資事業費県補助金							149			
	(県) 担い手づくり総合支援事業費県補助金							△250			
	(県) 遊休農地等再生対策支援事業費県補助金							△742			
	(県) 地域を支える新たな農業者等確保支援事業費県補助金							△152			
	(県) 新規就農者育成総合対策事業費県補助金							△39,327			
	(他) 農地中間管理機構管理業務受託事業収入							△43			
	(他) 経営継承・発展等支援事業費補助金							△2,000			
3 農業振興費	650,113	△9,019	641,094	特定財源		2,003	10 需用費	△7	◎農業改良事業費	△847	
				国・県		2,004	11 役務費	△3	○環境保全型農業直接支援対策事業費★	△7	
				その他		△1	12 委託料	△1,655	○郡山地域産業6次化推進事業費★	0	
				一般財源		△11,022	18 負担金補助及び交付金	△7,354	○果樹農業6次産業化プロジェクト事業費★	△839	
	特定財源の内訳									○郡山産農産物等販売促進事業費★	△1
	(国) 地方創生臨時交付金							11,128			
	(国) 福島再生加速化交付金							90			
	(県) 環境保全型農業直接支払等県推進交付金							△8			
	(県) 福島県営農再開支援事業費県補助金							△356			

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 農業振興費	(県) 狩猟による地域環境保全対策推進事業費県補助金 △403 (県) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金 △2,759 (県) 産地生産力強化総合対策事業費県補助金 △625 (県) 園芸生産拠点育成支援事業費県補助金 △4,568 (県) 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業費県補助金 △494 (県) 地域創生総合支援事業費県補助金 △1 (他) 地方創生応援基金繰入金 △1						○農産物等海外連携事業費★ 0 ◎農作物災害対策費 △759 ○鳥獣被害防止総合対策事業費★ △403 ◎園芸振興奨励費 △6,112 ○こおりやま園芸産地づくり支援事業費★ △6,112 ◎水産振興奨励費 0 ○鯉6次産業化プロジェクト事業費★ 0 ◎畜産経営改善対策費 △1,301 ○畜産経営改善事業費★ △1,301
4 農地費	2,589,283	△307,415	2,281,868	特定財源 △307,356 国・県 △6,594 市債 △300,200 その他 △562 一般財源 △59	10 需用費 12 委託料 14 工事請負費 24 積立金	△29 △7,968 △299,338 △80	◎農道水路等費 △300,257 ○農業用施設整備事業費★ △2,999 ○ため池防災・減災事業費★ △297,258 ◎農村公園費 △29

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 正源 額の 内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 農地費	特定財源の内訳						◎地籍調査事業費	△6,565	
	(国) 地方創生臨時交付金						○地籍調査事業費 (補助) ★	△6,565	
	(県) 地籍調査費県補助金								
	(市債) 農業農村整備事業債						◎ため池放射性物質対策事業費	△564	
	(他) 農業水利施設等保全再生事業基金利子						○ため池放射性物質対策事業費★	△484	
	(他) 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金								
5 総合地方卸売市場費	571,945	△16	571,929	一般財源	△16	27 繰出金	△16	◎総合地方卸売市場費	△16
6 農業集落排水事業費	565,794	△95	565,699	一般財源	△95	23 投資及び出資金	△95	◎農業集落排水事業費	△95
計	5,023,682	△384,579	4,639,103	特定財源	△379,707				
				国・県	△77,029				
				市債	△300,200				
				その他	△2,478				
				一般財源	△4,872				

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源の 内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 林業振興費	396,269	△27,222	369,047	特定財源	△26,797	8 旅費	△86	◎職員給与費	0
				国・県	△3,681	10 需用費	△1,638	◎森林整備事業費	△1,475
				市債	△5,800	12 委託料	△11,730	○森林整備事業費★	△1,475
				その他	△17,316	14 工事請負費	△15,462	◎森林保護対策事業費	△3,194
				一般財源	△425	18 負担金補助 及び交付金	△96	◎森林公園費	△8,494
	特定財源の内訳					24 積立金	1,790	◎ふくしま森林再生事 業費	△2,009
	(国) 地方創生臨時交付金							○ふくしま森林再生 事業費★	△2,009
	(県) 造林事業費県補助金							◎市有林管理事業費	63
	(県) ふくしま森林再生事業県補助金							◎林道費	△13,732
	(県) 森林環境県交付金							○林道整備事業費★	△5,633
	(県) 里山林保全対策事業費県補助金							◎森林経営管理事業費	△108
	(市債) 林道整備事業債							○森林経営管理事業 費★	△108
	(他) 森林環境譲与税基金利子							◎森林環境譲与税基金 費	1,727
	(他) 市有林基金利子								
	(他) 立木売払収入								
	(他) 森林環境譲与税基金繰入金								
計	396,269	△27,222	369,047	特定財源	△26,797				
				国・県	△3,681				
				市債	△5,800				
				その他	△17,316				
				一般財源	△425				

6款 農林水産業費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 商工振興費	4,404,418	△42,098	4,362,320	特定財源	△35,801	12 委託料	△128	◎振興事業費	△42,098		
				国・県	△35,801	18 負担金補助及び交付金	△41,970	○商店街等支援事業費★	△2,985		
	一般財源	△6,297	○創業・事業承継支援事業費★	△9,855							
	特定財源の内訳		○こおりやま中小企業活性化事業費★	△29,232							
	(国) デジタル田園都市国家構想交付金		△480	○産業DX推進事業費★	△26						
	(国) 地方創生臨時交付金		△31,571	◎金融対策費	0						
(国) 地域経済循環創造事業交付金		△3,000	18 負担金補助及び交付金	△623	○中小企業融資制度事業費★	0					
(県) 活力ある商店街支援事業費県補助金		△750			◎観光宣伝費	△25					
2 観光物産費	842,337	△8,001			834,336	特定財源	△31,808	10 需用費	△3,292	○観光誘客事業費★	△25
						国・県	△21,765	12 委託料	△900	◎観光振興対策事業費	△625
	市債	△8,200	14 工事請負費	△3,013	○インバウンド観光推進事業費★	△195					
	その他	△1,843	18 負担金補助及び交付金	△623	◎郡山ユラックス熱海費	△7,058					
	一般財源	23,807			○郡山ユラックス熱海長寿命化事業費★	△3,879					
	特定財源の内訳				◎物産振興費	△293					
(国) デジタル田園都市国家構想交付金		4,176									
(国) 地方創生臨時交付金		△24,444									
(国) 訪日外国人旅行者周遊促進事業費国庫補助金		△1,493									

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 観光物産費	(県) 地域創生総合支援事業費県補助金 (市債) 観光振興施設整備事業債 (市債) 公共施設等除却事業債 (他) 公共施設等総合管理基金繰入金			△4 △5,500 △2,700 △1,843			○物産振興事業費★ △293		
3 産業創出費	1,073,597	△13,756	1,059,841	特定財源	△3,719	7 報償費	△703	◎新事業創出促進事業 費 ○産業イノベーショ ン事業費★ ○知的財産活用推進 事業費★ ◎企業誘導費 ○企業誘致活動事業 費★ ◎工業団地開発事業費	
				国・県	△3,719	8 旅費	△668		△5,597 △4,648 △949 △5,716 △5,716 △2,443
				一般財源	△10,037	10 需用費	△1,017		
							11 役務費		△2,076
	特定財源の内訳				12 委託料	△4,638			
	(国) デジタル田園都市国家構想交付金			△3,775	13 使用料及び 賃借料	△394			
	(県) うつくしま権限移譲交付金			56					
						18 負担金補助 及び交付金	△1,817		
					27 繰出金	△2,443			
計	6,376,730	△63,855	6,312,875	特定財源 国・県 市債 その他 一般財源	△71,328 △61,285 △8,200 △1,843 7,473				

7款 商工費

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 建築指導費	151,762	△15,705	136,057	特定財源 △16,381	12 委託料	△7,225	◎職員給与費 0
				国・県 △15,981	18 負担金補助 及び交付金	△8,480	◎建築指導事務費 △15,705
				その他 △400			○住宅・建築物耐震 化事業費★ △10,951
				一般財源 676			
				特定財源の内訳			
				(国) 防災・安全交付金 △13,486			
				(県) 木造住宅等耐震化支援事業費県補助金 △2,666			
				(県) うつくしま権限移譲交付金 171			
				(他) 木造住宅耐震診断事業費自己負担金 △400			
3 土地開発基金費	7,527	△7,527	0	一般財源 △7,527	27 繰出金	△7,527	◎土地開発基金費 △7,527
計	346,507	△23,232	323,275	特定財源 △16,381			
				国・県 △15,981			
				その他 △400			
				一般財源 △6,851			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 道路建設費	937,216	0	937,216	特定財源	△16,452			◎道路費	0		
				国・県	△4,652			○幹線道路新設改良			
				市債	△11,800			舗装事業費★	0		
				一般財源	16,452			○生活道路改良舗装事業費★	0		
	特定財源の内訳										
	(国) 社会資本整備総合交付金				△4,652						
	(市債) 道路整備事業債				△11,800						
2 道路維持費	3,651,725	△103,709	3,548,016	特定財源	△93,809	12 委託料	△29,501	◎道路費	△53,739		
				国・県	4,956	14 工事請負費	△62,498	○道路ストック整備			
				市債	△88,100	17 備品購入費	△11,710	事業費★	△41,512		
				その他	△10,665			○交通安全施設整備			
				一般財源	△9,900			事業費★	△12,227		
				特定財源の内訳				◎橋りょう費	△7,752		
				(国) 防災・安全交付金				△54,386	○橋りょう長寿命化		
				(国) 道路更新防災等対策事業費国庫補助金				△23,158	事業費★	△7,752	
				(国) 地方創生臨時交付金				82,500	◎浸水対策事業費	△30,428	
				(市債) 道路整備事業債				△88,100	◎水路側溝費	△194	
				(他) 交通安全対策特別交付金				△10,665	○水路側溝整備事業費★	△194	
									◎地下道費	△11,596	

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 工業団地整備事業費	75,851	0	75,851	特定財源			◎工業団地整備事業費 ○工業団地整備事業費★
				国・県			
				市債			
				一般財源			
	特定財源の内訳						
	(国) 社会資本整備総合交付金						
	(市債) 道路整備事業債						
計	4,785,465	△103,709	4,681,756	特定財源			
				国・県			
				市債			
				その他			
				一般財源			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源 内訳	節		説明			
					区分	金額				
1 河川費	2,122,957	△64,699	2,058,258	特定財源	△71,844	7 報償費	△1,078	◎河川費 △62,299 ○準用河川改修事業 費★ △14,351 ○普通河川改修事業 費★ △25,463 ○水辺空間整備事業 費★ 0 ◎急傾斜地崩壊対策事 業費 △2,400		
				国・県	△4,244	10 需用費	△2,010			
				市債	△67,600	11 役務費	△45			
				一般財源	7,145	12 委託料	△38,602			
						14 工事請負費	△15,002			
	特定財源の内訳 (国) 排水機場施設管理国庫委託金 (国) 徳定川浄化施設管理国庫委託金 (県) 河川環境保全事業県委託金 (市債) 河川整備事業債					16 公有財産購 入費	△289			
							18 負担金補助 及び交付金		△2,400	
							21 補償補填及 び賠償金		△5,273	
計	2,122,957	△64,699	2,058,258	特定財源 国・県 市債 一般財源	△71,844 △4,244 △67,600 7,145					

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 開発指導費	89,423	△2,968	86,455	特定財源 △485 国・県 △485 一般財源 △2,483	18 負担金補助 及び交付金	△2,968	◎盛土規制許可事務費 △2,968
	特定財源の内訳 (国) 防災・安全交付金			△485			
2 都市計画費	1,327,151	0	1,327,151	特定財源 △1,000 国・県 △1,000 一般財源 1,000			◎市街地活性化推進費 0
	特定財源の内訳 (国) 官民連携都市再生推進事業費国庫補助金			△1,000			
3 街路費	1,265,218	0	1,265,218	特定財源 △214,737 国・県 △123,237 市債 △91,500 一般財源 214,737			◎街路整備費 0 ○環状線等街路整備 事業費★ 0
	特定財源の内訳 (国) 社会資本整備総合交付金			△8,000			
	(国) 踏切道改良計画事業費国庫補助金			△115,237			
	(市債) 街路整備事業債			△91,500			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明			
					区分	金額				
5 公園費	1,699,520	△32,780	1,666,740	特定財源	△26,621	10 需用費	△4,733	◎公園費	△28,635	
				国・県	△14,906	12 委託料	△13,099	○公園改修費★	△15,962	
				市債	△7,500	14 工事請負費	△15,536	○公園トイレ整備事業費★	△10,432	
				その他	△4,215	18 負担金補助及び交付金	△501	◎郡山カルチャーパーク費	△930	
				一般財源	△6,159	24 積立金	1,089	◎21世紀公園費	180	
	特定財源の内訳							◎大槻公園費	△2,218	
	(国) 地方創生臨時交付金				△4,654			◎平成記念郡山こどものもり公園費	△1,394	
	(国) 防災・安全交付金				△9,120			◎その他指定管理公園費	△289	
	(国) デジタル田園都市国家構想交付金				478			◎緑化推進事業費	△583	
	(県) ふくしま森林再生事業県補助金				△1,610			○緑あふれるまちづくり事業費★	△583	
	(市債) 公園整備事業債				△7,500			◎水と緑のまちづくり基金費	1,089	
	(他) 水と緑のまちづくり基金利子				5			◎公共下水道費	△301,588	
	(他) 水と緑のまちづくり基金寄附金				499					
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△4,719					
	7 公共下水道費	5,231,240	△301,588	4,929,652	一般財源	△301,588	18 負担金補助及び交付金	△283,329		
							23 投資及び出資金	△18,259		

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 公共交通対策費	240,399	△2,830	237,569	特定財源 △2,830 国・県 △2,830	18 負担金補助 及び交付金	△2,830	◎総合交通対策費 △2,830
	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金			△2,830			
計	11,080,280	△340,166	10,740,114	特定財源 △245,673 国・県 △142,458 市債 △99,000 その他 △4,215 一般財源 △94,493			

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅費	954,060	△61,489	892,571	特定財源 △35,275 国・県 △11,239 市債 △21,400 その他 △2,636 一般財源 △26,214	12 委託料	△320	◎住宅総務費 △2,000
					14 工事請負費	△58,920	○空家等対策事業費
					18 負担金補助 及び交付金	△2,000	★ △2,000
					21 補償補填及 び賠償金	△249	◎市営住宅費 △59,489 ○市営住宅ストック 総合改善事業費★ △50,820

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 正源 額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅費	特定財源の内訳						
	(国) 社会資本整備総合交付金				△7,305		
	(国) 防災・安全交付金				△3,934		
	(市債) 公営住宅建設事業債				△13,600		
	(市債) 公共施設等除却事業債				△7,800		
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△2,636		
計	954,060	△61,489	892,571	特定財源	△35,275		
				国・県	△11,239		
				市債	△21,400		
				その他	△2,636		
				一般財源	△26,214		

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 消防防災費	3,743,624	0	3,743,624	特定財源			◎常備消防費 0
				国・県			◎消防施設費 0
				6,676			○消防力整備事業費
				市債			★ 0
				△500			◎災害対策費 0
				一般財源			
				△6,176			

8款 土木費

9款 消防費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 正源 額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
1 消防防災費	特定財源の内訳 （国）地方創生臨時交付金 6,676 （市債）消防防災設備整備事業債 △500						○災害時用備蓄品整備事業費★ 0
計	3,766,533	0	3,766,533	特定財源 6,176 国・県 6,676 市債 △500 一般財源 △6,176			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 総合教育支援センター費	412,088	△4,372	407,716	特定財源	△1,415	7 報償費	△1,199	◎職員給与費	0
				国・県	△1,415	8 旅費	△249	◎総合教育支援センター費	△4,372
				一般財源	△2,957	12 委託料	△2,924	○小中学校特別支援教育派遣事業費★	△4,372
				特定財源の内訳 (国) 教育支援体制整備事業費国庫補助金			△1,415		
計	603,379	△4,372	599,007	特定財源	△1,415				
				国・県	△1,415				
				一般財源	△2,957				

9款 消防費

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 学校教育推進費	977, 657	△53, 940	923, 717	特定財源	△13, 636	7 報償費	△432	◎指導事業費	△928
				国・県	△14, 386	8 旅費	△441	○小中学校英語教育	
				その他	750	10 需用費	△55	推進事業費★	△696
				一般財源	△40, 304	18 負担金補助及び交付金	△1, 150	◎奨学資金費	110
	特定財源の内訳					19 扶助費	△53, 122	○奨学資金給与事業費★	△1, 150
	(国) 教育支援体制整備事業費国庫補助金					24 積立金	1, 260	◎小学校就学奨励援助費	△17, 739
	(国) 小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金							◎中学校就学奨励援助費	△35, 383
	(国) 小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金								
	(国) 中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金								
	(国) 中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金								
	(県) 森林環境県交付金								
	(他) 篤志奨学資金給与基金利子								
	(他) 奨学資金給与費寄附金								
	(他) 篤志奨学資金給与基金繰入金								
2 学校管理費	4, 782, 517	△103, 568	4, 678, 949	特定財源	327, 863	10 需用費	△1, 013	◎職員給与費	0
				国・県	327, 829	11 役務費	△3	◎小学校管理費	△537
				その他	34	12 委託料	△9, 027	○小学校教育環境整備事業費★	△537
				一般財源	△431, 431	18 負担金補助及び交付金	△93, 525	◎小学校教授費	△126
	特定財源の内訳							◎小学校スクールバス運行費	△8, 299
	(国) 地方創生臨時交付金								

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 財源 内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 学校管理費	(国) 小学校理科教育設備整備費等国庫補助金			△75			◎中学校管理費	△346	
	(国) へき地児童生徒援助費等国庫補助金			△3,337			○中学校教育環境整備事業費★	△346	
	(国) 中学校理科教育設備整備費等国庫補助金			△74			◎中学校教授費	△4	
	(県) 放射線健康対策事業費県補助金			△732			◎学校保健指導費	△731	
	(県) 公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助金			△294			○個人積算線量測定事業費★	△731	
	(他) 森林環境譲与税基金繰入金			34			◎学校給食費	△93,525	
							○学校給食費支援事業費★	△93,525	
3 学校施設費	3,499,622	△286,516	3,213,106	特定財源	△321,258	8 旅費	△144	◎小学校施設費	△274,854
				国・県	△31,787	10 需用費	△661	○小学校長寿命化改修事業費★	△274,854
				市債	△204,000	11 役務費	△481	◎中学校施設費	△11,660
				その他	△85,471	12 委託料	△9,300	○中学校施設環境整備事業費★	△11,660
				一般財源	34,742	13 使用料及び賃借料	△32,422	◎学校施設整備基金費	△2
	特定財源の内訳				14 工事請負費	△243,506			
	(国) 小学校学校施設環境改善交付金	△31,787	24 積立金	△2					
	(市債) 小学校教育施設等整備事業債	△200,900							
	(市債) 中学校教育施設等整備事業債	△3,100							
	(他) 学校施設整備基金利子	△2							
(他) 公共施設等総合管理基金繰入金	△85,469								

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 教育研修センター費	736,566	△8,080	728,486	特定財源	△6,715	10 需用費	△8,080	◎教育のＤＸ推進費 ○教育のＤＸ推進事業費★	△8,080 △8,080
				国・県	△6,715				
				一般財源	△1,365				
	特定財源の内訳 (国) 公立学校情報機器整備費国庫補助金					△6,715			
計	9,996,362	△452,104	9,544,258	特定財源	△13,746				
				国・県	274,941				
				市債	△204,000				
				その他	△84,687				
				一般財源	△438,358				

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生涯学習費	1,274,711	△4,621	1,270,090	特定財源 △6,025	7 報償費	△3,374	◎振興事業費 △4,063 ○家庭教育充実事業費★ △405 ○地域学校協働活動推進事業費★ △3,658
				国・県 △1,625	8 旅費	△838	
				市債 △4,400	10 需用費	△151	
				一般財源 1,404	11 役務費	△116	
					12 委託料	△138	

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明			
					区分	金額				
1 生涯学習費	特定財源の内訳 (国) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金 (国) 地方創生臨時交付金 (国) デジタル田園都市国家構想交付金 (市債) 社会教育施設整備事業債			△1,495 △355 225 △4,400	13 使用料及び賃借料	△4	◎青少年会館費	△162		
							◎公民館費	△396		
							○家庭教育ふれあい事業費★	△396		
2 図書館費	467,180	△406	466,774	特定財源 国・県 その他 一般財源	△409 △68 △341 3	13 使用料及び賃借料	△38	◎図書館費	△406	
										17 備品購入費
	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金 (他) 森林環境譲与税基金繰入金			△68 △341						
3 文化振興費	4,391,661	△31,095	4,360,566	特定財源 国・県 市債 その他 一般財源	△20,872 △16,215 △6,000 1,343 △10,223	7 報償費	△106	◎音楽堂整備基金費	184	
						8 旅費	△158	◎市民文化センター費	△188	
						11 役務費	△110	◎こおりやま文学の森		
						12 委託料	△18,149	資料館費	△192	
						14 工事請負費	△13,916	◎歴史資料館費	△16,647	
						24 積立金	1,344	○(仮称) 歴史情報・公文書館施設整備事業費★	△16,647	
	特定財源の内訳 (国) 文化財発掘調査事業費国庫補助金			△16,744						

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 文化振興費	(国) デジタル田園都市国家構想交付金 (市債) 社会教育施設整備事業債 (他) 音楽堂整備基金利子 (他) こおりやま応援寄附金 (他) 文化施設整備寄附金	529 △6,000 △30 1,160 213					◎埋蔵文化財発掘調査費 △15,412 ○埋蔵文化財発掘調査事業費★ △15,412 ◎文化体育振興基金費 1,160
4 美術館費	328,922	△6	328,916	特定財源 その他	24 積立金	△6	◎美術館費 △6
	特定財源の内訳 (他) 美術品取得基金利子			△6			
計	6,462,474	△36,128	6,426,346	特定財源 国・県 市債 その他 一般財源			△27,312 △17,908 △10,400 996 △8,816

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源の 内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 スポーツ振興費	5,263,037	△82,132	5,180,905	特定財源	△57,004	7 報償費	△547	◎社会体育振興費 △2,789 ○東京2020オリンピック・パラリンピックレガシー継承事業費★ △530 ○健康づくりのためのスポーツ・レクリエーション啓発事業費★ △604 ○こおりやまスポーツイノベーション事業費★ △1,655 ◎体育館費 0 ◎運動場費 △2,585 ◎スポーツ広場費 △4,636 ◎アイスアリーナ費 △65,284 ◎西部地区体育施設費 △6,838
				国・県	△1,415	8 旅費	△466	
				市債	△60,100	10 需用費	△71,038	
				その他	4,511	11 役務費	△346	
				一般財源	△25,128	12 委託料	△1,226	
						14 工事請負費	△7,965	
				17 備品購入費	△544			
	特定財源の内訳							
	(国) デジタル田園都市国家構想交付金				861			
	(国) 地方創生臨時交付金				△2,276			
	(市債) 保健体育施設整備事業債				△60,100			
	(他) 地方創生応援基金繰入金				12,458			
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△7,966			
	(他) スポーツ教室教材費実費収入				19			
計	5,263,037	△82,132	5,180,905	特定財源	△57,004			
				国・県	△1,415			
				市債	△60,100			
				その他	4,511			
				一般財源	△25,128			

10款 教育費

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会教育施設災害復旧費	4,171	△464	3,707	特定財源	10 需用費	△464	◎令和4年発生災害復旧費 △464
				国・県			
				市債			
				一般財源			
	特定財源の内訳						
	(国) 指定文化財保存活用事業費国庫補助金						
	(市債) 社会教育施設災害復旧事業債						
計	4,171	△464	3,707	特定財源			
				国・県			
				市債			
				一般財源			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	394,211	3,859	398,070	一般財源			
計	394,211	3,859	398,070	一般財源			

11款 災害復旧費

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)				計 (千円)
補 正 後	長 等	3		33,996	11,389 (3.35)		45,385	4,852	50,237	
	議 員	38	269,076		81,117 (3.35)		350,193	81,648	431,841	
	そ の 他 の 特 別 職	5,191	208,351	17,100	5,729 (3.35)		231,180	3,004	234,184	
	計	5,232	477,427	51,096	98,235 (3.35)		626,758	89,504	716,262	
補 正 前	長 等	3		33,996	11,389 (3.35)		45,385	4,852	50,237	
	議 員	38	269,076		81,117 (3.35)		350,193	81,648	431,841	
	そ の 他 の 特 別 職	5,226	208,704	17,100	5,729 (3.35)		231,533	3,004	234,537	
	計	5,267	477,780	51,096	98,235 (3.35)		627,111	89,504	716,615	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0	0	
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	△ 35	△ 353	0	0 (0.00)		△ 353	0	△ 353	
	計	△ 35	△ 353	0	0 (0.00)		△ 353	0	△ 353	

一般会計

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,997) 1,899	2,473,032	7,730,043	5,087,141	15,290,216	3,172,754	18,462,970	
補 正 前	(1,997) 1,899	2,473,032	7,730,043	4,928,856	15,131,931	3,172,754	18,304,685	
比 較	(0) 0	0	0	158,285	158,285	0	158,285	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	184,270	174,100	127,076	26,905	682,054	29,587	100
	補 正 前	184,270	174,100	127,076	26,905	682,054	29,587	100
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,076,730	1,254,880	130	2,376	284,099	8,261	65
	補 正 前	2,076,730	1,254,880	130	2,376	284,099	8,261	65
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	17,676			547	218,285		
	補 正 前	17,676			547	60,000		
	比 較	0			0	158,285		

一般会計

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(16) 1,780		7,182,900	4,538,545	11,721,445	2,539,129	14,260,574	
補 正 前	(16) 1,780		7,182,900	4,383,207	11,566,107	2,539,129	14,105,236	
比 較	(0) 0		0	155,338	155,338	0	155,338	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	184,270	154,548	127,076	25,215	678,114	29,517	100
	補 正 前	184,270	154,548	127,076	25,215	678,114	29,517	100
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,556,333	1,254,880	130	2,376	284,099	8,261	65
	補 正 前	1,556,333	1,254,880	130	2,376	284,099	8,261	65
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	17,676			547	215,338		
	補 正 前	17,676			547	60,000		
	比 較	0			0	155,338		

一般会計

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,981) 119	2,473,032	547,143	548,596	3,568,771	633,625	4,202,396	
補 正 前	(1,981) 119	2,473,032	547,143	545,649	3,565,824	633,625	4,199,449	
比 較	(0) 0	0	0	2,947	2,947	0	2,947	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		19,552		1,690	3,940	70	
	補 正 前		19,552		1,690	3,940	70	
	比 較		0		0	0	0	
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	520,397						
	補 正 前	520,397						
	比 較	0						
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後					2,947		
	補 正 前					0		
	比 較					2,947		

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国県支出金	市 債	そ の 他								
6 農林水 産業費	1 農業費	ため池防災・ 減災事業	4		906,014		905,800		214		707,970		707,970		45.6
			5	補正前 の 額	925,344		925,000		344			1,123,388	1,123,388		
				補正額	△278,262		△278,200		△62			△278,262	△278,262		
				補正後 の 額	647,082		646,800		282			845,126	845,126		54.4
			計	補正前 の 額	1,831,358		1,830,800		558		707,970	1,123,388	1,831,358		
				補正額	△278,262		△278,200		△62			△278,262	△278,262		
				補正後 の 額	1,553,096		1,552,600		496		707,970	845,126	1,553,096		100.0
		ため池防災・ 減災事業 (その2)	5	補正前 の 額	806,934		806,700		234			806,934	806,934		
				補正額	△18,996		△19,000		4			△18,996	△18,996		
				補正後 の 額	787,938		787,700		238			787,938	787,938		44.4
			6		986,247		985,900		347				986,247	55.6	
			計	補正前 の 額	1,793,181		1,792,600		581			806,934	806,934	986,247	
				補正額	△18,996		△19,000		4			△18,996	△18,996		
				補正後 の 額	1,774,185		1,773,600		585			787,938	787,938	986,247	100.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画							前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国県支出金	市 債	そ の 他								
8 土木費	2 道路橋 りょう 費	橋りょう長寿 命化事業 (大黒橋)		元	0										0.0
				2	88,000	48,400	35,600		4,000	37,220	37,220		37,220		3.4
				3	412,000	226,600	166,800		18,600	414,143	414,143		414,143		37.6
				4	382,000	210,100	154,700		17,200		378,931		378,931		34.4
			5	補正前 の 額	225,000	123,750	91,100		10,150			276,706	276,706		
				補正額	△6,172	△23,158	△27,200		44,186			△6,172	△6,172		
				補正後 の 額	218,828	100,592	63,900		54,336			270,534	270,534		24.6
			計	補正前 の 額	1,107,000	608,850	448,200		49,950	451,363	830,294	276,706	1,107,000		
				補正額	△6,172	△23,158	△27,200		44,186			△6,172	△6,172		
				補正後 の 額	1,100,828	585,692	421,000		94,136	451,363	830,294	270,534	1,100,828		100.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国県支出金	市 債	そ の 他								
8 土木費	4 都市計 画費	東部幹線二線 橋整備事業	3	260	130	100		30	260	260		260		0.0	
			4	332,000	182,600	134,400		15,000		206,268		206,268		10.7	
			5	補正前 の 額	836,522	460,087	338,700		37,735			962,254	962,254		
				補正額		△115,237	△84,800		200,037						
				補正後 の 額	836,522	344,850	253,900		237,772			962,254	962,254		49.9
			6	132,089	72,648	53,400		6,041					132,089	6.8	
			7	629,071	345,989	254,700		28,382					629,071	32.6	
			計	補正前 の 額	1,929,942	1,061,454	781,300		87,188	260	206,528	962,254	1,168,782	761,160	
				補正額		△115,237	△84,800		200,037						
				補正後 の 額	1,929,942	946,217	696,500		287,225	260	206,528	962,254	1,168,782	761,160	100.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画							前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国県支出金	市 債	そ の 他								
10教育費	3 社会教 育費	(仮称) 歴史 情報・公文書 館整備事業	4	0											0.0
			5	補正前 の額	2,487,562	1,054,900	1,289,300	143,362			2,487,562	2,487,562			
				補正額		14,595	△241,900	2,566	224,739						
				補正後 の額	2,487,562	1,069,495	1,047,400	145,928	224,739			2,487,562	2,487,562		78.2
			6	692,305	81,900	549,200	61,205					692,305	21.8		
			計	補正前 の額	3,179,867	1,136,800	1,838,500	204,567			2,487,562	2,487,562	692,305		
				補正額		14,595	△241,900	2,566	224,739						
				補正後 の額	3,179,867	1,151,395	1,596,600	207,133	224,739			2,487,562	2,487,562	692,305	100.0

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普通債	31,987,831	37,752,033	補正前の額	11,155,800	3,190,735
			補 正 額	△ 891,600	
			補正後の額	10,264,200	
(1) 総務	341,536	333,397	補正前の額	8,100	27,766
			補 正 額	△ 1,800	
			補正後の額	6,300	
(2) 民生	1,173,721	1,229,339	補正前の額	6,800	196,631
			補 正 額	△ 5,000	
			補正後の額	1,800	
(3) 衛生	3,760,841	4,909,811	補正前の額	46,400	453,544
			補 正 額	△ 3,600	
			補正後の額	42,800	
(4) 労働			補正前の額	900	
			補 正 額	△ 100	
			補正後の額	800	
(5) 農林水産業	496,473	1,515,279	補正前の額	1,864,200	54,746
			補 正 額	△ 306,000	
			補正後の額	1,558,200	
(6) 商工	322,100	576,756	補正前の額	98,600	35,329
			補 正 額	△ 8,200	
			補正後の額	90,400	

一般会計

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
(7) 土木	10,580,008	12,960,029	補正前の額	3,541,900	1,088,706	補正前の額	15,413,223
			補 正 額	△ 270,500		補 正 額	△ 270,500
			補正後の額	3,271,400		補正後の額	15,142,723
(8) 消防	1,138,455	1,075,859	補正前の額	68,000	183,647	補正前の額	960,212
			補 正 額	△ 500		補 正 額	△ 500
			補正後の額	67,500		補正後の額	959,712
(9) 教育	12,149,961	13,198,557	補正前の額	5,351,400	927,322	補正前の額	17,622,635
			補 正 額	△ 274,500		補 正 額	△ 274,500
			補正後の額	5,076,900		補正後の額	17,348,135
(10) 公営住宅	2,024,736	1,953,006	補正前の額	169,500	223,044	補正前の額	1,899,462
			補 正 額	△ 21,400		補 正 額	△ 21,400
			補正後の額	148,100		補正後の額	1,878,062
2 災 害 復 旧 債	3,989,613	5,257,473	補正前の額	3,200	35,911	補正前の額	5,224,762
			補 正 額	△ 100		補 正 額	△ 100
			補正後の額	3,100		補正後の額	5,224,662
(8) 文教	707,487	1,948,250	補正前の額	900	5,775	補正前の額	1,943,375
			補 正 額	△ 100		補 正 額	△ 100
			補正後の額	800		補正後の額	1,943,275
合 計	85,913,032	90,818,840	補正前の額	12,847,100	7,696,998	補正前の額	95,968,942
			補 正 額	△ 891,700		補 正 額	△ 891,700
			補正後の額	11,955,400		補正後の額	95,077,242

一般会計

(別紙)

令和5年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

令和5年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ113千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,500,515千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国庫支出金		4,907	228	5,135
	1 国庫補助金	4,907	228	5,135
5 繰入金		3,205,956	△341	3,205,615
	1 他会計繰入金	2,877,475	△341	2,877,134
歳 入	合 計	29,500,628	△113	29,500,515

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 予備費		225,269	△113	225,156
	1 予備費	225,269	△113	225,156
歳 出	合 計	29,500,628	△113	29,500,515

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	5,141,739	0	5,141,739
2 国庫支出金	4,907	228	5,135
3 県支出金	19,952,143	0	19,952,143
4 財産収入	18	0	18
5 繰入金	3,205,956	△341	3,205,615
6 繰越金	1,104,946	0	1,104,946
7 諸収入	90,919	0	90,919
歳 入 合 計	29,500,628	△113	29,500,515

国民健康保険特別会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	654,976	0	654,976	228		△228	
2 保険給付費	19,825,741	0	19,825,741				
3 国民健康保険事業費納付金	7,271,914	0	7,271,914			△113	113
4 保健事業費	360,330	0	360,330				
5 基金積立金	1,104,967	0	1,104,967				
6 諸支出金	57,431	0	57,431				
7 予備費	225,269	△113	225,156				△113
歳出合計	29,500,628	△113	29,500,515	228		△341	

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 社会保障・税番号 制度システム整備 費等国庫補助金	0	228	228	1 社会保障・ 税番号制度 システム整 備費等国庫 補助金	228	社会保障・税番号制度システム整備費等国庫 補助金 228
計	4,907	228	5,135			

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,877,475	△ 341	2,877,134	3 職員給与費 等繰入金	△ 228	職員給与費等繰入金 △ 228
				7 産前産後保 険税繰入金	△ 113	産前産後保険税繰入金 △ 113
計	2,877,475	△ 341	2,877,134			

国民健康保険特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	558,576	0	558,576	特定財源 0 国・県 228 その他 △228			◎一般管理事務費 0
	特定財源の内訳						
	(国) 社会保障・税番号制度システム整備費等国庫補助金			228			
	(他) 職員給与費等繰入金			△228			
計	582,166	0	582,166	特定財源 0 国・県 228 その他 △228			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者医療給付費分	4,978,765	0	4,978,765	特定財源 △70 その他 △70 一般財源 70			◎一般被保険者医療給付費分 0

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者医療給付費分	特定財源の内訳 (他) 産前産後保険税繰入金△70						
計	4,978,765	0	4,978,765	特定財源△70 その他△70 一般財源70			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,698,648	0	1,698,648	特定財源 △29 その他 △29 一般財源 29			◎一般被保険者後期高齢者支援金等分 0
	特定財源の内訳						
	(他) 産前産後保険税繰入金			△29			
計	1,698,648	0	1,698,648	特定財源 △29 その他 △29 一般財源 29			

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源額内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 介護納付金分	594,501	0	594,501	特定財源	△14		◎介護納付金分	0
				その他	△14			
				一般財源	14			
	特定財源の内訳 (他) 産前産後保険税繰入金				△14			
計	594,501	0	594,501	特定財源	△14			
				その他	△14			
				一般財源	14			

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	225,269	△113	225,156	一般財源 △113			
計	225,269	△113	225,156	一般財源 △113			

国民健康保険特別会計

(別紙)

令和5年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

令和5年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,618千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,928,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		874,855	△916	873,939
	1 他会計繰入金	874,855	△916	873,939
4 諸収入		20,371	△702	19,669
	3 雑入	9,860	△702	9,158
歳 入 合 計		3,930,458	△1,618	3,928,840

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 保健事業費		10,024	△1,618	8,406
	1 保健事業費	10,024	△1,618	8,406
歳 出	合 計	3,930,458	△1,618	3,928,840

後期高齢者医療特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険料	3,024,459	0	3,024,459
2 繰入金	874,855	△916	873,939
3 繰越金	10,773	0	10,773
4 諸収入	20,371	△702	19,669
歳 入 合 計	3,930,458	△1,618	3,928,840

(歳 出)

(単位 千円)

[illegible]

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	874,855	△ 916	873,939	1 事務費繰入金	88	事務費繰入金 88
				2 職員給与費等繰入金	△ 1,004	職員給与費等繰入金 △ 1,004
計	874,855	△ 916	873,939			

(款) 4 諸収入

(項) 3 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	9,860	△ 702	9,158	1 雑入	△ 702	後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金 253
						高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業補助金 △ 969
						後期高齢者医療広域連合東日本大震災等対応事業費補助金 14
計	9,860	△ 702	9,158			

後期高齢者医療特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	91,977	0	91,977				◎職員給与費 0
	特定財源の内訳						
	(他) 職員給与費等繰入金			△1,004			
	(他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ 交付金			432			
	(他) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事 業補助金			572			
計	91,977	0	91,977				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 徴収費	19,225	0	19,225				◎徴収事務費 0
	特定財源の内訳						
	(他) 事務費繰入金			165			
	(他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ 交付金			△179			

後期高齢者医療特別会計

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 徴収費	(他) 後期高齢者医療広域連合東日本大震災等対応事業費補助金						
				14			
計	19,225	0	19,225				

(款) 3 保健事業費

(項) 1 保健事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健事業費	10,024	△1,618	8,406	特定財源 その他	7 報償費	△45	◎保健事業費 △1,618
					8 旅費	△111	
					10 需用費	△149	
				特定財源の内訳 (他) 事務費繰入金 (他) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業補助金	11 役務費	△24	
					12 委託料	△1,289	
計	10,024	△1,618	8,406	特定財源 その他			

後期高齢者医療特別会計

(別紙)

令和5年度郡山市介護保険特別会計補正予算(第4号)

令和5年度郡山市の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,178千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,217,722千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国庫支出金		6,191,718	△4,384	6,187,334
	2 国庫補助金	1,460,714	△4,384	1,456,330
4 県支出金		3,987,064	△2,532	3,984,532
	2 県補助金	239,753	△2,532	237,221
6 繰入金		5,295,060	△2,280	5,292,780
	1 一般会計繰入金	4,515,591	△2,280	4,513,311
8 諸収入		475	18	493
	3 雑入	464	18	482
歳 入 合 計		29,226,900	△9,178	29,217,722

介護保険特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		724,962	△330	724,632
	1 総務管理費	416,720	△330	416,390
3 地域支援事業費		1,550,387	△11,514	1,538,873
	1 地域支援事業費	1,547,202	△11,514	1,535,688
6 予備費		30,000	2,666	32,666
	1 予備費	30,000	2,666	32,666
歳 出	合 計	29,226,900	△9,178	29,217,722

介護保険特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険料	5,693,764	0	5,693,764
2 国庫支出金	6,191,718	△4,384	6,187,334
3 支払基金交付金	7,276,496	0	7,276,496
4 県支出金	3,987,064	△2,532	3,984,532
5 財産収入	425	0	425
6 繰入金	5,295,060	△2,280	5,292,780
7 繰越金	781,898	0	781,898
8 諸収入	475	18	493
歳 入 合 計	29,226,900	△9,178	29,217,722

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	724,962	△330	724,632	△300		△30	
2 保険給付費	26,074,329	0	26,074,329				
3 地域支援事業費	1,550,387	△11,514	1,538,873	△6,616		△2,232	△2,666
4 基金積立金	456,588	0	456,588				
5 諸支出金	390,634	0	390,634				
6 予備費	30,000	2,666	32,666				2,666
歳出合計	29,226,900	△9,178	29,217,722	△6,916		△2,262	

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業交付金	434,721	△ 4,464	430,257	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	△ 4,464	現年度分包括的支援事業・任意事業交付金 △ 4,464
6 介護保険事業費補助金	5,745	80	5,825	1 介護保険事業費補助金	80	介護保険事業費国庫補助金 80
計	1,460,714	△ 4,384	1,456,330			

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	239,253	△ 2,232	237,021	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	△ 2,232	現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金 △ 2,232
2 介護保険事業費県補助金	500	△ 300	200	1 介護保険事業費県補助金	△ 300	地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △ 300
計	239,753	△ 2,532	237,221			

介護保険特別会計

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業繰入金	239,253	△ 2,232	237,021	2 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	△ 2,232	現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金 △ 2,232
3 その他一般会計繰入金	1,017,047	△ 48	1,016,999	2 事務費繰入金	△ 48	事務費繰入金 △ 48
計	4,515,591	△ 2,280	4,513,311			

(款) 8 諸収入

(項) 3 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	463	18	481	2 雑入	18	認定審査会委託負担金 18
計	464	18	482			

介護保険特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般管理費	416,720	△330	416,390	特定財源	△330	12 委託料	△330	◎一般管理事務費	△330
				国・県	△300			○介護人材確保育成	
				その他	△30			支援事業費★	△330
	特定財源の内訳								
				(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金	△300				
				(他) 事務費繰入金	△30				
計	416,720	△330	416,390	特定財源	△330				
				国・県	△300				
				その他	△30				

(款) 1 総務費

(項) 3 要介護認定費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 正源 額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
1 要介護認定費	284,633	0	284,633				◎介護認定審査会費0
	特定財源の内訳						
	(他) 事務費繰入金△18						
				(他) 認定審査会委託負担金18			
計	284,633	0	284,633				

介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明		
						区分	金額			
3 包括的支援事業・任意事業費	674,266	△11,514	662,752	特定財源 国・県 その他 一般財源	△8,848 △6,616 △2,232 △2,666	7 報償費	△8,501	◎任意事業費 ○認知症高齢者家族 支援事業費★ ○介護サービス相談 員派遣事業費★	△11,514 0 △11,514	
						8 旅費	△2,714			
						10 需用費	△37			
						11 役務費	△22			
						18 負担金補助及び交付金	△240			
	特定財源の内訳									
	(国) 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金						△4,464			
	(国) 介護保険事業費国庫補助金						80			
	(県) 現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金						△2,232			
	(他) 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金						△2,232			
計	1,547,202	△11,514	1,535,688	特定財源 国・県 その他 一般財源	△8,848 △6,616 △2,232 △2,666					

(款) 6 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	30,000	2,666	32,666	一般財源	2,666		
計	30,000	2,666	32,666	一般財源	2,666		

介護保険特別会計

(別紙)

令和5年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度郡山市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,420千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,123千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		1	1,106	1,107
	1 使用料	1	1,106	1,107
2 財産収入		15	1	16
	1 財産運用収入	15	1	16
3 繰入金		7,527	△7,527	0
	1 一般会計繰入金	7,527	△7,527	0
歳 入	合 計	7,543	△6,420	1,123

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地開発基金費		7,543	△6,420	1,123
	1 土地開発基金費	7,543	△6,420	1,123
歳 出	合 計	7,543	△6,420	1,123

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	1	1,106	1,107
2 財産収入	15	1	16
3 繰入金	7,527	△7,527	0
歳 入 合 計	7,543	△6,420	1,123

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地開発基金費	7,543	△6,420	1,123			△6,420	
歳出合計	7,543	△6,420	1,123			△6,420	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 土地開発基金使用料	1	1,106	1,107	1 土地開発基金使用料	1,106	土地開発基金取得敷地内電柱等設置占用料 1,106
計	1	1,106	1,107			

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	15	1	16	1 利子及び配当金	1	土地開発基金利子 1
計	15	1	16			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	7,527	△ 7,527	0	1 一般会計繰入金	△ 7,527	一般会計繰入金 △ 7,527
計	7,527	△ 7,527	0			

公共用地先行取得事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地開発基金費

(項) 1 土地開発基金費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土地開発基金費	7,543	△6,420	1,123	特定財源	8 旅費	△145	◎土地開発基金費 △6,420
				その他	10 需用費	△498	
					11 役務費	△3,732	
					12 委託料	△2,995	
					27 繰出金	950	
				特定財源の内訳			
				(他) 土地開発基金取得敷地内電柱等設置占用料		1,106	
				(他) 土地開発基金利子		1	
				(他) 一般会計繰入金		△7,527	
計	7,543	△6,420	1,123	特定財源			
				その他			

公共用地先行取得事業特別会計

(別紙)

令和5年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度郡山市の駐車場事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43,524千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,227千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		124,305	43,521	167,826
	1 使用料	124,301	43,520	167,821
	2 手数料	4	1	5
3 諸収入		178	3	181
	1 市預金利子	1	△1	0
	2 雑入	177	4	181
歳 入	合 計	124,703	43,524	168,227

駐車場事業特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 駐車場事業費		124,703	43,524	168,227
	1 駐車場管理費	124,703	43,524	168,227
歳 出	合 計	124,703	43,524	168,227

駐車場事業特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	124,305	43,521	167,826
2 財産収入	220	0	220
3 諸収入	178	3	181
歳 入 合 計	124,703	43,524	168,227

(歲出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 駐車場事業費	124,703	43,524	168,227			43,524	
歳出合計	124,703	43,524	168,227			43,524	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 駐車場使用料	124,301	43,520	167,821	1 駐車場使用料	43,520	駐車場使用料 43,520
計	124,301	43,520	167,821			

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	4	1	5	1 手数料	1	定期駐車場使用券再発行手数料 2 駐車場利用証明手数料 △ 1
計	4	1	5			

(款) 3 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	△ 1	0	1 市預金利子	△ 1	市預金利子 △ 1
計	1	△ 1	0			

駐車場事業特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	177	4	181	1 雑入	4	私用光熱水料 4
計	177	4	181			

駐車場事業特別会計

3 歳出

(款) 1 駐車場事業費

(項) 1 駐車場管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源 額の 内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 駐車場管理費	124,703	43,524	168,227	特定財源	43,524	8 旅費	△20	◎駐車場管理運営費	43,524
				その他	43,524	10 需用費	△4,906		
						11 役務費	△265		
						12 委託料	△751		
						26 公課費	△3,626		
						27 繰出金	53,092		
				特定財源の内訳					
				(他) 駐車場使用料		43,520			
(他) 定期駐車場使用券再発行手数料		2							
(他) 駐車場利用証明手数料		△1							
(他) 市預金利子		△1							
(他) 私用光熱水料		4							
計	124,703	43,524	168,227	特定財源	43,524				
				その他	43,524				

駐車場事業特別会計

(別紙)

令和5年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度郡山市の県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,659千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入		23,656	3	23,659
	1 財産運用収入	23,656	3	23,659
歳 入	合 計	23,656	3	23,659

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市街地再開発事業費		23,656	3	23,659
	1 市街地再開発事業費	23,656	3	23,659
歳 出	合 計	23,656	3	23,659

郡山駅西口市街地再開発事業特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入	23,656	3	23,659
歳 入 合 計	23,656	3	23,659

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 市街地再開発事業費	23,656	3	23,659			3	
歳出合計	23,656	3	23,659			3	

郡山駅西口市街地再開発事業特別会計

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	23,656	3	23,659	1 土地建物貸付収入	3	保留床貸付収入 3
計	23,656	3	23,659			

3 歳出

(款) 1 市街地再開発事業費

(項) 1 市街地再開発事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 事業費	23,656	3	23,659	特定財源 3	18 負担金補助及び交付金	△24	◎市街地再開発事業費 3
				その他 3	27 繰出金	27	
				特定財源の内訳 (他) 保留床貸付収入 3			
計	23,656	3	23,659	特定財源 3 その他 3			

郡山駅西口市街地再開発事業特別会計

(別紙)

令和5年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)

令和5年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ52,031千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,384,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		571,945	△16	571,929
	1 一般会計繰入金	571,945	△16	571,929
3 諸収入		187,231	585	187,816
	1 雑入	187,231	585	187,816
4 市債		412,200	△52,600	359,600
	1 市債	412,200	△52,600	359,600
歳 入	合 計	1,436,161	△52,031	1,384,130

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		574,873	△52,031	522,842
	2 施設費	176,455	△52,031	124,424
歳 出	合 計	1,436,161	△52,031	1,384,130

総合地方卸売市場特別会計

第 2 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合地方卸売市場施設整備事業	千円 153,500		%		千円 100,900		%	
合 計	412,200				359,600			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	264, 785	0	264, 785
2 繰入金	571, 945	△16	571, 929
3 諸収入	187, 231	585	187, 816
4 市債	412, 200	△52, 600	359, 600
歳 入 合 計	1, 436, 161	△52, 031	1, 384, 130

(単位 千円)

総合地方卸売市場特別会計

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	571,945	△ 16	571,929	1 一般会計繰入金	△ 16	一般会計繰入金 △ 16
計	571,945	△ 16	571,929			

(款) 3 諸収入

(項) 1 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	187,231	585	187,816	1 雑入	585	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 585
計	187,231	585	187,816			

(款) 4 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	153,500	△ 52,600	100,900	1 総合地方卸売市場施設整備事業債	△ 52,600	総合地方卸売市場施設整備事業債 △ 52,600
計	412,200	△ 52,600	359,600			

総合地方卸売市場特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 施設費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 施設整備事業費	176,455	△52,031	124,424	特定財源	△52,031	14 工事請負費	△52,031	◎施設整備事業費 △52,031 ○総合地方卸売市場 施設改修費★ △52,031
				市債	△52,600			
				その他	569			
				特定財源の内訳				
				(市債) 総合地方卸売市場施設整備事業債 △52,600				
(他) 一般会計繰入金 △16								
(他) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 585								
計	176,455	△52,031	124,424	特定財源	△52,031			
				市債	△52,600			
				その他	569			

総合地方卸売市場特別会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額				
2 総 合 卸 売 市 場 施 設 整 備 事 業 債	1,251,200	1,251,200	補正前の額	153,500	8,810	補正前の額	1,395,890
			補 正 額	△ 52,600		補 正 額	△ 52,600
			補正後の額	100,900		補正後の額	1,343,290
合 計	4,373,066	3,837,362	補正前の額	412,200	830,652	補正前の額	3,418,910
			補 正 額	△ 52,600		補 正 額	△ 52,600
			補正後の額	359,600		補正後の額	3,366,310

総合地方卸売市場特別会計

(別紙)

令和5年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度郡山市の工業団地開発事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,177千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,953,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 財産収入		173,435	266	173,701
	1 財産運用収入	53	266	319
3 繰入金		622,869	△2,443	620,426
	1 一般会計繰入金	622,869	△2,443	620,426
4 市債		3,111,700	△2,000	3,109,700
	1 市債	3,111,700	△2,000	3,109,700
歳 入	合 計	3,958,004	△4,177	3,953,827

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 工業団地開発事業費		3,952,264	△2,630	3,949,634
	1 工業団地管理費	4,355	△246	4,109
	2 工業団地造成事業費	3,947,909	△2,384	3,945,525
2 公債費		5,740	△1,547	4,193
	1 公債費	5,740	△1,547	4,193
歳 出	合 計	3,958,004	△4,177	3,953,827

工業団地開発事業特別会計

第 2 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部第一工業団地造成事業債	千円 3,111,700		%		千円 3,109,700		%	
合 計	3,111,700				3,109,700			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	50,000	0	50,000
2 財産収入	173,435	266	173,701
3 繰入金	622,869	△2,443	620,426
4 市債	3,111,700	△2,000	3,109,700
歳 入 合 計	3,958,004	△4,177	3,953,827

(歳 出)

(単位 千円)

[illegible]

2 歳入

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	53	266	319	1 土地建物貸付収入	266	土地貸付収入 266
計	53	266	319			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	622,869	△ 2,443	620,426	1 一般会計繰入金	△ 2,443	一般会計繰入金 △ 2,443
計	622,869	△ 2,443	620,426			

(款) 4 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	3,111,700	△ 2,000	3,109,700	1 西部第一工業団地造成事業債	△ 2,000	西部第一工業団地造成事業債 △ 2,000
計	3,111,700	△ 2,000	3,109,700			

工業団地開発事業特別会計

3 歳出

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 1 工業団地管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 工業団地管理費	4,355	△246	4,109	特定財源 △246 その他 △246	12 委託料	△246	◎西部第一工業団地管理費 △246
	特定財源の内訳						
	(他) 土地貸付収入 266 (他) 一般会計繰入金 △512						
計	4,355	△246	4,109	特定財源 △246 その他 △246			

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 西部第一工業団地造成事業費	3,947,909	△2,384	3,945,525	特定財源	△2,384	8 旅費	△34	◎西部第一工業団地造成事業費 △2,384 ○西部第一工業団地造成事業費★ △2,384
				市債	△2,000	10 需用費	△195	
				その他	△384	18 負担金補助及び交付金	△7	
				特定財源の内訳		21 補償補填及び賠償金	△2,148	
				(市債) 西部第一工業団地造成事業債 (他) 工業団地造成敷地売払収入 (他) 一般会計繰入金				
					△2,000 1,547 △1,931			

工業団地開発事業特別会計

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	3,947,909	△2,384	3,945,525	特定財源 △2,384 市債 △2,000 その他 △384			

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 利子	5,740	△1,547	4,193	特定財源 △1,547 その他 △1,547	22 償還金利子 及び割引料	△1,547	◎本年度償還利子 △1,547
	特定財源の内訳						
	(他) 工業団地造成敷地売払収入			△1,547			
計	5,740	△1,547	4,193	特定財源 △1,547 その他 △1,547			

工業団地開発事業特別会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
西 部 第 一 工 業 団 地 造 成 事 業 債	820,188	1,525,010	補正前の額	3,111,700		補正前の額	4,636,710
			補 正 額	△ 2,000		補 正 額	△ 2,000
			補正後の額	3,109,700		補正後の額	4,634,710
合 計	820,188	1,525,010	補正前の額	3,111,700		補正前の額	4,636,710
			補 正 額	△ 2,000		補 正 額	△ 2,000
			補正後の額	3,109,700		補正後の額	4,634,710

工業団地開発事業特別会計

(別紙)

令和5年度郡山市水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和5年度郡山市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度郡山市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入				
第1款 水道事業収益		9,885,350千円	4,574千円	9,889,924千円
第2項 営業外収益		625,635千円	4,574千円	630,209千円
支出				
第1款 水道事業費用		7,802,774千円	8,505千円	7,811,279千円
第1項 営業費用		7,412,180千円	8,505千円	7,420,685千円

第3条 予算第4条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,496,188千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額422,946千円、当年度分損益勘定留保資金49,550千円、減債積立金911,174千円及び建設改良積立金3,112,518千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入				
第1款 資本的収入		510,302千円	5,901千円	516,203千円
第1項 出資金		52,298千円	5,901千円	58,199千円

第4条 予算第8条に定めた(1)職員給与費「765,820千円」を「774,325千円」に改める。

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、退職手当支給見込額22,849千円のうち一般会計が負担する額4,574千円を除いた額18,275千円及び下水道事業会計への退職手当負担金支出見込額7,527千円を合わせた額25,802千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

(5) 修繕引当金

修繕引当金については、平成26年3月31日以前に引き当てられたものを計上し、引き続き従前の例により取り崩すこととしていたが、使用が見込まれないことから、当該資金の有効活用を図るため、修繕引当金1,194,613千円を取り崩し特別利益とする。

令和 5 年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 水道事業収益			4,574	
	2 営業外収益		4,574	
		4 他会計負担金	4,574	退職手当一般会計負担金

支 出 (単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 水道事業費用			8,505	
	1 営業費用		8,505	
		5 総係費	8,505	退職給付費を補正

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 資本的収入			5,901	
	1 出資金		5,901	
		1 出資金	5,901	一般会計出資金を補正

令和５年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
(令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで)

(単位 千円)

１ 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	1,856,214
減価償却費	3,024,668
固定資産除却費	47,801
貸倒引当金の増減額（△は減少）	292
退職給付引当金の増減額（△は減少）	21,456
修繕引当金の増減額（△は減少）	△ 1,194,613
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 8,483
長期前受金戻入額	△ 399,632
受取利息及び受取配当金	1,252
支払利息	102,685
未収金の増減額（△は増加）	169,238
未払金の増減額（△は減少）	50,832
前払金の増減額（△は増加）	924,400
小計	4,596,110
利息及び配当金の受取額	△ 1,252
利息の支払額	△ 102,685
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,492,173

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 5,707,095
無形固定資産の取得による支出	△ 2,000
有形固定資産の売却による収入	3,636
短期貸付金の回収による収入	189,000
工事負担金による収入	497,504
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 5,018,955</u>

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等企業債の償還による支出	△ 911,174
他会計からの出資による収入	<u>58,199</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 852,975

資金増加額(又は減少額)	△ 1,379,757
資金期首残高	<u>10,520,313</u>
資金期末残高	9,140,556

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	18	(20)	478	311,203	243,627	555,308	99,675	654,983
	支 弁 職 員		()		61,070	37,929	98,999	20,343	119,342
	資 本 勘 定		14						
	合 計	18	(20)	478	372,273	281,556	654,307	120,018	774,325
			80						
補 正 前	損 益 勘 定	18	(20)	478	311,203	235,122	546,803	99,675	646,478
	支 弁 職 員		()		61,070	37,929	98,999	20,343	119,342
	資 本 勘 定		14						
	合 計	18	(20)	478	372,273	273,051	645,802	120,018	765,820
			80						
比 較	損 益 勘 定	0	(0)	0	0	8,505	8,505	0	8,505
	支 弁 職 員		()		0	0	0	0	0
	資 本 勘 定		0						
	合 計	0	(0)	0	0	8,505	8,505	0	8,505
			0						

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	11,869	7,745	5,406	870	44,303	2,055	
	補 正 前	11,869	7,745	5,406	870	44,303	2,055	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	84,122	59,637		13,005	712		51,832
	補 正 前	84,122	59,637		13,005	712		43,327
	比 較	0	0		0	0		8,505

水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	18	()	478	281,276	236,067	517,821	93,338	611,159
	支 弁 職 定		()		61,070	37,929	98,999	20,343	119,342
	資 本 勘 定		()						
補 正 前	損 益 勘 定	18	()	478	281,276	227,562	509,316	93,338	602,654
	支 弁 職 定		()		61,070	37,929	98,999	20,343	119,342
	資 本 勘 定		()						
比 較	損 益 勘 定	0	()	0	0	8,505	8,505	0	8,505
	支 弁 職 定		()		0	0	0	0	0
	資 本 勘 定		()						
合 計	損 益 勘 定	18	()	478	342,346	273,996	616,820	113,681	730,501
	支 弁 職 定		()						
	資 本 勘 定		()						

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
		期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
補 正 後	補 正 後	11,869	6,430	5,406	705	44,159	2,055	
	補 正 前	11,869	6,430	5,406	705	44,159	2,055	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
補 正 前	補 正 後	78,186	59,637		13,005	712		51,832
	補 正 前	78,186	59,637		13,005	712		43,327
	比 較	0	0		0	0		8,505

水道事業会計

令和 5 年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和 6 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

資 産 の 部									
1	固	定	資	産					
(1)	有	形	固	定	資	産			
イ	土					地			
口	建					物			
	減	価	償	却	累	計			
						額			
ハ	構					物			
	減	価	償	却	累	計			
						額			
ニ	機					置			
	減	価	償	却	累	計			
						額			
ホ	車					具			
	減	価	償	却	累	計			
						額			
ヘ	船					船			
	減	価	償	却	累	計			
						額			
ト	工					品			
	減	価	償	却	累	計			
						額			
チ	建					勘			
	有	形	固	定	資	産			
						合			
(2)	無	形	固	定	資	産			
イ	水					権			
口	地					権			
ハ	ソ					ア			
ニ	ダ					権			
ホ	電					権			
	無	形	固	定	資	産			
						合			
(3)	投					産			
イ	出					金			
	投					計			
	固					合			
	定					計			
	資								
	所								
	の								
	他								
	の								
	資								
	産								
	合								
	計								

71,031,304

水道事業会計

資 本 の 部									
6	資			本			金		
(1)	資			本			金		
	イ	固	有	資	本		金		
	ロ	出		資			金		
	ハ	組	入	資	本		金		
	資		本	金	合		計		
	資		本	金	合		計		
						40,845,358		53,325,617	
7	剰			余			金		
(1)	資		本	剰	余		金		
	イ	受	贈	財	産	評	価		
	資	本	剰	余	金	合	額		
							計		
							金		
(2)	利		益	剰	余		金		
	イ	減	債	積	立		金		
	ロ	建	設	改	良	積	立		
	ハ	当	年	度	未	処	分		
		利	益	剰	余	金	合		
		剰					合		
		資		本			合		
		負	債	資	本		合		
						5,879,906		10,786,718	
									10,975,703
									64,301,320
									80,590,438

(参考資料)

令和５年度郡山市水道事業会計補正予算明細書

収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業収益		9,885,350	4,574	9,889,924		
2 営業外収益		625,635	4,574	630,209		
	4 他会計負担金	8,980	4,574	13,554	他会計負担金	4,574
収益的収入合計		9,885,350	4,574	9,889,924		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業費用		7,802,774	8,505	7,811,279		
1 営業費用		7,412,180	8,505	7,420,685		
	5 総係費	513,750	8,505	522,255	退職給付費	8,505
収益的支出合計		7,802,774	8,505	7,811,279		

水道事業会計

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 資本的収入		510,302	5,901	516,203		
1 出資金		52,298	5,901	58,199		
	1 出資金	52,298	5,901	58,199	出資金	5,901
資本的収入合計		510,302	5,901	516,203		

(別紙)

令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算(第4号)

第1条 令和5年度郡山市下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度郡山市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、公共下水道建設費「5,419,875千円」を「5,057,446千円」に、特定環境保全公共下水道建設費「65,369千円」を「63,592千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	下水道事業収益	9,069,091千円	△186,374千円	8,882,717千円
第2項	営業外収益	3,358,463千円	△241,342千円	3,117,121千円
第3項	特別利益	5,015千円	54,968千円	59,983千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用	9,049,708千円	△241,342千円	8,808,366千円
第1項	営業費用	8,190,654千円	△241,342千円	7,949,312千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	下水道事業資本的収入	7,648,972千円	△364,206千円	7,284,766千円
第1項	企業債	3,674,800千円	△315,800千円	3,359,000千円
第2項	他会計出資金	1,822,668千円	△18,259千円	1,804,409千円
第4項	補助金	2,073,110千円	△30,147千円	2,042,963千円
		支	出	
第1款	下水道事業資本的支出	11,072,742千円	△364,206千円	10,708,536千円
第1項	建設改良費	5,805,242千円	△364,206千円	5,441,036千円

第5条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	小原田導水管整備事業	千円 780,000	5	千円 360,000	千円 780,000	5	千円 220,000
				6	420,000		6	420,000
							7	140,000

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
下水道整備事業	千円 3,017,400	千円 2,701,600			
合 計	3,674,800	3,359,000			

第7条 予算第10条に定めた(1)職員給与費「633,466千円」を「675,453千円」に改める。

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2 セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	138,385,488	6,055,595	144,441,083
セグメント負債	100,466,827	4,529,672	104,996,499

下水道事業会計

令和 5 年度郡山市下水道事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業収益			△ 186,374	
	2 営業外収益		△ 241,342	
		1 他会計負担金	△ 241,342	汚水処理等一般会計負担金を補正
	3 特別利益		54,968	
		1 過年度損益修正益	54,968	流域下水道維持管理負担金還付金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業費用			△ 241,342	
	1 営業費用		△ 241,342	
		8 流域下水道管理費	△ 280,000	流域下水道維持管理負担金を補正
		9 給与費	41,987	職員給与費を補正
		11 資産減耗費	△ 3,329	有形固定資産除却費を補正

下水道事業会計

資 本 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本の収入			△ 364,206	
	1 企業債		△ 315,800	
		1 建設企業債	△ 315,800	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		△ 18,259	
		1 他会計出資金	△ 18,259	一般会計出資金を補正
	4 補助金		△ 30,147	
		1 国庫補助金	△ 35,343	建設改良事業国庫補助金を補正
		2 県補助金	5,196	建設改良事業県補助金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本の支出			△ 364,206	
	1 建設改良費		△ 364,206	
		1 公共下水道建設費	△ 362,429	公共下水道整備費用を補正
		3 特定環境保全公共下水道建設費	△ 1,777	特定環境保全公共下水道整備費用を補正

下水道事業会計

令和５年度郡山市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
(令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで)

(単位 千円)

１ 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 25,525
減価償却費	4,542,573
固定資産除却費	15,155
貸倒引当金の増減額（△は減少）	615
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 21,132
長期前受金戻入額	△ 1,340,864
支払利息	803,242
未収金の増減額（△は増加）	△ 273,228
未払金の増減額（△は減少）	193,296
前払金の増減額（△は増加）	931,690
小計	4,825,822
利息の支払額	△ 803,242
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,022,580

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 8,102,470
無形固定資産の取得による支出	△ 49,127
国庫補助金による収入	2,958,043
県補助金による収入	5,196
受益者負担金分担金による収入	78,393
工事負担金による収入	1
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 169,006
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,278,970

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等企業債による収入	5,086,253
その他の企業債による収入	△ 683,553
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 5,913,393
その他の企業債の償還による支出	645,893
他会計からの出資による収入	1,804,409
財務活動によるキャッシュ・フロー	939,609

資金増加額（又は減少額）	△ 316,781
資金期首残高	866,394
資金期末残高	549,613

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	13	(12)	316	182,375	156,236	338,927	61,414	400,341
	支 弁 職 定	4	()	162	136,948	91,016	228,126	46,986	275,112
	資 本 勘 定		32						
	合 計	17	(12)	478	319,323	247,252	567,053	108,400	675,453
補 正 前	損 益 勘 定	13	(12)	316	182,375	114,249	296,940	61,414	358,354
	支 弁 職 定	4	()	162	136,948	91,016	228,126	46,986	275,112
	資 本 勘 定		32						
	合 計	17	(12)	478	319,323	205,265	525,066	108,400	633,466
比 較	損 益 勘 定	0	(0)	0	0	41,987	41,987	0	41,987
	支 弁 職 定	0	()	0	0	0	0	0	0
	資 本 勘 定		0						
	合 計	0	(0)	0	0	41,987	41,987	0	41,987

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	12,559	6,017	5,781	1,187	36,965	1,011	
	補 正 前	12,559	6,017	5,781	1,187	36,965	1,011	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	73,801	55,964		11,141	839		41,987
	補 正 前	73,801	55,964		11,141	839		0
	比 較	0	0		0	0		41,987

下水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	13	()	316	163,914	151,657	315,887	57,432	373,319
	支 弁 職 定	4	()	162	136,948	91,016	228,126	46,986	275,112
	資 本 勘 定		32						
	合 計	17	()	478	300,862	242,673	544,013	104,418	648,431
補 正 前	損 益 勘 定	13	()	316	163,914	109,670	273,900	57,432	331,332
	支 弁 職 定	4	()	162	136,948	91,016	228,126	46,986	275,112
	資 本 勘 定		32						
	合 計	17	()	478	300,862	200,686	502,026	104,418	606,444
比 較	損 益 勘 定	0	()	0	0	41,987	41,987	0	41,987
	支 弁 職 定	0	()	0	0	0	0	0	0
	資 本 勘 定		0						
	合 計	0	()	0	0	41,987	41,987	0	41,987

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
		期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	12,559	5,311	5,781	1,007	36,965	1,011	
	補 正 前	12,559	5,311	5,781	1,007	36,965	1,011	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	補 正 後	70,108	55,964		11,141	839		41,987
	補 正 前	70,108	55,964		11,141	839		0
	比 較	0	0		0	0		41,987

下水道事業会計

継 続 費 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支払	未までの	以降の支払	総額に	
					企業債	一般会計 支出	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支払	支払	義務	支払	義務	対する	
									義務 発生額	義務発生 (見込)額	義務 発生 予定額	義務発生 予定額	義務発生 予定額	進捗率 (%)	
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	小原田導水管整備事業	5	変更前	360,000	162,000		180,000	18,000			360,000	360,000		
				変更額	△ 140,000	△ 63,000		△ 70,000	△ 7,000			△ 140,000	△ 140,000		
				変更後	220,000	99,000		110,000	11,000			220,000	220,000	28.2	
			6		420,000	189,000		210,000	21,000					420,000	53.8
			7	変更前											
				変更額	140,000	63,000		70,000	7,000					140,000	
				変更後	140,000	63,000		70,000	7,000					140,000	18.0
			計	変更前	780,000	351,000		390,000	39,000			360,000	360,000	420,000	
				変更額								△ 140,000	△ 140,000	140,000	
				変更後	780,000	351,000		390,000	39,000			220,000	220,000	560,000	100.0

下水道事業会計

令和5年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部									
1	固 定 資 産								
(1)	有 形 固 定 資 産								
	イ 土 地 物 類								3,715,365
	ロ 建 設 物 類								2,285,905
	ハ 構 築 物 類								△ 1,022,276
	ニ 機 械 及 び 装 置								176,800,487
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具								△ 52,021,423
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品								14,562,623
	ト 建 設 仮 勘 定								△ 9,706,219
	有 形 固 定 資 産 合 計								11,618
(2)	無 形 固 定 資 産								△ 9,227
	イ 施 設 利 用 権								26,809
	無 形 固 定 資 産 合 計								△ 16,092
(3)	投 資 所 他 の 資 産								10,717
	イ 出 資 所 他 の 資 産 合 計								2,526,050
	投 資 所 他 の 資 産 合 計								137,153,620
2	流 動 資 産								
(1)	現 金 預 金								549,613
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金								1,533,132
(3)	貯 留 資 産 合 計								△ 27,243
	流 動 資 産 合 計								1,505,889
	流 動 資 産 合 計								3,447
	流 動 資 産 合 計								2,058,949
	流 動 資 産 合 計								144,441,083

下水道事業会計

負債の部

[illegible]

資本の部

[illegible]

(参考資料)

令和５年度郡山市下水道事業会計補正予算明細書

収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業収益		9,069,091	△ 186,374	8,882,717		
2 営業外収益		3,358,463	△ 241,342	3,117,121		
	1 他会計負担金	1,865,856	△ 241,342	1,624,514	他会計負担金	△ 241,342
3 特別利益		5,015	54,968	59,983		
	1 過年度損益修正益	1	54,968	54,969	過年度損益修正益	54,968
収益的収入合計		9,069,091	△ 186,374	8,882,717		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業費用		9,049,708	△ 241,342	8,808,366		
1 営業費用		8,190,654	△ 241,342	7,949,312		
	8 流域下水道管理費	1,967,876	△ 280,000	1,687,876	負担金	△ 280,000
	9 給与費	358,038	41,987	400,025	退職給付費	41,987
	11 資産減耗費	32,155	△ 3,329	28,826	固定資産除却費	△ 3,329
収益的支出合計		9,049,708	△ 241,342	8,808,366		

下水道事業会計

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的收入		7,648,972	△ 364,206	7,284,766		
1 企業債		3,674,800	△ 315,800	3,359,000		
	1 建設企業債	3,017,400	△ 315,800	2,701,600	建設企業債	△ 315,800
2 他会計出資金		1,822,668	△ 18,259	1,804,409		
	1 他会計出資金	1,822,668	△ 18,259	1,804,409	他会計出資金	△ 18,259
4 補助金		2,073,110	△ 30,147	2,042,963		
	1 国庫補助金	2,073,110	△ 35,343	2,037,767	国庫補助金	△ 35,343
	2 県補助金	0	5,196	5,196	県補助金	5,196
資本的收入合計		7,648,972	△ 364,206	7,284,766		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本の支出		11,072,742	△ 364,206	10,708,536		
1 建設改良費		5,805,242	△ 364,206	5,441,036		
	1 公共下水道建設費	5,419,875	△ 362,429	5,057,446	委託料	△ 61,722
					工事請負費	△ 120,451
					補償金及び賠償金	△ 173,054
					負担金	△ 7,202
	3 特定環境保全公共下水道建設費	65,369	△ 1,777	63,592	工事請負費	△ 1,777
資本の支出合計		11,072,742	△ 364,206	10,708,536		

下水道事業会計

(別紙)

令和5年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和5年度郡山市農業集落排水事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度郡山市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、農業集落排水事業建設費「17,504千円」を「17,009千円」に改める。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款 農業集落排水事業資本的収入		185,422千円	△495千円	184,927千円
第1項 企業債		9,500千円	△400千円	9,100千円
第2項 他会計出資金		172,422千円	△95千円	172,327千円
		支	出	
第1款 農業集落排水事業資本的支出		407,059千円	△495千円	406,564千円
第1項 建設改良費		17,504千円	△495千円	17,009千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
農業集落排水施設整備事業	千円 9,500	千円 9,100			
合 計	9,500	9,100			

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和 5 年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算実施計画
資本的收入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 農業集落排水事業資本的收入			△ 495	
	1 企業債		△ 400	
		1 建設企業債	△ 400	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		△ 95	
		1 他会計出資金	△ 95	一般会計出資金を補正

支 出 (単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 農業集落排水事業資本の支出			△ 495	
	1 建設改良費		△ 495	
		1 農業集落排水事業建設費	△ 495	農業集落排水施設整備費用を補正

令和５年度郡山市農業集落排水事業会計キャッシュ・フロー計算書
(令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで)

(単位 千円)

１ 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 154
減価償却費	389,090
固定資産除却費	157
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 52
賞与引当金の増減額（△は減少）	53
長期前受金戻入額	△ 168,928
支払利息	60,534
未収金の増減額（△は増加）	66,320
未払金の増減額（△は減少）	100,719
小計	447,739
利息の支払額	△ 60,534
業務活動によるキャッシュ・フロー	387,205

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 30,457
国庫補助金による収入	12,000
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	<u>△ 318</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,775

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入金の返済による支出	△ 166,000
建設改良費等企業債による収入	14,800
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 389,555
他会計からの出資による収入	<u>172,327</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 368,428

資金増加額(又は減少額)	2
資金期首残高	<u>921</u>
資金期末残高	923

令和5年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部									
1	固 定 資 産								
(1)	有 形 固 定 資 産								
	イ 土 地							184,706	
	ロ 建 設					477,298			
	ハ 構 造	価 償 却	累 計			△ 168,829		308,469	
	ニ 機 械 及 び 装 置	価 償 却	累 計			14,294,465			
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	価 償 却	累 計			△ 4,889,431		9,405,034	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	価 償 却	累 計			2,531,222			
						△ 1,785,814		745,408	
						91			
						0		91	
						145			
						△ 138		7	
	有 形 固 定 資 産 合 計							10,643,715	
2	流 動 資 産								10,643,715
(1)	現 金							923	
(2)	未 貸 倒 収 引 当						124,091		
(3)	貯 留 資 産 合 計						△ 267	123,824	
								473	
									125,220
									10,768,935

農業集落排水事業会計

負債の部									
3	固	定	負	債					
(1)	企	業	業	債	等	企	業	債	
	イ	建	設	改	良	費	等	債	
	企	固	定	負	債	合	合	計	
									2,815,614
									2,815,614
									2,815,614
4	流	動	負	債					
(1)	企	業	業	債	等	企	業	債	
	イ	建	設	改	良	費	等	債	
	企	固	定	負	債	合	合	計	
									386,686
									386,686
									123,970
(2)	未			払	当			金	
(3)	引			引	金	当		金	
	イ	賞	与	引	金	合		計	
	引	当		金	り			金	
									706
									706
									117
									511,479
5	繰	延	前	収	受	合		益	
(1)	長	期	前	収	受	合		金	
	収	益	化	累	計			額	
	繰	延	収	益	合			計	
	負		債						7,773,736
									△ 3,094,992
									4,678,744
									8,005,837

資本の部

[illegible]

(参考資料) 令和5年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算明細書
資本的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業資本的収入		185,422	△ 495	184,927		
1 企業債		9,500	△ 400	9,100		
	1 建設企業債	9,500	△ 400	9,100	建設企業債	△ 400
2 他会計出資金		172,422	△ 95	172,327		
	1 他会計出資金	172,422	△ 95	172,327	他会計出資金	△ 95
資本的収入合計		185,422	△ 495	184,927		

資本的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業資本的支出		407,059	△ 495	406,564		
1 建設改良費		17,504	△ 495	17,009		
	1 農業集落排水事業建設費	17,504	△ 495	17,009	委託料	△ 130
					工事請負費	△ 365
資本的支出合計		407,059	△ 495	406,564		

(予 算 資 料)

1 令和5年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		155,802,905	△ 1,847,871	153,955,034
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	29,500,628	△ 113	29,500,515
	後期高齢者医療特別会計	3,930,458	△ 1,618	3,928,840
	介護保険特別会計	29,226,900	△ 9,178	29,217,722
	公共用地先行取得事業特別会計	7,543	△ 6,420	1,123
	荒井北井土地地区画整理事業特別会計	1,991	0	1,991
	富田第二土地地区画整理事業特別会計	38,265	0	38,265
	伊賀河原土地地区画整理事業特別会計	683,400	0	683,400
	徳定土地地区画整理事業特別会計	796,385	0	796,385
	大町土地地区画整理事業特別会計	493,262	0	493,262
	駐車場事業特別会計	124,703	43,524	168,227
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	23,656	3	23,659
	総合地方卸売市場特別会計	1,436,161	△ 52,031	1,384,130
	工業団地開発事業特別会計	3,958,004	△ 4,177	3,953,827
	熱海温泉事業特別会計	630,784	0	630,784
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	21,782	0	21,782
	多田野財産区特別会計	15,938	0	15,938
	河内財産区特別会計	20,773	0	20,773

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	片平財産区特別会計	1,591	0	1,591
	月形財産区特別会計	1,176	0	1,176
	舟津財産区特別会計	26,297	0	26,297
	舘財産区特別会計	25,311	0	25,311
	浜路財産区特別会計	853	0	853
	横沢財産区特別会計	14,836	0	14,836
	中野財産区特別会計	3,440	0	3,440
	後田財産区特別会計	2,619	0	2,619
	水道事業会計	12,815,165	8,505	12,823,670
	簡易水道事業会計	361,174	0	361,174
	下水道事業会計	20,122,450	△ 605,548	19,516,902
	農業集落排水事業会計	1,102,726	△ 495	1,102,231
	計	105,388,271	△ 627,548	104,760,723
	合 計	261,191,176	△ 2,475,419	258,715,757

2 一 般 会 計 歳 出 補 正 予 算 節 別 一 覧 表

(単位 千円)

款 名 節 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 報酬		△353													△353	2,950,812	2,950,459
2 給料															0	7,781,139	7,781,139
3 職員手当等		158,285													158,285	5,027,091	5,185,376
4 共済費															0	3,262,258	3,262,258
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費		△6,708				△90	△703	△1,078		△5,658					△14,237	717,083	702,846
8 旅費		△415	△71	△61		△90	△841			△2,296					△3,774	248,210	244,436
9 交際費															0	3,888	3,888
10 需用費		△14,923	△26,170	△5,357	△175	△1,886	△4,309	△6,743		△80,998	△464				△141,025	6,306,791	6,165,766
11 役務費		△10,651	△1	△16,398		△1,144	△2,076	△45		△1,056					△31,371	1,006,920	975,549
12 委託料		△4,075	△1,753	△266,068	△416	△21,828	△5,666	△88,747		△40,764					△429,317	19,276,934	18,847,617
13 使用料及び賃借料		△1,316				△72	△394			△32,464					△34,246	2,167,556	2,133,310
14 工事請負費		△382	△11,449	△15,283		△314,800	△3,013	△151,956		△265,387					△762,270	12,520,569	11,758,299
15 原材料費															0	91,151	91,151
16 公有財産購入費								△289							△289	245,491	245,202
17 備品購入費		△1,274	△26,996					△11,710		△912					△40,892	518,065	477,173
18 負担金補助及び交付金		36,635	△106,167	△79,844	△3,436	△73,490	△44,410	△302,508		△94,675					△667,895	29,654,065	28,986,170
19 扶助費			△338,957							△53,122					△392,079	28,222,434	27,830,355
20 貸付金			△5,000												△5,000	3,939,504	3,934,504
21 補償補填及び賠償金			△3,870					△5,522							△9,392	403,314	393,922
22 償還金利子及び割引料			57,755												57,755	9,052,786	9,110,541
23 投資及び出資金				5,901		△95		△18,259							△12,453	2,048,913	2,036,460
24 積立金		440,358	23,418	21,175		1,710		1,089		2,596					490,346	9,419,236	9,909,582
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,105	9,105
27 繰出金			△3,537			△16	△2,443	△7,527							△13,523	10,532,341	10,518,818
予備費														3,859	3,859	394,211	398,070
歳 出 合 計		595,181	△442,798	△355,935	△4,027	△411,801	△63,855	△593,295		△574,736	△464			3,859	△1,847,871	155,802,905	153,955,034

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款 名 性 質 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 人件費		196,954													196,954	19,074,367	19,271,321
うち職員給															0	7,781,139	7,781,139
2 扶助費			△338,957							△53,122					△392,079	35,935,260	35,543,181
3 公債費															0	7,993,800	7,993,800
4 物件費		△25,835	△33,251	△207,857	△278	△25,251	△12,254	△51,025		△39,474					△395,225	23,963,947	23,568,722
5 維持補修費		△20	△156			△7,469		△18,158		△1,565					△27,368	2,394,828	2,367,460
6 補助費等		△9,096	△27,886	△57,420	△3,436	△35,806	△45,077	△295,151		△100,460					△574,332	17,825,849	17,251,517
うち補助交付金		△2,400	△79,755	△8,712	△3,436	△34,877	△44,374	△5,331		△94,675					△273,560	5,221,155	4,947,595
7 積立金		440,358	23,418	21,175		1,710		1,089		2,596					490,346	9,419,236	9,909,582
8 投資及び出資金				5,901		△95		△18,259							△12,453	2,048,913	2,036,460
9 貸付金			△5,000												△5,000	3,939,504	3,934,504
10 繰出金			△3,537			△16	△2,443	△7,527							△13,523	10,532,341	10,518,818
11 普通建設事業費		△7,180	△57,429	△42,161	△313	△344,874	△4,081	△204,264		△382,711					△1,043,013	21,958,384	20,915,371
(1)補助事業費		△382	△35,845	△15,562		△38,162		△120,533		△248,493					△458,977	14,821,739	14,362,762
(2)単独事業費		△6,798	△21,584	△26,599	△313	△306,712	△4,081	△83,731		△134,218					△584,036	7,136,645	6,552,609
12 災害復旧事業費				△75,573							△464				△76,037	322,265	246,228
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														3,859	3,859	394,211	398,070
歳 出 合 計		595,181	△442,798	△355,935	△4,027	△411,801	△63,855	△593,295		△574,736	△464			3,859	△1,847,871	155,802,905	153,955,034

4 令和5年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	6 政策開発費	UIJターン支援補助金	45,600	△1,400	44,200
		13 市民協働推進費	クラウドファンディング活用促進事業費補助金	1,000	△1,000	0
3 民生費	3 老人福祉費	3 介護保険事業費	老人福祉施設等整備費補助金	42,770	△163	42,607
	4 児童福祉費	1 こども政策費	子どもの居場所づくり支援補助金	1,500	△917	583
			ベビーファースト活動支援補助金	1,500	△630	870
			結婚新生活スタートアップ支援補助金	64,000	△21,550	42,450
			民間放課後児童クラブ運営費補助金	181,890	△62	181,828
			認可保育所等施設整備費補助金	62,730	△25,092	37,638
			認定こども園移行支援補助金	564	△564	0
		2 こども家庭費	家賃等低廉化事業費補助金	24,600	△10,516	14,084
		3 保育費	保育施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金	43,400	△40,833	2,567
			保育施設等光熱費高騰対応支援補助金	34,739	△4,683	30,056
4 衛生費	1 保健衛生費	4 保健所健康づくり費	若年がん患者在宅療養支援事業費補助金	4,212	△4,212	0
		9 環境政策費	次世代自動車導入補助金	16,000	△7,950	8,050

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	1 保健衛生費	9 環境政策費	エネルギー３Ｒ推進事業補助金	46,100	△1,020	45,080
		11 浄化槽対策費	浄化槽設置整備事業補助金	36,652	△13,454	23,198
			浄化槽維持管理費補助金	46,385	△4,500	41,885
5 労働費	1 労働諸費	1 労働諸費	ネットを活用した採用活動支援補助金	10,000	△3,436	6,564
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	中山間地域等直接支払交付金	117,510	△3,714	113,796
			機構集積協力金	21,946	△17,013	4,933
			経営継承・発展等支援事業費補助金	4,000	△4,000	0
			輸出用米取組拡大支援事業費補助金	2,806	△134	2,672
			担い手づくり総合支援事業費補助金	3,900	△250	3,650
			アグリテック普及推進事業費補助金	3,000	△306	2,694
			遊休農地等再生対策支援事業費補助金	835	△742	93
			新規就農者育成総合対策事業費補助金	80,250	△39,066	41,184
			新規就農者等マーケティング支援事業費補助金	1,000	△815	185
		3 農業振興費	風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業費補助金	4,797	△839	3,958
			狩猟による地域環境保全対策推進事業費補助金	780	△403	377

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	園芸生産拠点育成支援事業費補助金	41,977	△5,330	36,647
			産地生産力強化総合対策事業費補助金	3,185	△782	2,403
	2 林業費	1 林業振興費	森林整備事業費補助金	1,515	△96	1,419
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	商店街等照アップ事業費補助金	15,172	△2,985	12,187
			商業起業家支援事業費補助金	364	△364	0
			中心市街地空き店舗活用支援事業費補助金	1,650	△1,650	0
			こおりやま産業クラウドファンディング活用支援補助金	3,000	△2,739	261
			スタートアップ支援補助金	8,000	△5,000	3,000
			B C P 策定等支援補助金	750	800	1,550
			インボイス・電子帳簿保存法改正対応支援事業費補助金	600	△378	222
			B C P 等計画策定集団指導事業費補助金	300	△249	51
			中小企業等向け専門家活用支援事業費補助金	6,500	△3,625	2,875
			中小企業エネルギー価格高騰対策支援給付金	25,000	△13,100	11,900
			運輸業等支援給付金	63,350	△12,680	50,670
		2 観光物産費	旅行需要喚起事業費補助金	5,000	△193	4,807

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
7 商工費	1 商工費	2 観光物産費	海外販路開拓等支援補助金	4,000	△394	3,606
			宿泊施設環境整備支援補助金	20,000	△36	19,964
		3 産業創出費	医療関連製品開発補助金	1,000	△667	333
			新製品・新技術・生産性向上システム等開発費補助金	1,000	△1,000	0
			中小企業等海外展示会出展費補助金	300	△150	150
8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	木造住宅耐震改修促進事業補助金	12,000	△7,000	5,000
			ブロック塀等安全対策事業費補助金	2,000	△1,480	520
	4 都市計画費	5 公園費	緑あふれるまちづくり事業費補助金	2,262	△501	1,761
		8 公共交通対策費	公共交通運行支援給付金	22,000	△2,830	19,170
	5 住宅費	1 住宅費	老朽空家除却費補助金	1,000	△1,000	0
			空家地域活用支援事業補助金	1,000	△1,000	0
10 教育費	2 小中学校費	1 学校教育推進費	奨学資金給与交付金	25,200	△1,150	24,050
		2 学校管理費	学校給食費補助金	1,446,434	△93,525	1,352,909

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

令和6年3月28日、第213回国会において、地方税法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、郡山市税条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する必要があるため。

令和6年3月30日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

郡山市税条例の一部を改正する条例

郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（市民税の減免） 第40条の2 （略） 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) （略） 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、<u>直ちに</u>その旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第60条 （略） 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(5) （略） 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、<u>直ちに</u>その旨を市長に申告しなければならない。 （特別土地保有税の減免） 第118条の3 （略）	（市民税の減免） 第40条の2 （略） 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) （略） 3 第1の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、<u>ただちに</u>その旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第60条 （略） 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書をその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) （略） 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、<u>ただちに</u>その旨を市長に申告しなければならない。 （特別土地保有税の減免） 第118条の3 （略）

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第19条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第19条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第26条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第20条、第22条から第23条の2まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第22条の2第2項、第38条の5第1項及び前条の規定の適用については、第22条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第38条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住

民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税

の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第38条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第38条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第38条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数

があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第38条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特

別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする

。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特

別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第38条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第38条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る

個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第38条の5第2項の規定により読み替えられた第38条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第38条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第38条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第20条、第22条から第23条の2まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第17条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第23条の2第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第23条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第17条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第23条の2第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条

例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16・17 (略)

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5

例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17・18 (略)

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5

項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の8 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を

項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の8 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を

添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係

当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当

る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当

該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（令和6年度から令和8年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例に関する経過措置）

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例に関する経過措置）

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資

(略)

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条、第13条又は前条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条又は第13条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、前条の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第116条第1号及び第119条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第116条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する

産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条、第13条又は第13条の2の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条又は第13条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第116条第1号及び第119条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第116条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する

価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の4 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) （略）

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 （略）

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) （略）

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第

価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) （略）

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の4 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) （略）

4 （略）

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) （略）

7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第18条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第18条の5 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第18条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第18条の5 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

得割の額並びに附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 (略)

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第19条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

6 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第19条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場

を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業

合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業

地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第20条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（略）

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

第20条の2 （略）

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する前条の規定の適用については、同条中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次条の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

第20条の3 附則第19条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第19条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則

地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第20条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（略）

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

第20条の2 （略）

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第20条の規定の適用については、同条中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次条の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

第20条の3 附則第19条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第19条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則

第18条第6項に、<u>附則第19条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」</u>とは法附則第17条第4号に、<u>附則第19条第4項及び第5項並びに附則第20条の「負担水準」</u>とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第20条の「農地」</u>とは法附則第17条第1号に、<u>附則第20条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>前条の「市街化区域農地」</u>とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。 第21条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> （令和6年度から令和8年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置） 第22条 地方税法等の一部を改正する法律<u>附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u>	第18条第6項に、<u>附則第19条第1項、第2項、第4項及び第5項の「商業地等」</u>とは法附則第17条第4号に、<u>附則第19条第4項及び第5項並びに附則第20条の「負担水準」</u>とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第20条の「農地」</u>とは法附則第17条第1号に、<u>附則第20条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第20条の2の「市街化区域農地」</u>とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。 第21条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> （令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置） 第22条 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）<u>附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第21条の2において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u>
---	--

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の郡山市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して

課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

專決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

理由

本市が管理するアカシアの木が風により倒れ、[REDACTED]管理のフェンスに損害を与えたことにつき、被害者救済の立場から直ちに和解し、その損害を賠償する必要性が生じたため。

令和6年5月22日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年11月28日午後5時30分頃、郡山市安積町牛庭五丁目209番地先の本市が管理するアカシアの木が風により倒れ、
管理のフェンスを破損し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、
。(2) は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金856,544円

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- 1 専決第8号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 2 専決第10号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 3 専決第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 4 専決第12号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 5 専決第13号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 6 専決第14号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 7 専決第15号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 8 専決第17号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 9 専決第18号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 10 専決第19号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和6年3月29日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和4年12月15日議会の議決を得た東部幹線（富久山）橋梁上部工整備工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

4 契約金額中「382,800,000円」を「390,793,700円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年4月16日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年1月30日午前10時20分頃、郡山市立芳山小学校駐車場において、当市自動車が誤って、[REDACTED] 所有の軽乗用車へ衝突し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED] に対し、金60,510円を支払う。
- (2) [REDACTED] は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金60,510円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年4月17日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年12月26日午後0時58分頃、郡山市谷島町51番地先の市道上において、当市自動車が誤って、[REDACTED]所有の普通乗用車と接触し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた車両損害を賠償するため、[REDACTED]に対し、金630,400円を支払う。
- (2) 郡山市は、この事故によって生じた車両損害以外の損害を賠償するため、[REDACTED]に対し、金98,592円を支払う。
- (3) [REDACTED]は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金728,992円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年4月26日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年3月6日午後2時6分頃、郡山市堂前町262番地先の県道上において、当市自動車が誤って、[REDACTED] 所有の普通乗用車に追突し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED] に対し、金116,895円を支払う。
- (2) [REDACTED] は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金116,895円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和6年5月14日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和4年12月15日議会の議決を得た（仮称）郡山市歴史情報・公文書館建設主体工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

4 契約金額中「1,891,967,000円」を「1,901,581,000円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和6年5月14日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和4年12月15日議会の議決を得た（仮称）郡山市歴史情報・公文書館建設電気設備工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

4 契約金額中「317,641,500円」を「321,007,500円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和6年5月14日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和4年12月15日議会の議決を得た（仮称）郡山市歴史情報・公文書館建設機械設備工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

4 契約金額中「735,240,000円」を「739,750,000円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年5月22日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年3月6日午後6時55分頃、郡山市荒井町字道ノ前28番1地先の市道上において、[REDACTED]所有の軽乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED]に対し、金25,641円を支払う。
- (2) [REDACTED]は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金25,641円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年5月29日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年1月13日午前9時頃、郡山市小原田五丁目1番4地先の市道上において、[REDACTED]が、道路側溝用の蓋に足をとられて転倒し、負傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED]に対し、金14,130円を支払う。
- (2) [REDACTED]は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金14,130円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年5月29日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年3月7日午前7時50分頃、郡山市荒井町字道ノ前28番1地先の市道上において、[REDACTED]所有の小型乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED]に対し、金17,017円を支払う。
- (2) [REDACTED]は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金17,017円

令和5年度郡山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	5年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰次繰越額	繰 越 金	左 の 財 源 内 訳		
				予算計上額	前 年 度 繰次繰越額	計					特 定 財 源		
											国・県 支出金	市 債	その他
6 農林水産業費	1 農業費	ため池防災・減災事業（その2）	円 1,774,185,000	円 787,938,000	円	円 787,938,000	円 551,270,000	円 236,668,000	円 236,668,000	円 168,000	円	円 236,500,000	円
8 土木費	4 都市計画費	東部幹線二線橋整備事業	1,929,942,000	836,522,000	125,732,100	962,254,100	777,732,400	184,521,700	184,521,700	63,454,200	69,767,500	51,300,000	
10 教育費	3 社会教育費	（仮称）歴史情報・公文書館整備事業	3,179,867,000	2,487,562,000		2,487,562,000	1,310,970,000	1,176,592,000	1,176,592,000	346,492,000		830,100,000	
合 計			6,883,994,000	4,112,022,000	125,732,100	4,237,754,100	2,639,972,400	1,597,781,700	1,597,781,700	410,114,200	69,767,500	1,117,900,000	

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

令和5年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1 議会費	1 議会費	議会システム改修事業	円 58,756,000	円 55,110,000	円	円	円	円	円 55,110,000
2 総務費	1 総務管理費	西庁舎省エネルギー環境整備調査業務委託	11,913,000	9,101,400					9,101,400
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業	1,070,056,000	825,698,880		825,698,000			880
	4 児童福祉費	子育て応援給付金給付事業	106,056,000	105,877,800					105,877,800
		児童手当システム改修事業	14,423,000	14,422,000		14,422,000			
		保育所等性被害防止対策支援事業	5,175,000	5,175,000		3,450,000			1,725,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	37,423,000	37,423,000		37,423,000			
5 労働費	1 労働諸費	業務改善賃上げ応援補助金	11,624,000	10,502,000					10,502,000
6 農林水産業費	1 農業費	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金	83,107,000	83,106,600		83,106,000			600
		農業用施設整備事業	66,952,000	62,002,000		62,000,000			2,000
		土地改良事業	442,000	441,792			300,000		141,792
8 土木費	2 道路橋りょう費	通学路安全対策事業	14,953,000	14,953,000		8,224,000	6,700,000		29,000
		道路ストック整備事業	34,962,000	34,962,000		17,481,000	17,400,000		81,000
		橋りょう長寿命化事業	47,156,000	37,306,692		20,518,000	14,700,000		2,088,692
	3 河川費	準用河川改修事業	1,263,200,000	1,261,716,000		401,000,000	852,500,000		8,216,000

令和５年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
	4 都市計画費	地域生活拠点型再開発事業費補助金	245,840,000	245,840,000		184,380,000			61,460,000
		中心市街地活性化推進事業	34,000,000	29,000,000		19,500,000			9,500,000
		街路整備事業	192,937,000	179,285,880		82,537,790	74,200,000		22,548,090
10 教育費	2 小中学校費	小学校施設環境整備事業	318,680,000	318,680,000		63,978,000	252,700,000		2,002,000
		中学校施設環境整備事業	282,690,000	282,690,000		55,990,000	225,500,000		1,200,000
	3 社会教育費	（仮称）歴史情報・公文書館整備事業	482,112,000	463,498,200			343,500,000		119,998,200
		埋蔵文化財発掘調査事業	12,304,000	12,304,000					12,304,000
		市史編さん事業	10,017,000	10,017,000					10,017,000
	4 保健体育費	開成山地区体育施設整備事業	3,263,563,000	3,263,562,320	155,377,270	1,710,185,050	1,398,000,000		
		磐梯熱海アイスアリーナ冷凍設備改修事業	448,084,000	382,800,000			344,500,000		38,300,000
合 計			8,116,425,000	7,745,475,564	155,377,270	3,589,892,840	3,530,000,000		470,205,454

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

令和5年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 行為額 予定額	翌年 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
			円	円	円	円	円	円	国・県支出金	市債	その他	円	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎維持補修事業	5,720,000		5,720,000		5,720,000					5,720,000	事業遅延のため
3 民生費	3 老人福祉費	老人福祉施設等防災 対策費補助金	30,920,000		30,920,000		30,920,000		30,920,000				事業遅延のため
8 土木費	3 河川費	準用河川改修事業	510,010,600	229,190,000	280,820,600		280,820,600		93,606,867	187,200,000		13,733	事業遅延のため
合 計			546,650,600	229,190,000	317,460,600		317,460,600		124,526,867	187,200,000		5,733,733	

令和6年6月13日提出

郡山市長 品川 萬里

令和5年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	円 208,586,000	円 189,950,289	円 91,468,289	円 46,182,000	円 52,300,000	円	円
合 計			208,586,000	189,950,289	91,468,289	46,182,000	52,300,000		

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

令和5年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	円 289,791,000	円 289,790,563	円 147,287,563	円 63,203,000	円 79,300,000	円	円
合 計			289,791,000	289,790,563	147,287,563	63,203,000	79,300,000		

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

令和5年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	円 247,816,000	円 198,638,000	円 36,689,000	円 85,249,000	円 76,700,000	円	円
合 計			247,816,000	198,638,000	36,689,000	85,249,000	76,700,000		

令和6年6月13日提出

郡山市長 品川 萬里

令和5年度郡山市工業団地開発事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	5年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度 繰越繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国・県 支出金	市 債	その他
1 工業団地開 発事業費	2 工業団地造 成事業費	西部第一工業団地造 成事業（第2期工区 ）	円 8,631,656,000	円 3,936,623,000	円 679,445,000	円 4,616,068,000	円 2,196,459,000	円 2,419,609,000	円 2,419,609,000	円 442,109,000	円	円 1,977,500,000	円
合 計			8,631,656,000	3,936,623,000	679,445,000	4,616,068,000	2,196,459,000	2,419,609,000	2,419,609,000	442,109,000		1,977,500,000	

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

令和5年度郡山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	5年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残 額	翌年度繰越繰越額	翌年度繰越繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越繰越額	計				企業債	建設改良積立金等	
1 資本的支出	1 建設改良費	熱海浄水場設備更新工事	円 430,000,000	円 97,000,000	円 193,000,000	円 290,000,000	円	円 290,000,000	円 290,000,000	円	円 290,000,000	円
		堀口浄水場浄水池更新工事	1,500,000,000	100,000,000		100,000,000		100,000,000	100,000,000		100,000,000	
		熱海配水場配水池更新工事	600,000,000	50,000,000		50,000,000		50,000,000	50,000,000		50,000,000	
	合 計		2,530,000,000	247,000,000	193,000,000	440,000,000		440,000,000	440,000,000		440,000,000	

令和6年6月13日提出

郡山市長 品川 萬里

令和5年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購 入 限 度 額	説 明
						工事負担金 及び寄附金	企業債	建設改良 積立金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管布設工事	円 26,081,000	円	円 26,081,000	円	円	円 26,081,000	円	円	事業遅延のため
		配水管更新工事	522,012,700		522,012,700			522,012,700			関係機関との調 整に期間を要し たため
		配水幹線更新工事	811,203,800		811,203,800			811,203,800			関係機関との調 整に期間を要し たため
		増圧ポンプ場更新工事	23,100,000		23,100,000			23,100,000			事業遅延のため
		浄水場工業計器更新工事	14,021,700		14,021,700			14,021,700			入札不調のため
合 計			1,396,419,200		1,396,419,200			1,396,419,200			

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						給水収益等	工事負担金 及び寄附金	建設改良 積立金等			
1 水道事業費用	1 営業費用	増圧ポンプ場修繕事業	円 8,580,000	円	円 8,580,000	円 8,580,000	円	円	円	円	事業遅延のため
1 資本的支出	1 建設改良費	水管橋橋脚補強工事	101,706,000		101,706,000			101,706,000			事業遅延のため
合 計			110,286,000		110,286,000	8,580,000		101,706,000			

令和6年6月13日提出

郡山市長 品川 萬里

令和５年度郡山市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	５年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残 額	翌年度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				国・県支出金	企業債	出資金等
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	石塚樋門・ポンプゲート整備事業	円 2,102,200,000	円 917,100,000	円 348,700,000	円 1,265,800,000	円 348,700,000	円 917,100,000	円 917,100,000	円 458,550,000	円 412,700,000	円 45,850,000
		公共下水道ＤＢ事業者選定アドバイザー業務委託	39,000,000	30,000,000		30,000,000		30,000,000	30,000,000	15,000,000	13,500,000	1,500,000
		149号雨水幹線整備事業	580,000,000	248,000,000		248,000,000		248,000,000	248,000,000	124,000,000	111,600,000	12,400,000
		小原田導水管整備事業	780,000,000	220,000,000		220,000,000		220,000,000	220,000,000	110,000,000	99,000,000	11,000,000
		図景貯留管関連管渠整備事業	356,200,000	108,000,000		108,000,000		108,000,000	108,000,000	54,000,000	48,600,000	5,400,000
		湖南浄化センター非常用発電設備設置工事	159,500,000	29,019,000		29,019,000		29,019,000	29,019,000	15,960,000	11,600,000	1,459,000
合 計			4,016,900,000	1,552,119,000	348,700,000	1,900,819,000	348,700,000	1,552,119,000	1,552,119,000	777,510,000	697,000,000	77,609,000

令和６年６月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里

令和5年度郡山市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	汚水処理施設整備事業	円 84,230,900	円	円 84,230,900	円 31,688,800	円 47,000,000	円 5,542,100	円	事業遅延のため
		雨水対策整備事業	646,099,728		646,099,728	243,813,394	336,700,000	65,586,334		国の予算措置に伴う事業前 倒し等のため
		本管改良事業	38,300,000		38,300,000	19,150,000	7,200,000	11,950,000		国の予算措置に伴う事業前 倒しのため
		施設改良事業	26,100,000		26,100,000	13,050,000	3,600,000	9,450,000		国の予算措置に伴う事業前 倒しのため
		終末処理場施設建設事業	12,000,000		12,000,000	6,000,000	5,400,000	600,000		国の予算措置に伴う事業前 倒しのため
合 計			806,730,628		806,730,628	313,702,194	399,900,000	93,128,434		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 下水道事業 費用	1 営業費用	下水道管理センター雨水ポンプ原動機温 調弁修繕事業	円 880,000	円	円 880,000	円	円	円 880,000	円	事業遅延のため
合 計			880,000		880,000			880,000		

令和6年6月13日提出

郡山市長 品 川 萬 里